

泉佐野市地域防災計画
〔資料編〕
(案)

平成24年2月版

泉佐野市地域防災計画 資料編目次

1	災害対策本部関係	
1 - 1	泉佐野市災害対策本部組織編成表	1
1 - 2	泉佐野市災害対策本部事務分掌	2
1 - 3	泉佐野市災害時組織編成	7
1 - 4	警戒対応時組織編成	9
1 - 5	“ 事務分掌	10
1 - 6	津波警報発表時組織・連絡表	11
2	消防関係	
2 - 1	消防力現勢表	12
2 - 2	消防水利の現況	13
2 - 3	消防団主力機械等の保有状	14
2 - 4	救助車輛積載の主な救助資器材一覧表	15
2 - 5	消防組織	16
	付図 2(1) 消防機関の配置図	17
2 - 6	危険物施設数量状況	18
	付図 2(2) 危険物指定数量分布図	19
2 - 7	通信指令系統図	20
2 - 8	林道の現況	21
	付図 2(3) 林道現況図	22
2 - 9	防火対象物一覧表	23
2 - 10	市内高層建築物の現況	24
2 - 11	消防応援協定	25
2 - 12	文化財一覧表	26
2 - 13	大阪府緊急消防援助隊の活動拠点	27
3	水防関係	
3 - 1	府管理河川（要水防河川）	28
3 - 2	市管理河川	29
3 - 3	公共下水道の現況	29
3 - 4	要水防ため池	30
	付図 3(1) 要水防ため池分布図	33
3 - 5	府管理海岸（要水防海岸）	34
3 - 6	重要防潮施設一覧表	35

3 - 7	現有公共岸壁	36
	付図 3 (2) 重要防潮施設・共有岸壁位置図	37
3 - 8	急傾斜地崩壊危険箇所等一覧	38
3 - 9	土石流危険渓流一覧	40
3 - 10	地すべり危険箇所等一覧	41
3 - 11	山地災害危険地区	42
	付図 3 (3) 大木急傾斜地崩壊危険区域図	43
	付図 3 (4) 岡本急傾斜地崩壊危険区域図	44
	付図 3 (5) 土砂災害危険区域・箇所位置図	45
	付図 3 (6) 山地災害危険地区位置図	46
	付図 3 (7) 土砂災害警戒区域等位置図	47
4	災害通信関係	
4 - 1	各機関の電話番号	48
4 - 2	大阪府防災行政無線局番号一覧	49
4 - 3	大阪地区非常通信経路計画市町村系	50
4 - 4	非常通信用紙	51
4 - 5	防災行政無線陸上移動局配置表	52
	付図 4 (1) 防災行政無線屋外子局配置図	53
5	地震・気象情報関係	
5 - 1	近畿地方及びその周辺の主な活断層分布図	54
5 - 2	泉佐野市災害履歴	55
6	被害情報関係	
6 - 1	災害救助法に基づく被害状況等報告様式	56
6 - 2	地すべり、急傾斜地災害報告様式	57
6 - 3	土石流災害報告様式	58
6 - 4	土砂災害及び警戒避難体制記録	59
6 - 5	災害救助法による救助の程度・方法及び期間早見表	60
6 - 6	被害状況等報告基準	62
6 - 7	建物被害状況等判定基準	63
6 - 8	罹災証明書	66

7	輸送関係	
7 - 1	公用車台数	67
7 - 2	緊急通行車両事前届出書等	68
	付図 7(1) 緊急交通路位置図	73
	付図 7(2) 救援物資の輸送経路図	74
7 - 3	災害時用臨時ヘリポート一覧表	75
	付図 7(3) 災害時用臨時ヘリポート位置図	76
8	避難関係	
8 - 1	一時避難地及び広域避難地	77
8 - 2	避難所開設予定場所	78
	付図 8(1) 避難地及び避難路位置図	79
	付図 8(2) 避難所開設予定場所位置図	80
8 - 3	避難者カード	81
9	飲料水・食糧・生活必需品関係	
9 - 1	水道部主要機材一覧表	82
9 - 2	泉佐野市配水管工事事業者	83
9 - 3	市備蓄状況及び備蓄目標	84
9 - 4	大阪府災害用備蓄食料等一覧表	85
9 - 5	災害用備蓄倉庫所在地一覧表	86
9 - 6	農林水産関係団体一覧表	87
9 - 7	災害時における食糧等物資の供給協力に関する協定書	88
9 - 8	生活必需品等調達業者等一覧表	90
10	清掃関係	
10 - 1	塵芥処理能力	91
10 - 2	し尿処理能力	92
11	災害時応援関係	
11 - 1	自衛隊の災害派遣要請要求書等	93
11 - 2	公用令書	94
12	地震被害想定概要	
12 - 1	地震被害想定概要	96
	付図 12(1) 津波の浸水区域図	104

参 考

1 . 泉佐野市防災会議条例	105
2 . 泉佐野市防災会議運営要綱	107
3 . 泉佐野市防災会議委員一覧表	108
4 . 泉佐野市災害対策本部条例	109
5 . 泉佐野市消防団員等公務災害補償条例（抜粋）	110
6 . 泉佐野市災害弔慰金の支給等に関する条例	112
7 . 泉佐野市立学校（園）災害対策計画	117
8 . りんくう総合医療センター災害救助隊活用計画	120
9 . 原子炉施設及び住民の安全確保に関する協定書	123
10 . 災害時における相互支援、協力協定	125
11 . 地震災害における緊急設備支援に関する協定書	126
12 . 災害時におけるLPガス等の供給協力に関する協定書	128
13 . 災害時における電気設備の応急復旧時等の応援に関する協定書	130

泉佐野市災害対策本部事務分掌

部 名	班 名	事 務 分 掌
事務局 (部長 市民協働担当理事) (副部長 市長公室長) (副部長 まちづくり調整担当理事) (副部長 まちづくり活性化担当理事) (副部長 人権推進担当理事) (副部長 会計管理者)	本部班 (班長 市民協働課危機管理担当参事)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策本部会議及び防災会議に関する事。 2. 配備指令及び本部指令の伝達に関する事。 3. 災害情報の収集並びに報告に関する事。 4. 本部と各部との連絡調整に関する事。 5. 災害救助法に関する事。 6. 災害無線通信に関する事。 7. 本部の設置及び閉鎖に関する事。 8. 自衛隊の派遣要請に関する事。 9. 災害関係費に関する事。 10. 関係機関との連絡調整に関する事。 11. 広報公聴活動に関する事。 12. 災害状況の記録写真に関する事。 13. 報道関係との連絡に関する事。
	情報班 (班長 秘書課長) (班長 政策推進課長) (班長 行財政管理課長) (班長 人権推進課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般見舞者の受付に関する事。 2. 本部長等の被害地視察及び慰問に関する事。 3. 災害予算の編成に関する事。 4. 市の災害復旧資金計画に関する事。 5. 被害状況の収集及び報告に関する事。 6. 災害応急対策実施状況のとりまとめに関する事。 7. 所管施設の警戒と復旧計画に関する事。 8. 所管施設に係る避難所の開設及び管理運営に関する事。 9. 部内の他班に属さないこと。
	会計班 (班長 会計課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害関係費の支出に関する事。 2. 義援金品、見舞金品の受付、保管並びに受払記録に関する事。
総務部 (部長 総務部長)	総務班 (班長 総務課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市有財産の被害調査の総括に関する事。 2. 庁舎の警備管理に関する事。 3. 車輛の確保に関する事。 4. 災害関係費の支出の審査に関する事。 5. 災害用諸物資の調達に関する事。 6. 災害時の用地対策に関する事。 7. 部内の他班に属さないこと。
	人事班 (班長 人事課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 職員の動員及び調整に関する事。 2. 職員の災害派遣に関する事。 3. 職員の現況把握に関する事。 4. 職員の給与、休職及び救急医療に関する事。 5. 職員及びその家族の被災状況の把握に関する事。 6. 職員への情報提供に関する事。 7. 専門ボランティアの受入れ及び配置に関する事。
	調査班 (班長 税務課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 家屋、土地、設備等の被害調査、確認及び報告に関する事。 2. 罹災者（傷病者、死亡者を含む）の調査に関する事。 3. 避難所開設の応援に関する事。

部 名	班 名	事 務 分 掌
総務部 (部長 総務部長)	食糧班 (班長 市民課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 食料の配給計画等に関する事。 2. 食料品の調達、保管並びに配分に関する事。 3. 食料品の炊き出し及び配給並びに器具の確保に関する事。 4. 炊出記録整理簿に関する事。 5. 避難所開設の応援に関する事。
生活産業部 (部長 生活産業部長)	農水班 (班長 農林水産課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農林水産関係の被害調査とその復旧計画に関する事。 2. ため池等の警戒と応急修理に関する事。 3. 土地改良区その他関係機関との連絡調整に関する事。 4. 土砂災害の調査とその復旧計画に関する事。
	商工班 (班長 商工労働観光課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 商工業者の被害調査とその復旧計画に関する事。 2. 府及び関係機関の救護物資調査に関する事。
	総務班 (班長 環境衛生課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防疫資材及び薬品に関する調整についてのこと。 2. 課所管施設の警戒と復旧計画に関する事。 3. 予防衛生に関する事。 4. 遺体の収容埋葬に関する事。 5. し尿塵芥処理に関する事。 6. 仮設トイレの設置及び管理に関する事。 7. 災害による大気、河川、土壌その他の汚染対策に関する事。 8. 部内の他班に属さないこと。
	環境班 (班長 クリーンセンター所長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 浸水地帯等の消毒作業に関する事。 2. 防疫資材及び薬品の管理に関する事。 3. 所管施設の保全に関する事。 4. 廃棄物処理に関する事。 5. 部内及び他の部の応援に関する事。
健康福祉部 (部長 健康福祉部長) (副部長 健康福祉担当理事)	総務班 (班長 生活福祉課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生活保護世帯の罹災状況調査に関する事。 2. 罹災世帯の生活保護に関する事。 3. 災害復興資金（府の制度）に関する事。 4. 罹災証明の発行に関する事。 5. 課所管施設の警戒と復旧計画に関する事。 6. 部内の他班に属さないこと。
	福祉班 (班長 障害福祉総務課長) (班長 介護保険課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時要援護者の避難支援に関する事。 2. 生活必需品等諸物資の調達及び配分計画に関する事。 3. 課所管施設の警戒と復旧計画に関する事。 4. 所管施設に係る避難所の開設及び管理運営に関する事。 5. 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する事。 6. 市社会福祉協議会等との連絡調整に関する事。 7. 災害ボランティアセンターに関する事。
	保健班 (班長 保健センター所長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療機関及び保健所との連絡に関する事。 2. 予防衛生に関する事。 3. 救護班との連絡調整に関する事。
	避難救護班 (班長 国保年金課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 収容者に対する食料及び物資の支給貸与に関する事。 2. 本部への避難状況の速報に関する事。 3. 避難所開設の応援に関する事。

部 名	班 名	事 務 分 掌
こども部 (部長 こども部長)	保育班 (班長 子育て支援課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 課所管施設の警戒と復旧計画に関すること。 2. 保育所の閉鎖等の措置に関すること。 3. 課所管施設の被害状況の調査及び報告に関すること。 4. 所管施設の園児等の保護に関すること。
都市整備部 (部長 都市整備部長)	総務班 (班長 都市計画課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害復興計画に関すること。 2. 部内の他班に属さないこと。
	建築班 (班長 建築住宅課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市営住宅の警戒と応急修理に関すること。 2. 市営住宅の被害調査と復旧計画に関すること。 3. 被災建築物応急危険度判定に関すること。 4. 応急仮設住宅に関すること。
	道路公園班 (班長 道路公園課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 課所管施設の警戒と応急修理に関すること。 2. 課所管施設の被害調査と復旧計画に関すること。 3. 通行制限に関すること。 4. 道路等の障害物の除去に関すること。 5. 緊急交通路の確保に関すること。
上下水道部 (部長 上下水道局長)	総務班 (班長 上下水道総務課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水門・樋門等の開閉に関すること。 2. 部内の他班に属さないこと。 水道事業については「水道震災応急対策マニュアル」による
	河川下水道班 (班長 下水道整備課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 課所管施設の警戒と応急修理に関すること。 2. 課所管施設の被害調査と復旧計画に関すること。 3. 河川、水路等の被害調査と所管の復旧計画に関すること。
	工務班 (班長 水道工務課長)	「水道震災応急対策マニュアル」による
学校教育部 (部長 学校教育部長)	総務班 (班長 教育総務課長) (班長 人権教育室長) (班長 学校教育課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学校教育施設の被害調査のとりまとめに関すること。 2. 学校教育施設の応急修理と災害復旧計画に関すること。 3. 災害時の学校給食に関すること。 4. 所管施設に係る避難所の開設及び管理運営に関すること。 5. 災害時の休校授業短縮等の措置に関すること。 6. 災害時の学校衛生に関すること。 7. 罹災小・中学生に対する学用品の調達支給に関すること。
社会教育部 (部長 社会教育部長)	社会教育班 (班長 社会教育課長) (班長 青少年課長) (班長 生涯学習センター館長) (班長 図書歴史課長) (班長 体育振興課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 文化財その他社会教育施設の被害調査に関すること。 2. 災害時の協力団体との連絡調整に関すること。 3. 災害時物資集積場所の開設・運営の協力に関すること。 4. 課所管施設の警戒及び復旧計画に関すること。 5. 所管施設に係る避難所の開設及び管理運営に関すること。

部 名	班 名	事 務 分 掌
消防本部 (部長 消防長)	総務班 (班長 総務課長)	1. 関係機関との連絡調整に関する事。 2. 必要資機材の調達に関する事。 3. 消防団に関する事。 4. 被害状況の集計及び報告に関する事。 5. 部内の他班に属さない事。
	予防班 (班長 予防課長)	1. 危険物貯蔵取扱い対象物に対する防火措置に関する事。 2. 災害対策本部との情報連絡に関する事。 3. 警察その他関係機関との連絡に関する事。 4. 広報活動に関する事。
	警備班 (班長 警備課長) (班長 りんくう消防署長) (班長 中消防署長)	1. 消火活動に関する事。 2. 救急、救助活動に関する事。 3. 水防活動に関する事。 4. 資機材の点検整備と保管に関する事。 5. 被害調査に関する事。
応援部 (部長 議会事務局長) (部長 総合行政委員会事務局長)	応援班 (班長 議会事務局次長) (班長 総合行政委員会事務局次長) (班長 農業委員会事務局長)	1. 他の部の応援に関する事。 2. 特命事項に関する事。

資料1-3 泉佐野市災害時組織編成

平時組織	非常配備組織		警戒体制							災害対策本部体制							
	警戒体制時 組織編成	災害対策本部体制時 組織編成	レベル1		レベル2		レベル3		レベル4		A号配備		B号配備		C号配備		
			1	市民協働担当理事	2	市民協働担当理事+室長	3~6	市民協働担当理事+室長+人権推進担当理事+α	3~6	市民協働担当理事+室長+人権推進担当理事+α	6	部長級	6	部長級	6	部長級	
市長公室	秘書課										2	管理職級以上	4	全員	4	全員	
	政策推進課	事務局情報班	事務局情報班		1	課長又は管理職	1~3	管理職+必要に応じて	1~5	管理職+必要に応じて	5~7	管理職級以上+α	10	全員	10	全員	
	まちの活性化PT	事務局情報班	事務局情報班						1	管理職	2	全員	2	全員	2	全員	
	行財政管理課	事務局情報班	事務局情報班				課長又は管理職	1~3	管理職+必要に応じて	1~4	管理職+必要に応じて	3	管理職級以上	7	全員	7	全員
	財政健全化PT	事務局情報班	事務局情報班						1	管理職	2	全員	2	全員	2	全員	
	市民協働課	事務局本部班	事務局本部班	4	管理職+必要に応じて	4	管理職+必要に応じて	9	全員	9	全員	9	全員	9	全員	9	全員
人権推進課	事務局情報班	事務局情報班						1~5	管理職+必要に応じて	5	管理職級以上	8	全員	8	全員		
総務部	総務課	総務部総務班	総務部総務班		1	部長	1	部長	1	部長	1	部長	1	部長	1	部長	
	人事課	総務部人事班	総務部人事班		1	課長又は管理職	1~3	管理職+必要に応じて	1~3	管理職+必要に応じて	6	管理職級以上	6~13	管理職+必要に応じて	13	全員	
	税務課	総務部調査班	総務部調査班				1~3	管理職+必要に応じて	1~3	管理職+必要に応じて	3~5	管理職級以上+α	3~11	管理職+必要に応じて	11	全員	
	市民課	総務部食糧班	総務部食糧班				1~5	管理職+必要に応じて	1~5	管理職+必要に応じて	5~10	管理職級以上+α	5~44	管理職+必要に応じて	44	全員	
生活産業部	農林水産課	生活産業部農水班	生活産業部農水班		1	部長	1	部長	1	部長	1	部長	1	部長	1	部長	
	商工労働観光課	生活産業部商工班	生活産業部商工班		1	課長又は管理職	1~3	管理職+必要に応じて	1~5	管理職+必要に応じて	3~7	管理職級以上+α	3~12	管理職+必要に応じて	12	全員	
	環境衛生課	生活産業部総務班	生活産業部総務班						1~7	管理職+必要に応じて	3	管理職級以上	3~11	管理職+必要に応じて	11	全員	
	クリーンセンター	生活産業部環境班	生活産業部環境班		1	課長又は管理職	1~7	管理職+必要に応じて	1~7	管理職+必要に応じて	7~10	管理職級以上+α	7~17	管理職+必要に応じて	17	全員	
健康福祉部	生活福祉課	健康福祉部総務班	健康福祉部総務班				1	部長	1	部長	2	部長級	2	部長級	2	部長級	
	各保育所	健康福祉部保育班	健康福祉部保育班						1~2	管理職+必要に応じて	2	管理職級以上	2~16	管理職+必要に応じて	16	全員	
	障害福祉総務課	健康福祉部福祉班	健康福祉部福祉班						1~3	管理職+必要に応じて	16	管理職級以上	16~95	管理職+必要に応じて	95	全員	
	介護保険課	健康福祉部福祉班	健康福祉部福祉班						1~3	管理職+必要に応じて	3	管理職級以上	3~11	管理職+必要に応じて	11	全員	
	保健センター	健康福祉部保健班	健康福祉部保健班						1~3	管理職+必要に応じて	3	管理職級以上	3~15	管理職+必要に応じて	15	全員	
	国民年金課	健康福祉部避難救護班	健康福祉部避難救護班								3	管理職級以上	3~18	管理職+必要に応じて	18	全員	
こども部	子育て支援課	こども部保育班	こども部保育班				1	部長	1	部長	1	部長	1	部長	1	部長	
									1~8	管理職+必要に応じて	8	管理職級以上	8~25	管理職+必要に応じて	25	全員	
都市整備部	都市計画課	都市整備部総務班	都市整備部総務班		1	部長	1	部長	1	部長	1	部長	1	部長	1	部長	
	建築住宅課	都市整備部建築班	都市整備部建築班		1	課長又は管理職	1~3	管理職+必要に応じて	1~3	管理職+必要に応じて	3~5	管理職級以上+α	3~6	管理職+必要に応じて	6	全員	
	道路公園課	都市整備部道路公園班	都市整備部道路公園班		1	課長又は管理職	1~8	管理職+必要に応じて	1~12	管理職+必要に応じて	7~10	管理職級以上+α	7~20	管理職+必要に応じて	20	全員	
上下水道局	上下水道総務課	上下水道部総務班	上下水道部総務班		1	局長	1	局長	1	局長	1	局長	1	局長	1	局長	
	下水道整備課	上下水道部河川下水道班	上下水道部河川下水道班		1	課長又は管理職	1~3	管理職+必要に応じて	1~5	管理職+必要に応じて	8~12	管理職級以上+α	8~22	管理職+必要に応じて	22	全員	
	水道工務課																
会計管理者	会計課	事務局会計班	事務局会計班								1	会計管理者	1	会計管理者	1	会計管理者	
							1	部長	1	部長	1	部長	1	部長	1	部長	
教育委員会 学校教育部	教育総務課	教育部総務班	教育部総務班						1~5	管理職+必要に応じて	9	管理職級以上	9~13	管理職+必要に応じて	13	全員	
	人権教育室		教育部総務班								3	全員	3~3	全員	3	全員	
	学校教育課		教育部総務班								5	管理職級以上	5~8	管理職+必要に応じて	8	全員	
教育委員会 社会教育部	社会教育課		教育部社会教育班				1	部長	1	部長	1	部長	1	部長	1	部長	
	青少年課	教育部社会教育班	教育部社会教育班						1~4	管理職+必要に応じて	3	管理職級以上	3~7	管理職+必要に応じて	7	全員	
	生涯学習センター	教育部社会教育班	教育部社会教育班				1~4	管理職+必要に応じて	1~4	管理職+必要に応じて	4~7	管理職級以上+α	4~9	管理職+必要に応じて	9	全員	
	図書歴史課	教育部社会教育班	教育部社会教育班								4	管理職級以上	4~18	管理職+必要に応じて	18	全員	
体育振興課	教育部社会教育班	教育部社会教育班						1~4	管理職+必要に応じて	4~6	管理職級以上+α	4~8	管理職+必要に応じて	8	全員		
消防本部	総務課		消防本部総務班				1	消防長	1	消防長	1	消防長	1	消防長	1	消防長	
	予防課		消防本部予防班								4	管理職級以上	4~9	管理職+必要に応じて	9	全員	
	警備課		消防本部警備班								2	管理職級以上	2~6	管理職+必要に応じて	6	全員	
	りんくう消防署		消防本部警備班								3	管理職級以上	3~4	管理職+必要に応じて	4	全員	
	中消防署		消防本部警備班								11	管理職級以上	11~80	管理職+必要に応じて	80	全員	
総合行政委 員会	議事事務局		応援部応援班								2	部長級	2	部長級	2	部長級	
	選挙管理委員会事務局		応援部応援班								2	管理職級以上	2~4	管理職+必要に応じて	4	全員	
	監査委員会事務局		応援部応援班								1	管理職級以上	1~2	管理職+必要に応じて	2	全員	
	公平委員会事務局		応援部応援班								1	管理職級以上	1~2	管理職+必要に応じて	2	全員	
	固定資産評価審査委員会												1	全員	1	全員	
農業委員会事務局		応援部応援班								1	管理職級以上	1~2	管理職+必要に応じて	2	全員		
			5		19		~77		~136		~285		~752		752		

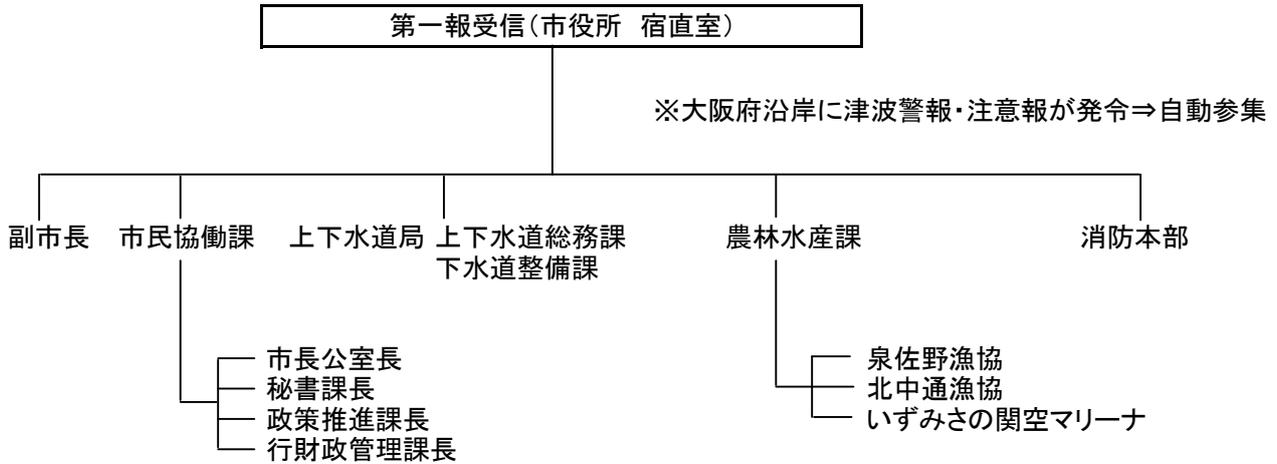
災害配備体制		動員の目安						
		地震災害		風水害				
		地震による基準	津波による基準	雨量情報および 災害発生による基準	河川水位 による基準	台風情報 による基準	高潮情報 による基準	
警戒体制	警戒レベル1	指揮者:市民協働担当理事 配備員:市民協働課危機管理担当参事	—	—	市域に各種気象警報が発令			
	警戒レベル2	指揮者:市民協働担当理事 配備員:市長公室長、総務部長、生活産業部長、都市整備部長、上下水道局長、市民協働課、政策推進課長、行財政管理課長、総務課長、農林水産課長、クリーンセンター所長、都市計画課長、建築住宅課長、道路公園課長、上下水道総務課長、下水道整備課長、警戒レベル1の指揮者及び配備員	—	—	市域に土砂災害警戒準備情報の発表		36時間以内に府域に台風が接近	
	警戒レベル3	指揮者:副市長 配備員:人権推進担当理事、健康福祉部長、こども部、学校教育部長、社会教育部長、警戒レベル2の指揮者及び配備者、各所属長が必要と認める人員	—	大阪府沿岸に津波注意報が発令	2時間予測雨量が土砂災害発生危険基準線を超過	はん濫注意水位に達した場合	24時間以内に府域に台風が接近	府域に注意報が発令
	警戒レベル4	指揮者:副市長 配備員:警戒レベル3の指揮者及び配備者、各所属長が必要と認める人員	—		市域に土砂災害警戒情報の発表	避難判断水位に達した場合	6時間以内に府域に台風が接近	府域に警報が発令
災害対策本部体制	災害対策A号配備	《警戒レベル4配備に加えて》 指揮者:市長 配備員:管理職級職員全員+各所属長が必要と認める最小限の人員	市域に震度4の地震発生	大阪府沿岸に津波警報が発令	特定の場所で災害発生	1時間後にはん濫危険水位に達すると予測される場合		
	災害対策B号配備	《災害対策A号配備に加えて》 指揮者:市長 配備員:管理職級職員全員+各所属長が必要と認める人員	市域に震度5弱・5強の地震発生	大阪府沿岸に大津波警報が発令	小規模災害が複数箇所で発生	はん濫危険水位に達した場合		
	災害対策C号配備	指揮者:市長 配備員:全職員	市域に震度6弱以上の地震発生		大規模災害が発生	はん濫・決壊		
備考			上記以外においても、市長、または副市長が必要と認めるときは、警戒体制、災害対策本部体制を配備する。	警戒レベル3は関係部局のみとする。上記以外においても、市長、または副市長が必要と認めるときは、警戒体制、災害対策本部体制を配備する。	上記以外においても、市長、または副市長が必要と認めるときは、警戒体制、災害対策本部体制を配備する。		警戒レベル3・4は関係部局のみとする。関係部局:市民協働課、上下水道総務課、下水道整備課、農林水産課、政策推進課、行財政管理課、消防本部	

泉佐野市警戒対応時 事務分掌

部 名	班 名	事 務 分 掌
事務局 (部長 市民協働担当理事) (副部長 市長公室長) (副部長 まちづくり調整担当理事) (副部長 まちづくり活性化担当理事) (副部長 人権推進担当理事) (副部長 会計管理者)	本部班 (班長 市民協働課危機管理担当参事)	1. 災害対策に係る会議に関する事。 2. 配備指令の伝達に関する事。 3. 本部と各部との連絡調整に関する事。 4. 関係機関との連絡調整に関する事。 5. 広報公聴活動に関する事。 6. 報道関係との連絡に関する事。
	情報班 (班長 政策推進課長) (班長 行財政管理課長) (班長 人権推進課長)	1. 情報の収集及び報告に関する事。 2. 活動状況のとりまとめに関する事。 3. 所管施設に係る避難所の開設及び管理運営に関する事。 4. 部内の他班に属さないこと。
総務部 (部長 総務部長)	総務班 (班長 総務課長)	1. 庁舎の警備管理に関する事。 2. 車輛の確保に関する事。 3. 部内の他班に属さないこと。
	人事班 (班長 人事課長)	1. 職員の動員及び調整に関する事。 2. 職員の現況把握に関する事。 3. 職員への情報提供に関する事。 4. 職員の食料の調達、配布に関する事。
	調査班 (班長 税務課長)	1. 家屋、土地、設備等の被害調査、確認及び報告に関する事。 2. 罹災者(傷病者、死亡者を含む)の調査に関する事。
生活産業部 (部長 生活産業部長)	農水班 (班長 農林水産課長)	1. 田畑の冠水及び農作物の調査に関する事。 2. ため池等の警戒に関する事。 3. 土地改良区その他関係機関との連絡調整に関する事。 4. 溪流の危険区域及び森林地域の保全に関する事。
	総務班 (班長 環境衛生課長)	1. 防疫資材及び薬品に関する調整についてのこと。 2. 部内の他班に属さないこと。
	環境班 (班長 クリーンセンター所長)	1. 清掃、消毒作業に関する事。 2. 防疫資材及び薬品の管理に関する事。 3. 道路、河川等の応援に関する事。 4. 部内及び他の部の応援に関する事。
健康福祉部 (部長 健康福祉部長) (副部長 健康福祉担当理事)	総務班 (班長 生活福祉課長)	1. 部内の他班に属さないこと。
	福祉班 (班長 障害福祉総務課長) (班長 介護保険課長)	1. 課所管施設の警戒、連絡調整に関する事。 2. 所管施設に係る避難所の開設及び管理運営に関する事。
こども部 (部長 こども部長)	保育班 (班長 子育て支援課長)	1. 課所管施設の警戒、連絡調整に関する事。 2. 所管施設の園児等の保護に関する事。
都市整備部 (部長 都市整備部長)	総務班 (班長 都市計画課長)	1. 急傾斜地危険防止に関する事。 2. 部内の他班に属さないこと。
	建築班 (班長 建築住宅課長)	1. 市営住宅の警戒に関する事。 2. 住宅の浸水調査に関する事。
	道路公園班 (班長 道路公園課長)	1. 課所管施設の警戒、連絡調整に関する事。 2. 道路、公園等の調査に関する事。
上下水道部 (部長 上下水道局長)	総務班 (班長 上下水道総務課長)	1. 水門・樋門等の開閉に関する事。 2. 部内の他班に属さないこと。
	河川下水道班 (班長 下水道整備課長)	1. 課所管施設の警戒、連絡調整に関する事。 2. 河川、水路等の調査に関する事。
学校教育部 (部長 学校教育部長)	総務班 (班長 教育総務課長)	1. 課所管施設の警戒、連絡調整に関する事。 2. 所管施設に係る避難所の開設及び管理運営に関する事。 3. 部内の他班に属さないこと。
社会教育部 (部長 社会教育部長)	社会教育班 (班長 青少年課長) (班長 生涯学習センター館長) (班長 体育振興課長)	1. 課所管施設の警戒、連絡調整に関する事。 2. 所管施設に係る避難所の開設及び管理運営に関する事。

※消防本部は独自の体制による

津波警報・注意報発表時組織・連絡表(時間外)



区 分	担 当 課	備 考
1)水門・樋門等の管理員への連絡・巡回・閉鎖	上下水道総務課 下水道整備課	
2)沿岸地区住民への広報伝達	政策推進課 行財政管理課	①北部担当 ②中部担当 ③南部担当
3)海浜の釣人への広報伝達	同上	同上
4)連絡・調整等(本部)	市民生活課	
5)現地調査・巡回	消防本部	

※海岸線

③南 部	②中 部	①北 部
羽倉崎	野出町	佐野川 見出川

※(広報内容)例

津波警報が発表されていますので、今後のラジオ・テレビニュースに注意してください。
津波警報が発表されていますので、海岸線から離れて、高台へ避難して下さい。

消防力現勢表

(平成23年4月1日現在)

消 防 職 員		148名
消 防 団 員		130名
主 力 機 械 等	は し ご 付 き 消 防 自 動 車	2台
	化 学 消 防 自 動 車	2台
	消 防 ポ ン プ 自 動 車	3台
	タ ン ク 車	3台
	救 急 自 動 車	7台
	救 助 工 作 車	1台
	水 槽 車	1台
	泡 原 液 搬 送 車	1台
	水 難 救 助 車	2台
	資 器 材 搬 送 車	1台
	広 報 車	3台
	大 型 搬 送 車	1台
	司 令 車	1台
	事 務 連 絡 車	3台
	指 揮 車	1台
署 所	消 防 本 部 署	泉佐野市りんくう往来北 1-20
	り ん く う 消 防 署 空 港 分 署	泉南郡田尻町泉州空港中 1
	り ん く う 消 防 署 田 尻 出 張 所	泉南郡田尻町大字嘉祥寺 385-2
	中 消 防 署	泉佐野市市場東三丁目 295-6
	中 消 防 署 北 出 張 所	泉佐野市上瓦屋 445-3
	中 消 防 署 東 出 張 所	泉佐野市日根野 5565-1
消 防 団 (分 団)	日 根 野 分 団	30名 市 内 日根野
	長 滝 分 団	23名 " 長 滝
	上 之 郷 分 団	24名 " 上瓦屋
	南 中 分 団	22名 " 南 中
	大 土 分 団	30名 " 大 土

消 防 水 利 の 現 況 表

(平成23年4月1日現在)

区 分			設 置 数	区 分			設 置 数
公	消	50 mm	2	私	消 防 栓		108
		75 mm	608		防 火 水 槽	40 m ² 未 満	3 (1)
		100 mm	737			40 m ² 以 上	151 (98)
		125 mm	9			60 m ² 以 上	6 (1)
		150 mm	295			100 m ² 以 上	3 (2)
		200 mm	243			合 計	163 (102)
		250 mm	26		プ ー ル	12	
	火	300 mm	75	指 法 二 十 一 水 利 条 法 三 十 条	井 戸		1
		350 mm	22		タ ン ク 水 槽		2
		400 mm	33		工 業 用 水		24
		450 mm	5		泉 水		1
		500 mm	7		た め 池		89
		600 mm	22		農 業 用 ^ハ パイプライン取水口(※)		276
		800 mm	3		あ ん し ん 給 水 栓 (※)		8
	栓	900 mm	3				
		合 計	2,090				
		防 火 水 槽	40 m ² 未 満	22 (1)			
			40 m ² 以 上	195 (82)			
60 m ² 以 上			5 (1)				
100 m ² 以 上			8 (6)				
合 計			230 (90)				
プ ー ル		0					

泉州空港（関西空港）			
私 設 防 火 水 槽		84 (79)	
私 設 消 火 栓	上 水	46	92
	中 水	46	

()内は耐震型防火水槽を示す。

※ 農業用パイプライン取水口とは、農業用のパイプライン化により設置された消火栓型及び分水口の放流口が火災等有事の際にしようできるものです。

※ あんしん給水栓とは、大阪府営水道送水管に、給水栓が設置されており、地震等の災害時に応急給水用及び消火用として使用できるものです。

消防団主力機械等の保有状況

(平成 23 年 4 月 1 日現在)

(1) 主力機械等保有状況

区分		種 別	車 名	年 式	登 録 番 号	配 置 年 月	定 員 (人)	総排気量 (cc)
配置 分団								
	日根野分団	ポンプ車	トヨタ	H.21	和泉 832 め 119	H 21.9	8	4,000
	長滝分団	ポンプ車	三菱	H.14	和泉 831 ち 119	H.14.12	8	5,240
	上之郷分団	ポンプ車	日野	H.19	和泉 832 な 119	H 19.11	8	4,000
	南中分団	ポンプ車	日野	H.17	和泉 831 ら 119	H17.9	8	4,000
大 土 分 団	土丸分団	ポンプ車	三菱	H.7	和泉 88 す 74-76	H 7.10	8	4,560
	大木分団	小型動力 ポンプ積載車	トヨタ	H.19	和泉 832 ん 119	H 19.12	6	2,980

(2) 小型動力ポンプ保有状況

機種		B-2級	B-3級	D-1級	D-2級
配置 分団					
	日根野分団			1台	0台
	長滝分団				1台
	上之郷分団				1台
	南中分団				1台
大 土 分 団	土丸分団	1台		1台	1台
	大木分団	1台	1台		1台

主な救助資器材一覧表

(平成23年4月1日現在)

名 称		本部 保有数	名 称		本部 保有数	名 称		本部 保有数
一 般 救 助 用	かぎ付きはしご	5 (3)	破 壊 用 測 定 用 呼 吸 保 護 隊 員 保 護 用 水 難 救 助 用	携帯用コンクリート破壊器具	1 (1)	水 難 救 助 用 の 他	浮標	5 (1)
	三連はしご	7 (1)		ハンマードリル	2 (1)		救命ボート	2 (0)
	ワイヤーばしご	2 (0)		可燃性ガス測定器	13 (1)		エンジン付ボート	2 (0)
	空気式救助マット	3 (2)		有害ガス測定器	2 (1)		水中スクーター	1 (0)
	救命索発射銃	3 (1)		酸素濃度測定器	13 (1)		水中無線機	2 (1)
	ハイパーリング・縛帯	10 (4)		空気呼吸器	54 (9)		水中テレビカメラ	1 (1)
	平 担 架	1 (1)		空気呼吸器用ポンベ	99(17)		潜水用ポンベ	24 (8)
	油圧ジャッキ	2 (1)		空気補充用ポンベ	4 (0)		ウエットスーツ	14 (8)
	可動式ウインチ	6 (1)		防塵マスク	203(13)		ドライスーツ	14 (8)
	マンホール救助器具	1 (1)		送排風機	3 (1)		フローティングロープ (30・50m)	4 (3)
重 量 物 排 除 用	マット式救助ジャッキ	3 (1)	隊 員 保 護 用	耐電手袋	25(11)	そ の 他	登山用器具	5 (0)
	大型油圧スプレッダー	6 (2)		耐電衣	10 (5)		バスケット型担架	4 (2)
	救助用支柱器具	2 (2)		耐電ズボン	10 (5)		簡易画像検索機	1 (1)
	チェーンブロック	1 (1)		耐電長靴	10 (5)		熱画像直視装置	1 (1)
	エンジンカッター	5 (1)		防塵メガネ	14 (3)		投光器	15 (3)
	ガス溶断機	1 (1)		携帯警報機	5 (5)		携帯投光器	3 (2)
	チェーンソー	5 (0)		防毒マスク	48 (8)		携帯拡声器	19 (6)
	鉄線カッター	22 (5)		化学防護服	4 (0)		携帯無線機	21 (1)
	エアソー	2 (1)		陽圧式化学防護服	3 (2)		応急処置用セット	2 (1)
	大型油圧切断器	7 (2)		耐熱服	20 (2)		車両移動器具	1 (0)
切 断 用	空気切断機	2 (1)	水 難 救 助 用	潜水器具	14 (4)	他	緩降機	1 (1)
	鉄筋切断チェーンソー	1 (1)		救命胴衣	29 (8)		ロープ登降機	6 (0)
	万能斧	22 (7)		水中投光器	2 (1)		発電機	6 (1)
	ハンマー	7 (1)		救命浮環	25 (5)			

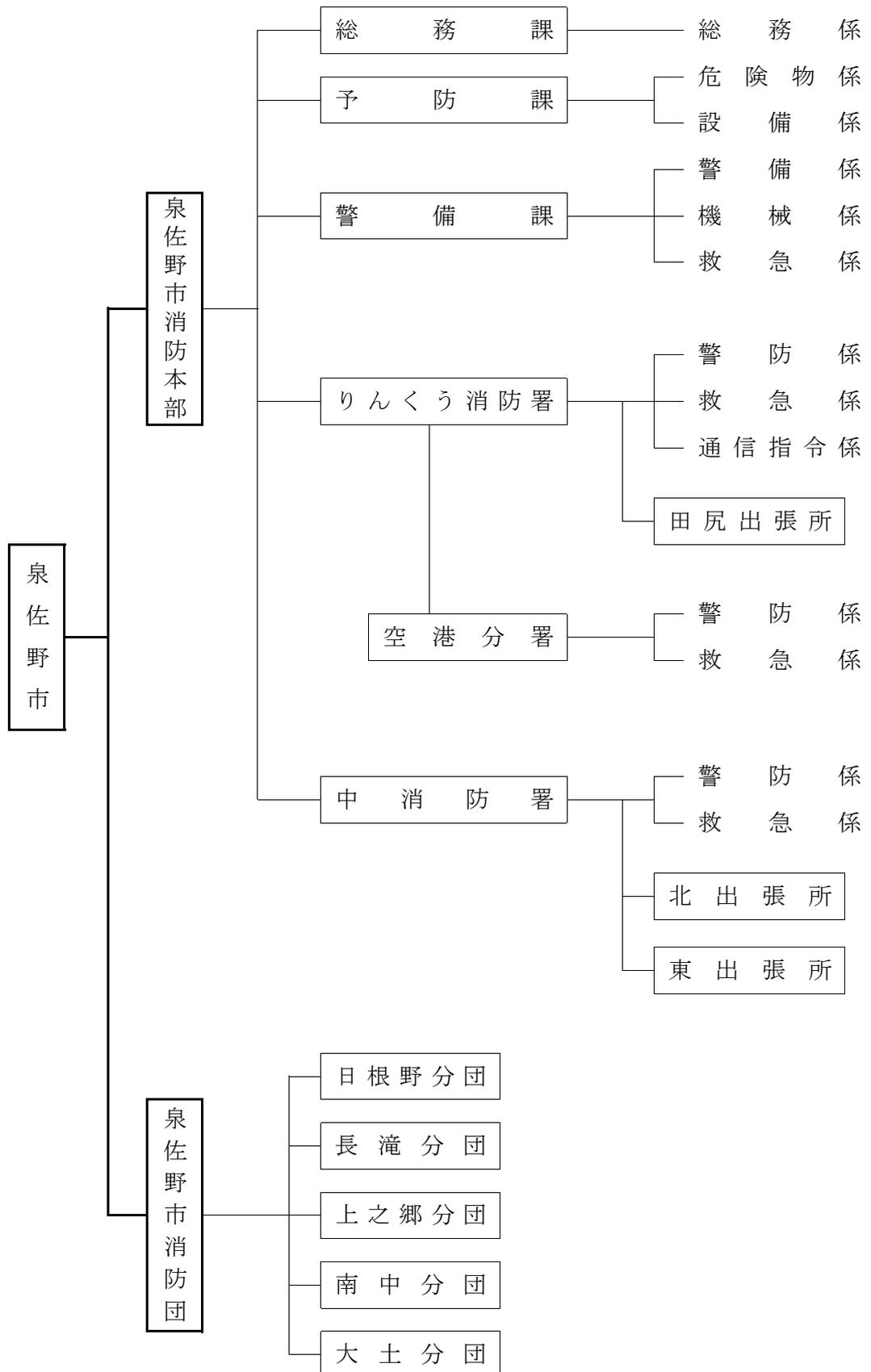
※ ()内の数値は、本部保有数のうち救助隊が保有するもの。

原子力防災用資機材一覧表

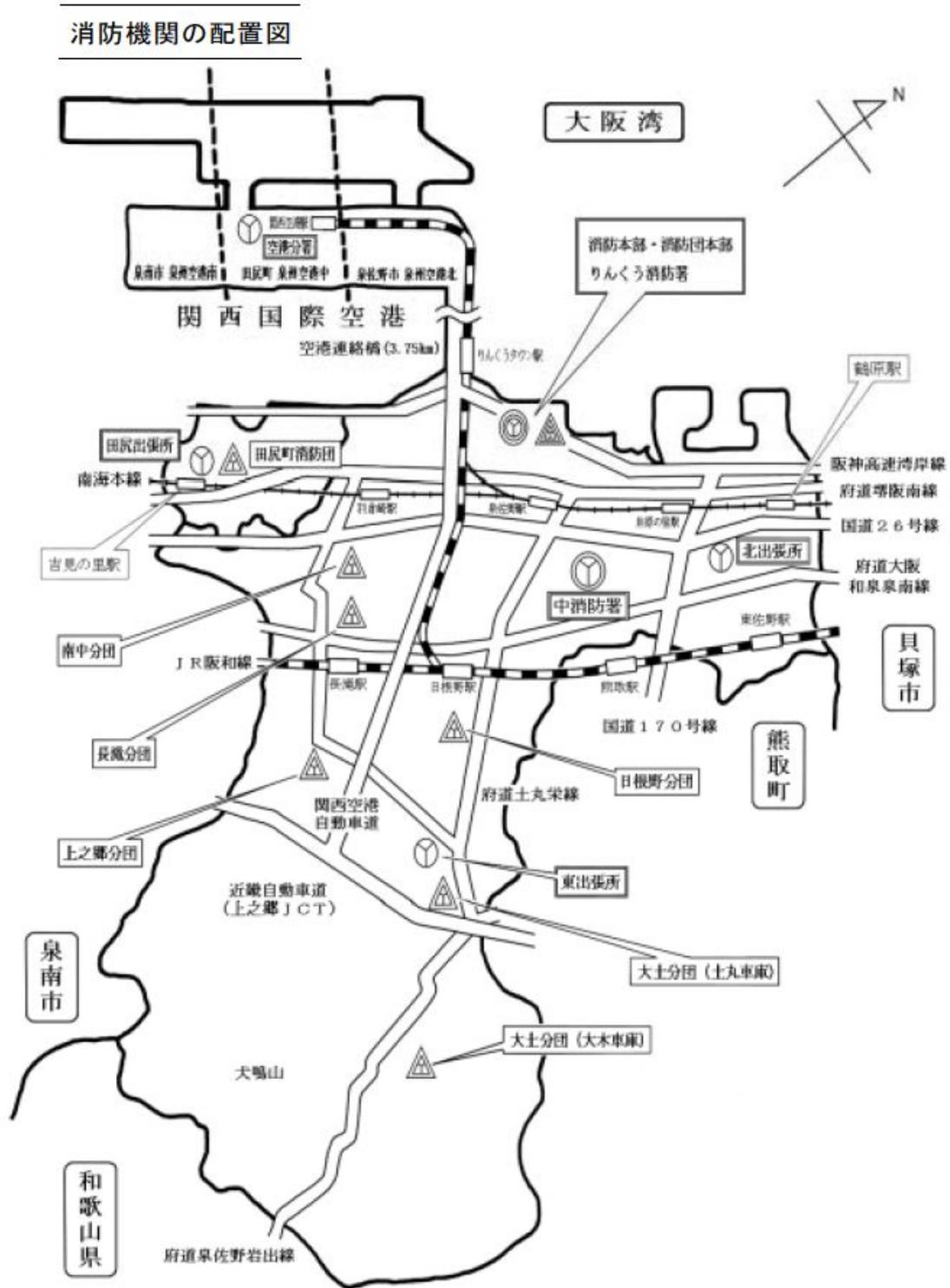
名 称		数	名 称		数
防 護 用 品	ポケット線量計	16	測 定 器 除 染 用 品	シンチレーションサーベイメータ	2
	放射線防護服	13		GM管サーベイメータ	2
	放射線防護服	50		電離箱サーベイメータ	2
	放射線防護長靴	50		中性子サーベイメータ	2
	長靴カバー	100		除染シャワー (一式)	2
	ゴム手袋	120		除染シャワー汚水回収用プール	5
	綿手袋	120		廃棄物運搬容器	5
	放射線防護マスク	45		廃棄物封入用ポリ袋 (100枚入り)	2

消 防 組 織

(平成23年 4 月 1 日現在)



付図2 (1)
 消防機関の配置図



危険物施設数量状況

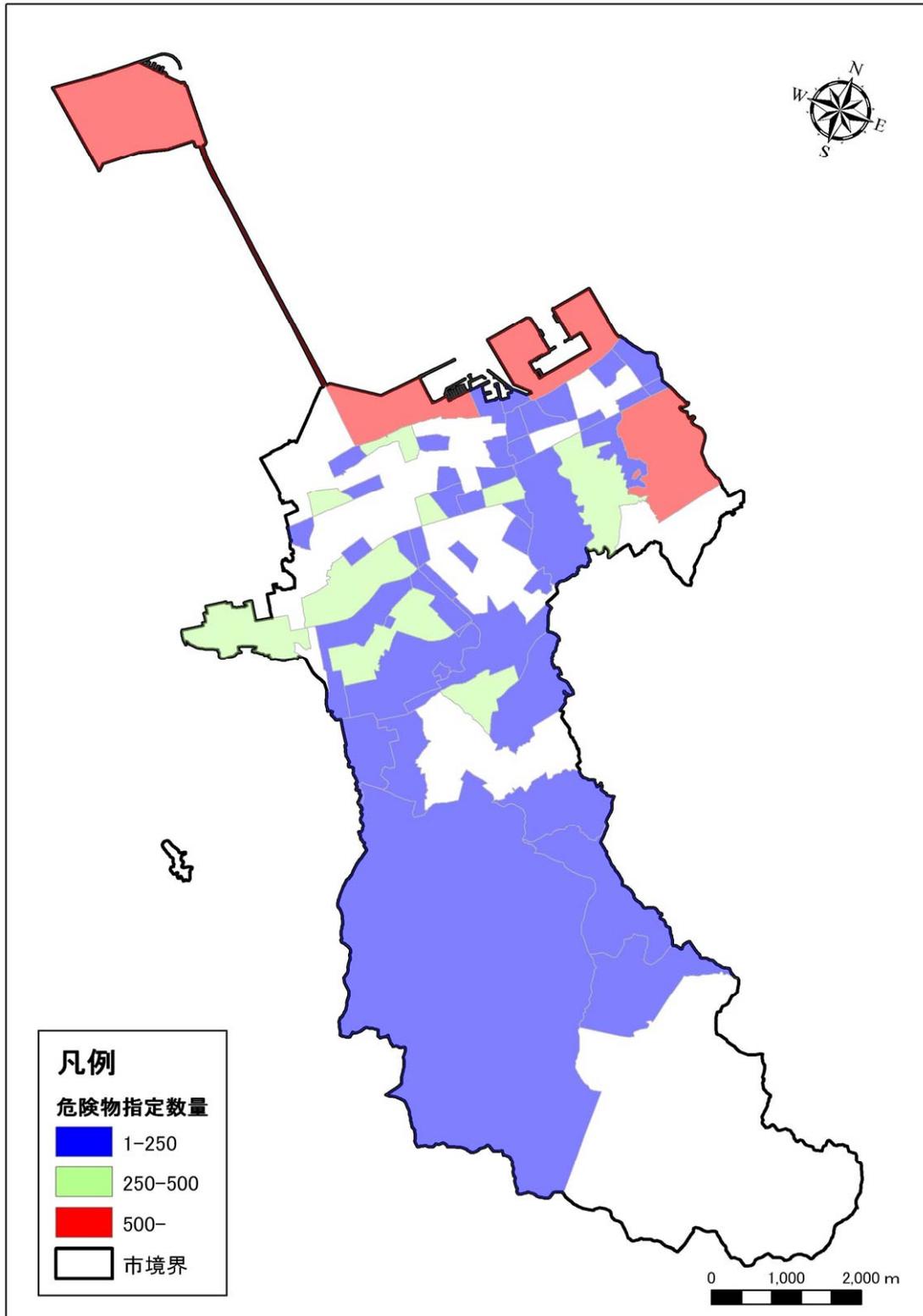
(平成23年4月1日現在)

危険物指定数量の倍数		施設区分							計	
		五倍以下	五倍を超え 一〇倍以下	一〇倍を超え 五〇倍以下	五〇倍を超え 一〇〇倍以下	一〇〇倍を超え 一五〇倍以下	一五〇倍を超え 二〇〇倍以下	二〇〇倍を超え 一〇〇〇倍以下		一〇〇〇倍を超え を超えるもの
製 造 所			1							1
貯 蔵 所	屋 内 貯 蔵 所	31	7	6						44
	屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所	3	5	9			4	2	10	33
	屋 内 タ ン ク 貯 蔵 所	9	6	1						16
	地 下 タ ン ク 貯 蔵 所	31	5	10	5		2	1		54
	簡 易 タ ン ク 貯 蔵 所									0
	移 動 タ ン ク 貯 蔵 所	17	47	19	5					88
	屋 外 貯 蔵 所		1	2						3
取 扱 所	給 油 取 扱 所	5	7	13	8	4	3	16	2	58
	販 売 取 扱 所			1						1
	移 送 取 扱 所								1	1
	一 般 取 扱 所	10	8	6	2	1	1	2	1	31
合 計		106	87	67	20	5	10	21	14	330

付図2(2)

危険物指定数量分布図

この図は、市内で扱う危険物の指定数量を、国勢調査における基本単位区毎に集計したものです。

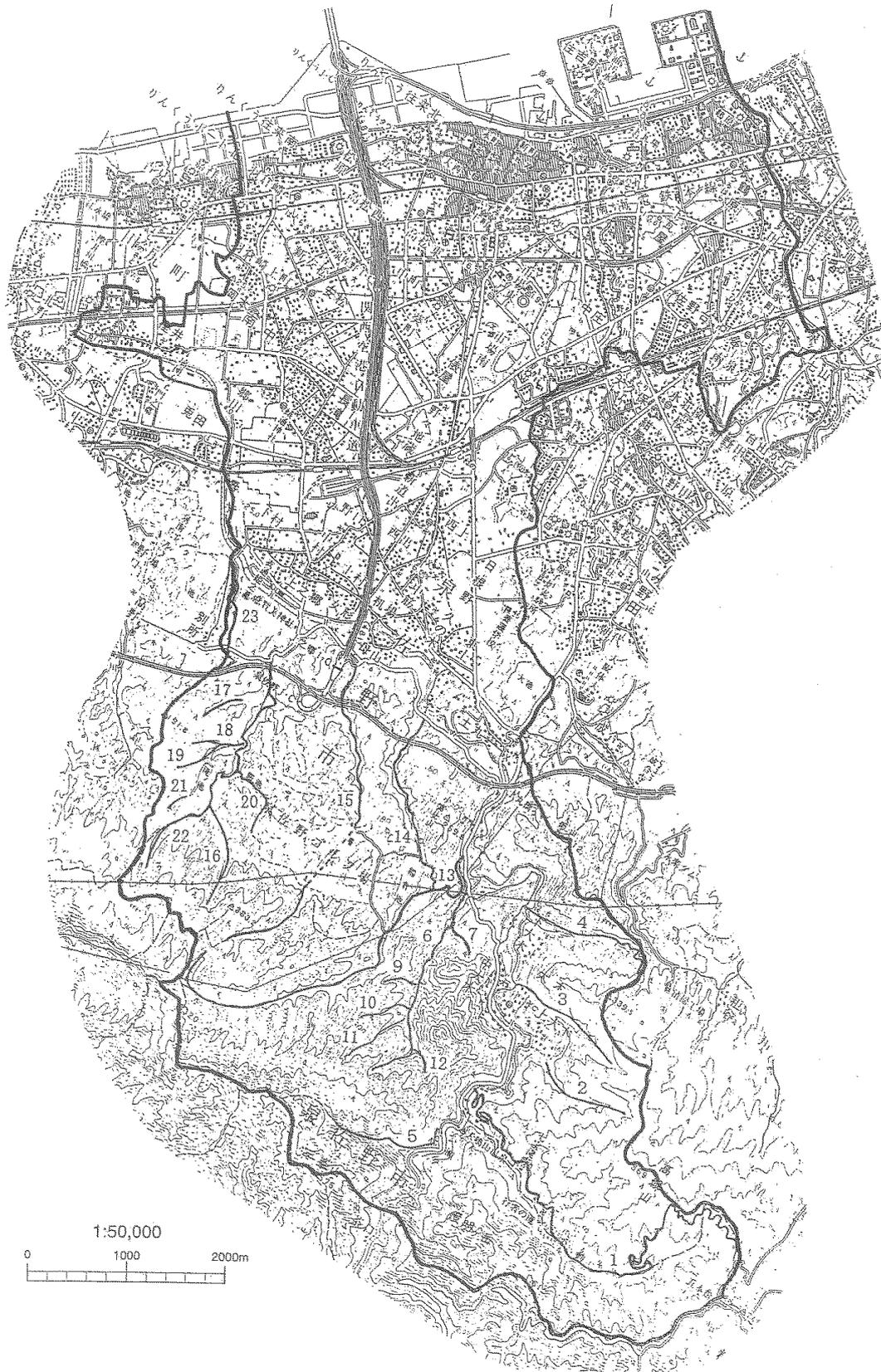


林道の現況

番号	林道名	幅員(m)	延長(m)	備考
1	犬鳴東手川林道	3.6~4.0	10,125 (7,365)	大木
2	上大木林道	2.0~2.5	1,050	〃
3	四足	2.0~2.5	1,627	〃
4	下大木	2.5~3.6	1,430	〃
5	生草	2.5~3.0	1,332	土丸
6	火打越	2.0~2.5	2,330	〃
7	トノヤブ	2.2~2.5	273	〃
8	—			
9	ワリ谷	2.5~3.6	450	土丸
10	柿ノ木沢	3.0	357	〃
11	午旁谷	2.5	750	〃
12	奥ノ谷	2.5	323	〃
13	水呑	5.0	831	〃
14	稲倉	1.8~5.0	5,100	日根野
15	別所谷	2.5~3.6	3,720	上之郷
16	滝ノ池	2.5~3.6	2,929	〃
17	長谷東山堀河	5.0	1,140	〃
18	白井谷	2.5	500	〃
19	丸谷	2.6	650	〃
20	新池	2.0~3.6	1,100	〃
21	天井谷	2.0	296	〃
22	殿尾池	2.5	875	〃
23	西山	2.0	1,030	〃

(注) 犬鳴東手川林道の延長は全長であり、()内は、市域内での延長である。

付図2(3) 林道現況図



防火対象物一覽表

(消防法第17条関係)

(平成23年4月1日現在)

令別表区分		防火対象物数		防火管理者				
			地上 4階 以上	必要対象物		選任対象物		
				甲	乙	甲	乙	
1	イ	劇場・映画館・観覧場等	3	0	3	0	3	0
	ロ	公会堂・集会場	98	3	44	42	29	18
2	イ	キャバレー・ナイトクラブ等	0	0	0	0	0	0
	ロ	遊技場・ダンスホール	12	0	12	0	12	0
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等	0	0	0	0	0	0
	ニ	カラオケボックス・個室ビデオ店等	5	0	6	0	6	0
3	イ	待合・料理店等	0	0	0	0	0	0
	ロ	飲食店	129	2	56	52	62	30
4		百貨店・マーケット等	179	7	96	34	78	14
5	イ	旅館・ホテル・宿泊所	32	11	25	0	23	0
	ロ	寄宿舍・下宿・共同住宅	736	223	228	12	230	1
6	イ	病院・診療所・助産所	66	13	35	2	37	0
	ロ	老人短期入所施設・養護老人ホーム等	30	13	31	0	31	0
	ハ	老人デイサービスセンター・保育所等	76	2	39	3	38	2
	ニ	幼稚園・特別支援学校	18	0	15	0	14	0
7		小・中・高・専・大各学校	29	6	26	0	26	0
8		図書館・博物館・美術館等	1	0	1	0	1	0
9	イ	公衆浴場・蒸気浴場・熱気浴場等	4	0	1	2	1	1
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	11	0	4	7	1	3
10		車両の停車場・船舶、航空機の発着場等	2	0	0	0	0	0
11		神社・寺院・教会等	18	0	8	10	7	5
12	イ	工場・作業場	442	13	65	1	48	1
	ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ	0	0	0	0	0	0
13	イ	自動車車庫・駐車場	36	2	8	0	6	0
	ロ	飛行機の格納庫等	2	0	1	0	1	0
14		倉庫	236	14	22	0	18	0
15		前各項に該当しない事業場	317	54	73	11	59	9
16	イ	特定防火対象物が存する複合用途防火対象物	231	85	184	21	136	5
	ロ	特定防火対象物が存しない複合用途防火対象物	58	26	22	0	21	0
16の2		地下街	0	0	0	0	0	0
16の3		準地下街	0	0	0	0	0	0
17		重要文化財等(150㎡以下も含む)	15	0	0	1	0	1
18		アーケード(延長50m)	1	0	1	0	1	0
合 計			2,787	474	1006	198	889	90

市内高層建築物の現況

(平成23年4月1日現在)

番号	建築物	住所	階数
1	ベストウェスタンホテル関西エアポート	泉佐野市日根野4066番地	14F
2	関空エアポートワシントンホテル	泉佐野市りんくう往来北1番地の7	16F
3	ベルビューガーデンホテル関西空港	泉佐野市市場西三丁目3番34号	12F
4	サザンベル泉佐野	泉佐野市南中岡本424番地の11	13F
5	ブリティッシュティンバー泉佐野SWEET	泉佐野市鶴原二丁目2番56号	13F
6	サニータウン羽倉崎駅前1番街	泉佐野市羽倉崎二丁目5番1号	11F
7	サニータウン羽倉崎駅前2番街	泉佐野市羽倉崎二丁目5番2号	11F
8	サニータウン羽倉崎駅前3番街	泉佐野市羽倉崎二丁目5番3号	11F
9	独立行政法人 都市再生機構	泉佐野市湊二丁目6番1号	14F
10	クラウンハイム日根野駅前	泉佐野市日根野3748番地の5	11F
11	ファミリーアクセス泉佐野	泉佐野市上町三丁目3番1号	14F
12	ジュネス泉佐野コンドミニオ	泉佐野市市場西三丁目4番1号	14F
13	泉佐野市営末広団地住宅 1棟	泉佐野市高松東二丁目8番1号	14F
14	ふぁみーゆ泉佐野式番館	泉佐野市日根野4089番地	15F
15	南海グリーンコート泉佐野松原	泉佐野市松原二丁目6123番地	11F
16	ライオンズマンション泉佐野	泉佐野市中庄1492番地	14F
17	アステージ泉佐野	泉佐野市若宮町10番13号	11F
18	地方独立行政法人 りんくう総合医療センター	泉佐野市りんくう往来北2番地の23	9F
19	りんくうエルガビルディング	泉佐野市りんくう往来南2番地	10F
20	りんくうゲートタワービル	泉佐野市りんくう往来北1番地	56F
21	泉佐野センタービル	泉佐野市高松東一丁目10番37号	17F
22	関西国際空港複合管理棟	泉佐野市泉州空港北1番地	12F
23	KABりんくうビル	泉佐野市りんくう往来南3番地の7	11F
24	プレミスト日根野駅前ザ・フォルテージ	泉佐野市日根野7001番地の2、 7002番地の3	14F
25	グランスイート日根野駅前	泉佐野市日根野7002番地の2	15F

消防応援協定

(平成 23 年 4 月 1 日現在)

名 称	締 結 年 月 日	協 定 市 町 名
岸和田海上保安署と阪南 4 市 1 町の消防本部との業務協定	昭和 44 年 9 月 5 日	岸和田海上保安署・岸和田市・貝塚市・泉佐野市・泉南市・忠岡町
航空消防応援協定	昭和 45 年 10 月 1 日 (平成 22 年 4 月 1 日 再締結)	大阪市・泉佐野市
大阪府南ブロック消防相互応援協定	昭和 53 年 6 月 22 日 (平成 21 年 3 月 31 日 再締結)	堺市・泉大津市・和泉市・岸和田市・貝塚市・泉佐野市・泉南市・阪南岬消防組合・忠岡町・熊取町・田尻町
阪和林野火災消防相互応援協定	昭和 47 年 4 月 1 日 (平成 18 年 4 月 1 日 再締結)	河内長野市・和泉市・岸和田市・貝塚市・泉佐野市・泉南市・阪南市・岬町・和歌山市・橋本市・岩出市・紀の川市・かつらぎ町・那賀消防組合・伊都消防組合・阪南岬消防組合
大阪府下広域消防相互応援協定	昭和 63 年 9 月 1 日 (平成 21 年 3 月 31 日 再締結)	大阪府下市町村(消防の一部事務組合にあっては当該組合)
関西国際空港消防相互応援協定	平成 6 年 6 月 21 日 (平成 21 年 7 月 1 日 再締結)	大阪市・堺市・高石市・泉大津市・和泉市・岸和田市・貝塚市・泉佐野市・泉南市・阪南岬消防組合・忠岡町・熊取町・関西国際空港株式会社
近畿自動車道松原那智勝浦線及び関西国際空港線消防相互応援協定	平成 2 年 3 月 29 日 (平成 20 年 10 月 1 日 再締結)	堺市・和泉市・岸和田市・貝塚市・泉佐野市・泉南市・阪南岬消防組合・熊取町・和歌山市・那賀消防組合・海南市・有田川町
関西国際空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	平成 6 年 8 月 1 日	泉佐野市・関西国際空港株式会社
救急医療相談業務に係る応援協定	平成 22 年 12 月 1 日	大阪市・泉佐野市

文化財一覽表

指 定 区 分	国 指 定		府 指 定	市 指 定	計	国 登 録
	国 特 別 指 定	国 指 定				
建 造 物	1	5	3	4	13	4
絵 画				11	11	
彫 刻			2	7	9	
工 芸 品			1	2	3	
書 籍 ・ 典 籍				3	3	
古 文 書					0	
考 古 資 料				2	2	
歴 史 資 料				3	3	
有 形 民 族 文 化 財				2	2	
史 跡		1	1		2	
名 勝			1		1	
天 然 記 念 物			3		3	
無 形 記 念 物					0	
無 形 民 族 文 化 財				3	3	
合 計	7		11	37	55	4

大阪府緊急消防援助隊の活動拠点

区分	対象地区	所在地
広域防災拠点	1 大阪北部	吹田市千里万博公園78-4
	2 大阪中部(八尾空港周辺)	八尾市空港1丁目209-7
	3 大阪南部(りんくうタウン)	泉南市りんくう南浜2-14
後方支援活動拠点	1 日本万国博覧会記念公園	吹田市千里万博公園1-1
	2 服部緑地	豊中市服部緑地1-1
	3 大阪城公園	大阪府中央区大阪城
	4 鶴見緑地	大阪府鶴見区緑地公園
	5 長居公園	大阪府東住吉区長居公園
	6 寝屋川公園	寝屋川市寝屋川公園1707
	7 久宝寺緑地	八尾市西久宝寺323
	8 山田池公園	枚方市山田池公園1-1
	9 大泉緑地	堺市北区金岡町128
	10 錦織公園	富田林市錦織1560

※ 大阪府緊急消防援助隊の活動拠点は、緊急消防援助隊受援計画により、「大阪府地域防災計画に定めるところにより府立消防学校、広域防災拠点及び後方支援活動拠点、その他効果的な消防活動を期待できる場所のうちから選定するものとする。(緊急消防援助隊受援計画より抜粋)」とされています。
 上表は、上記に従い、「大阪府地域防災計画」より抜粋したものです。

画)

河川	関係土木 事務所 工営所	担当 水防管理 団体名	要水防区域		特に重要な水防区域		要する主な資材				水 防 値			
			区域	延長	区域	延長	水防区 域延長 合計	吹・土 のう袋	縄	葦 (ｼｰﾄ)		杭		
榎井川	岸和田	泉南市 泉佐野市	自 JR 阪和線橋梁 至 犬鳴大橋	11,990	自 二ノ井堰 至 JR 阪和線橋梁	1,400	自 海 至 二ノ井堰	2,950	16,340	1,475 420 1,199	472 134 384	148 42 120	531 151 432	A B C
佐野川	"	泉南市 田尻町 泉佐野市	"	11,952	"	1,400	自 海 至 雨山川・住吉川合流点	2,952	2,952	1,475 420 1,195	472 134 382	148 42 120	531 151 430	A B C
見出川	"	貝塚市 泉佐野市 熊取町	自 見出川橋 至 柏木橋	2,570	"	2,648	自 海 至 見出川橋	1,250	3,820	625 771	200 247	63 77	225 278	A B
雨山川	"	熊取町 泉佐野市	自 佐野川合流点 至 JR 阪和線橋梁	400	"	400	自 JR 阪和線橋梁 至 豊稜橋	1,004	3,898	502 120	161 38	50 12	181 43	A B
住吉川	"	熊取町 泉佐野市	自 佐野川合流点 至 向田橋	650	"	650	自 向田橋 至 万福橋	670	1,320	335 195	107 62	34 20	121 70	A B
田尻川	"	田尻町 泉佐野市	自 海 至 尾張池	1,357					1,357	407	130	41	147	B

資料 3-2

市 管 理 河 川

河 川 名	延長 (m)
犬 鳴 川	1,600
二 瀬 川	2,500

資料 3-3

公共下水道の現状

計画決定	告示番号 年 月 日	決定又は変更の主な内容																																				
第 7 回 変 更	泉佐野市告示第 2 1 3 号 平成 1 9 年 1 2 月 4 日	<table> <tr> <td>排水区域面積</td> <td>約</td> <td>1,952 ha</td> </tr> <tr> <td>住吉上瓦屋污水幹線</td> <td>延長</td> <td>340 m</td> </tr> <tr> <td>湊俵屋污水幹線</td> <td>延長</td> <td>180 m</td> </tr> <tr> <td>中央污水幹線</td> <td>延長</td> <td>490 m</td> </tr> <tr> <td>羽倉崎上之郷污水幹線</td> <td>延長</td> <td>1,170 m</td> </tr> <tr> <td>上瓦屋雨水幹線</td> <td>延長</td> <td>800 m</td> </tr> <tr> <td>新浜市場雨水幹線</td> <td>延長</td> <td>220 m</td> </tr> <tr> <td>中央雨水幹線</td> <td>延長</td> <td>1,300 m</td> </tr> <tr> <td>安松川雨水幹線</td> <td>延長</td> <td>1,030 m</td> </tr> <tr> <td>沿岸雨水幹線 (3)</td> <td>延長</td> <td>50 m</td> </tr> <tr> <td>北ポンプ場</td> <td>敷地面積</td> <td>4,550 m²</td> </tr> <tr> <td>中央ポンプ場</td> <td>敷地面積</td> <td>6,000 m²</td> </tr> </table>	排水区域面積	約	1,952 ha	住吉上瓦屋污水幹線	延長	340 m	湊俵屋污水幹線	延長	180 m	中央污水幹線	延長	490 m	羽倉崎上之郷污水幹線	延長	1,170 m	上瓦屋雨水幹線	延長	800 m	新浜市場雨水幹線	延長	220 m	中央雨水幹線	延長	1,300 m	安松川雨水幹線	延長	1,030 m	沿岸雨水幹線 (3)	延長	50 m	北ポンプ場	敷地面積	4,550 m ²	中央ポンプ場	敷地面積	6,000 m ²
排水区域面積	約	1,952 ha																																				
住吉上瓦屋污水幹線	延長	340 m																																				
湊俵屋污水幹線	延長	180 m																																				
中央污水幹線	延長	490 m																																				
羽倉崎上之郷污水幹線	延長	1,170 m																																				
上瓦屋雨水幹線	延長	800 m																																				
新浜市場雨水幹線	延長	220 m																																				
中央雨水幹線	延長	1,300 m																																				
安松川雨水幹線	延長	1,030 m																																				
沿岸雨水幹線 (3)	延長	50 m																																				
北ポンプ場	敷地面積	4,550 m ²																																				
中央ポンプ場	敷地面積	6,000 m ²																																				

都計認可	告示番号 年 月 日	決定又は変更の主な内容																																							
第 8 回 変 更	大阪府告示第 6 3 3 号 平成 2 0 年 3 月 2 8 日	<table> <tr> <td>処理区域面積</td> <td>汚水 約</td> <td>1,292 ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td>雨水 約</td> <td>1,121 ha</td> </tr> <tr> <td>住吉上瓦屋污水幹線</td> <td>延長</td> <td>340 m</td> </tr> <tr> <td>湊俵屋污水幹線</td> <td>延長</td> <td>180 m</td> </tr> <tr> <td>中央污水幹線</td> <td>延長</td> <td>490 m</td> </tr> <tr> <td>羽倉崎上之郷污水幹線</td> <td>延長</td> <td>780 m</td> </tr> <tr> <td>上瓦屋雨水幹線</td> <td>延長</td> <td>800 m</td> </tr> <tr> <td>新浜市場雨水幹線</td> <td>延長</td> <td>220 m</td> </tr> <tr> <td>中央雨水幹線</td> <td>延長</td> <td>1,300 m</td> </tr> <tr> <td>安松川雨水幹線</td> <td>延長</td> <td>1,030 m</td> </tr> <tr> <td>沿岸雨水幹線 (3)</td> <td>延長</td> <td>50 m</td> </tr> <tr> <td>北ポンプ場</td> <td>敷地面積</td> <td>4,550 m²</td> </tr> <tr> <td>中央ポンプ場</td> <td>敷地面積</td> <td>6,000 m²</td> </tr> </table>	処理区域面積	汚水 約	1,292 ha		雨水 約	1,121 ha	住吉上瓦屋污水幹線	延長	340 m	湊俵屋污水幹線	延長	180 m	中央污水幹線	延長	490 m	羽倉崎上之郷污水幹線	延長	780 m	上瓦屋雨水幹線	延長	800 m	新浜市場雨水幹線	延長	220 m	中央雨水幹線	延長	1,300 m	安松川雨水幹線	延長	1,030 m	沿岸雨水幹線 (3)	延長	50 m	北ポンプ場	敷地面積	4,550 m ²	中央ポンプ場	敷地面積	6,000 m ²
処理区域面積	汚水 約	1,292 ha																																							
	雨水 約	1,121 ha																																							
住吉上瓦屋污水幹線	延長	340 m																																							
湊俵屋污水幹線	延長	180 m																																							
中央污水幹線	延長	490 m																																							
羽倉崎上之郷污水幹線	延長	780 m																																							
上瓦屋雨水幹線	延長	800 m																																							
新浜市場雨水幹線	延長	220 m																																							
中央雨水幹線	延長	1,300 m																																							
安松川雨水幹線	延長	1,030 m																																							
沿岸雨水幹線 (3)	延長	50 m																																							
北ポンプ場	敷地面積	4,550 m ²																																							
中央ポンプ場	敷地面積	6,000 m ²																																							

要水防ため池

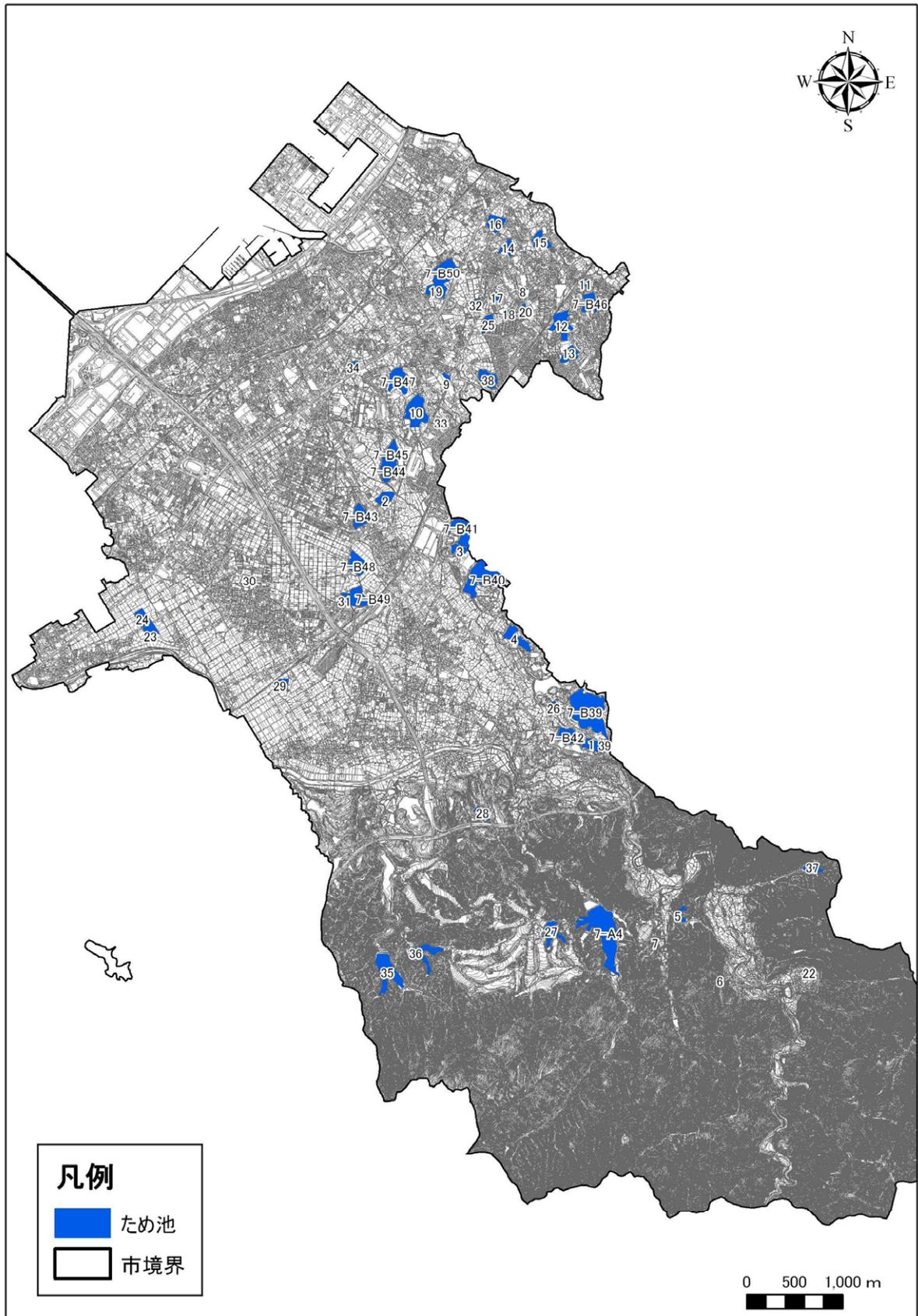
番号	ため池名	関係事務所	所在地	要水防 提長	提 高	満水 面積	貯水量	水防値	要する主な資材				備考
									袋 のう袋	縄	葦 (シート)	杭	
7-A4	稲倉池	泉州農と緑の 総合事務所	泉佐野市日根野 5560	m 173	m 32.2	Ha 14.4	千m ³ 1,423	A	kg 56	枚 18	本 63		
7-B39	大池	〃	〃 日根野 350	360	16.0	12.8	862	B	58	18	65		
7-B40	十二谷池	〃	〃 日根野 2061	530	11.7	8.1	263	〃	85	27	96		
7-B41	質池	〃	〃 日根野 2430	220	6.8	3.9	105	〃	25	8	28		
7-B42	郷之池	〃	〃 日根野 80	183	10.3	3.7	112	〃	30	10	33		
7-B43	俵屋新池	〃	〃 日根野 292	510	4.2	3.0	50	〃	85	27	96		
7-B44	中大細利池	〃	〃 市場町南 30	277	5.6	2.8	48	〃	50	16	56		
7-B45	大細利池	〃	〃 市場町南 31	250	6.0	2.5	44	〃	40	13	45		
7-B46	五平池	〃	〃 鶴原 654	120	6.5	1.9	50	〃	20	6	22		
7-B47	七ノ池	〃	〃 中庄 966	151	6.8	3.4	92	〃	25	8	28		
7-B48	貝ノ池	〃	〃 長滝 2443	750	4.1	3.2	62	〃	120	38	135		
7-B49	植田池	〃	〃 長滝 2360	630	3.5	3.3	56	〃	313	32	113		
7-B50	道ノ池	〃	〃 下瓦屋 361	510	3.5	4.2	59	〃	58	18	65		

(注) 水防値 A：特に重要な水防ため池 B：重要な水防ため池 C：要水防ため池

番号	ため池名	関係事務所	所在地	要する主な資材				要水防 堤長	水防値	備考
				土袋 のう袋	縄 kg	葦 (ｼｰﾄ)	杭			
1	北谷池	泉州農と緑の 総合事務所	泉佐野市日根野	袋 43	kg 14	枚 5	本 16	m 121	C	
2	原ノ池	"	"	200	64	20	72	569	"	
3	山池	"	"	110	36	11	40	220	"	
4	八重治池	"	"	46	15	5	16	130	"	
5	坂久保池	"	大木	29	9	3	11	81	"	
6	円谷池	"	"	13	4	2	5	38	"	
7	吉間谷池	"	"	8	3	1	3	20	"	
8	今池	"	鶴原	31	10	3	11	86	"	
9	長池	"	中庄	39	13	4	14	110	"	
10	山の池	"	"	78	25	8	28	220	"	
11	庄八池	"	鶴原	35	11	4	13	98	"	
12	新池	"	"	49	16	5	18	140	"	
13	奥池	"	"	35	11	4	13	100	"	
14	才賀池	"	"	81	26	8	29	230	"	
15	庄田池	"	"	96	31	10	35	274	"	
16	四角池	"	"	155	50	16	56	441	"	
17	原池	"	上瓦屋	41	13	4	15	116	"	
18	摺鉢池	"	"	42	14	5	15	119	"	
19	中ノ池	"	"	98	32	10	35	280	"	
20	徳与茂池	"	長坂	36	12	5	13	101	"	

番号	ため池名	関係事務所	所在地	要する主な資材				要水防 提長	水防値	備考
				土 のう袋	縄	葎 (シート)	杭			
21	長坂西池	泉州農と緑の 総合事務所	泉佐野市長坂	袋 23	kg 8	枚 3	本 8	m 98	C	
22	東の池	"	" 大木	23	8	3	8	65	"	
23	蓮池	"	" 南中樫井	187	60	19	68	533	"	
24	道ノ池	"	" 南中岡本	196	63	20	71	560	"	
25	籠池	"	" 上瓦屋	71	23	8	26	195	"	
26	十郎池	"	" 日根野	56	18	6	20	159	"	
27	長谷池	"	" 上之郷	30	10	3	11	85	"	
28	梨谷池	"	" "	8	3	1	3	22	"	
29	九踏池	"	" 長滝	91	30	10	33	260	"	
30	丹生池	"	" "	116	37	12	42	110	"	
31	穂波池	"	" "	117	38	12	43	335	"	
32	中山池	"	" 上瓦屋	120	40	15	45	374	"	
33	蓮池	"	" 中庄	70	23	8	26	203	"	
34	矢畑池	"	" "	27	9	3	10	76	"	
35	滝ノ池	"	" 上之郷	200	55	15	60	117	"	
36	新池	"	" "	200	45	10	50	114	"	
37	立花谷大池	"	" 大木	30	9	3	10	60	"	
38	三念寺池	"	" 上瓦屋	200	64	20	72	400	"	
39	市池	"	" 日根野	24	8	3	8	67	"	

付図 3(1) 要水防ため池分布図



府 管 理 海 岸 (要水防海岸)

海 岸	関係土木 工事工務所	担当水防 管団名	要水防地域		重要水防地域	延 長	要する主な資材				水防区域 延長計	水防値	摘 要
			区 域	延 長			吠・俵 (かます ・たわら)	縄 (なわ)	筵 (むしろ)	杭 (くい)			
泉 南 海 岸	港 湾 局	岸和田市 貝塚市 泉野市 田尻町 泉南市 阪南市 岬町	同	47,338			枚	kg	枚	本	47,338	C	高 潮 区 域
							4,734	1,515	473	1,704			

重要防潮施設一覽表

(平成23年4月1日現在)

番号	河川及び海岸名	施設名	位置	施設管理者	操作責任者	機能・型式	巾×高×門数	備考
5	佐野漁港	泉佐野3-1門扉	〃 新町	大阪府港湾局	泉佐野市	手動引戸式ゲート	12.50m×1.40m×1門	

現有公共岸壁

○現有公共岸壁及び物揚場（府営港湾）

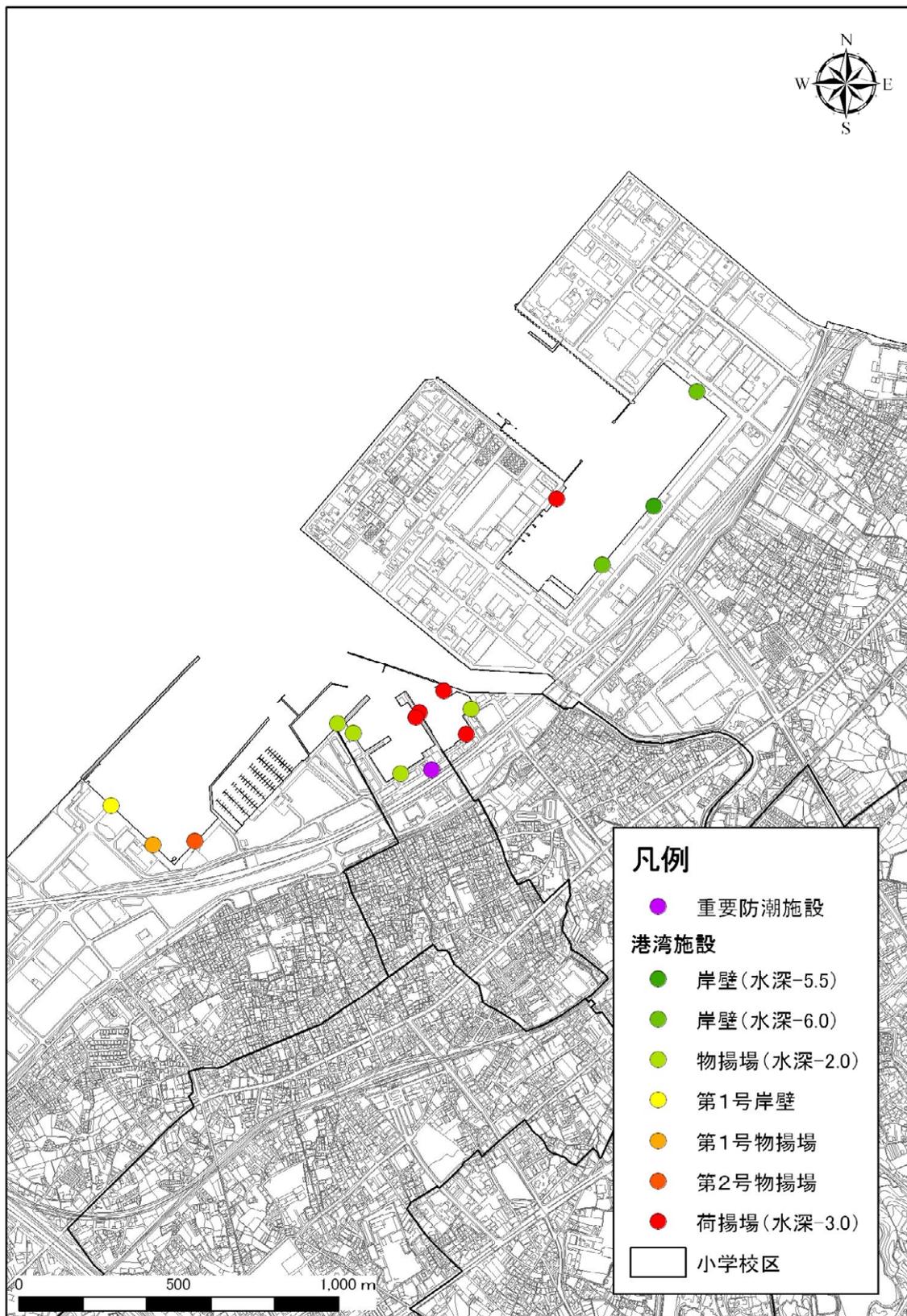
（平成 23 年 4 月 1 日現在）

港名	地区名	施設名	水深 (m)	延長 (m)	対象船舶 (D.W.T)	現有 バース数	上屋
泉佐野	泉佐野地区	泉佐野第 1 号岸壁	-5.5	180	2,000	2	
		泉佐野第 1 号物揚場	-4.0	180			
		泉佐野第 2 号物揚場	-4.0	160			

○現有公共岸壁及び物揚場（漁港）

漁港名	種別	施設名	水深 (m)	延長 (m)	対象船舶 (D.W.T)
佐野	2	物揚場	-2.0	988	20t 未満
		荷揚場	-3.0	585.1	20t 以上
		岸壁	-6.0	661.3	500t
		岸壁	-5.5	46	400t 未満

付図 3(2) 重要防潮施設・共有岸壁位置図



急傾斜地崩壊危険箇所等一覧表

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所

○急傾斜地崩壊危険箇所 (I)

箇所番号	箇所名	位置	延長 (m)	高さ (m)	傾斜度	人家 戸数	区域 指定
550	岡本	泉佐野市南中岡本	200	12	35	18	有
551	土丸 (1)	泉佐野市土丸	105	20	34	8	
552	土丸 (2)	泉佐野市土丸	235	25	35	17	
553	土丸 (3)	泉佐野市土丸	250	70	36	7	
554	下大木 (1)	泉佐野市大木下大木	300	32	30	8	
555	下大木 (2)	泉佐野市大木下大木	470	80	38	24	
557	中大木 (1)	泉佐野市大木中大木	175	50	39	5	
558	中大木 (2)	泉佐野市大木中大木	195	65	40	8	
559	大木	泉佐野市大木中大木	380	32	38	38	有
560	上大木 (1)	泉佐野市大木上大木	280	45	37	11	
561	上大木 (2)	泉佐野市大木上大木	90	75	40	9	
562	上大木 (4)	泉佐野市大木上大木	150	100	37	0	
567	上大木 (9)	泉佐野市大木上大木	165	210	33	0	
852	日根野 (1)	泉佐野市日根野	120	18	36	1	
853	大木 (4)	泉佐野市大木	60	30	38	0	
854	大木 (5)	泉佐野市大木	50	30	40	5	
855	大木 (3)	泉佐野市大木	280	25	45	0	

○急傾斜地崩壊危険箇所 (II)

箇所番号	箇所名	位置	延長 (m)	高さ (m)	傾斜度	人家 戸数
985	土丸 (4)	泉佐野市土丸	70	80	42	1
986	大木 (2)	泉佐野市大木	90	25	50	2
987	大木 (6)	泉佐野市大木	110	60	47	1

(2) 急傾斜地崩壊危険区域

整理 番号	区域名	所在地	面積 (㎡)	告示番号 指定年月日	保全 人家 戸数	対策工 施工 年度	備考	危険 箇所 番号	危険 区域 台帳
5	大木	泉佐野市 大木	37,985	第 2 9 3 号 昭和 48 年 2 月 26 日	33	48~54 61~62	成	559	有
15	岡本	泉佐野市 南中 岡本	7,137	第 4 9 4 号 昭和 55 年 3 月 28 日	20	55~57	成	550	有

(3) 土砂災害警戒区域等

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
1158	泉佐野市	大木	大木(4)	K21300010	平成22年2月1日	大阪府告示第162号	平成22年2月1日	大阪府告示第163号
1159	泉佐野市	大木	下大木(1)-1	K21300021	平成22年2月1日	大阪府告示第162号	平成22年2月1日	大阪府告示第163号
1160	泉佐野市	大木	下大木(1)-2	K21300022	平成22年2月1日	大阪府告示第162号	平成22年2月1日	大阪府告示第163号
1161	泉佐野市	大木	下大木(1)-3	K21300023	平成22年2月1日	大阪府告示第162号	平成22年2月1日	大阪府告示第163号
1162	泉佐野市	大木	下大木(2)-1	K21300031	平成22年2月1日	大阪府告示第162号	平成22年2月1日	大阪府告示第163号
1163	泉佐野市	大木	下大木(2)-2	K21300032	平成22年2月1日	大阪府告示第162号	平成22年2月1日	大阪府告示第163号
1164	泉佐野市	大木	大木(5)	K21300040	平成22年2月1日	大阪府告示第162号	平成22年2月1日	大阪府告示第163号
1165	泉佐野市	大木	上大木(1)	K21300050	平成22年2月1日	大阪府告示第162号	平成22年2月1日	大阪府告示第163号
1166	泉佐野市	大木	中大木(1)-1	K21300061	平成22年2月1日	大阪府告示第162号	平成22年2月1日	大阪府告示第163号
1167	泉佐野市	大木	中大木(1)-2	K21300062	平成22年2月1日	大阪府告示第162号	平成22年2月1日	大阪府告示第163号
1168	泉佐野市	大木	中大木(2)	K21300070	平成22年2月1日	大阪府告示第162号	平成22年2月1日	大阪府告示第163号
1169	泉佐野市	大木	上大木(2)	K21300080	平成22年2月1日	大阪府告示第162号	平成22年2月1日	大阪府告示第163号
1170	泉佐野市	大木	大木(2)	K21300090	平成22年2月1日	大阪府告示第162号	平成22年2月1日	大阪府告示第163号
1171	泉佐野市	大木	大木(6)	K21300100	平成22年2月1日	大阪府告示第162号	平成22年2月1日	大阪府告示第163号
1172	泉佐野市	大木	下大木(3)	K21300110	平成22年2月1日	大阪府告示第162号	平成22年2月1日	大阪府告示第163号
1173	泉佐野市	大木	下大木(4)	K21300120	平成22年2月1日	大阪府告示第162号	平成22年2月1日	大阪府告示第163号
1174	泉佐野市	大木	大木(7)	K21300130	平成22年2月1日	大阪府告示第162号	平成22年2月1日	大阪府告示第163号
1175	泉佐野市	大木	大木(8)	K21300140	平成22年2月1日	大阪府告示第162号	平成22年2月1日	大阪府告示第163号
1176	泉佐野市	大木	大木(9)	K21300150	平成22年2月1日	大阪府告示第162号	平成22年2月1日	大阪府告示第163号
1177	泉佐野市	大木	下大木(5)	K21300160	平成22年2月1日	大阪府告示第162号	平成22年2月1日	大阪府告示第163号
1178	泉佐野市	大木	下大木(6)	K21300170	平成22年2月1日	大阪府告示第162号	平成22年2月1日	大阪府告示第163号
1179	泉佐野市	大木	上大木(12)	K21300180	平成22年2月1日	大阪府告示第162号	平成22年2月1日	大阪府告示第163号
1180	泉佐野市	大木	中大木(4)	K21300190	平成22年2月1日	大阪府告示第162号	平成22年2月1日	大阪府告示第163号
1181	泉佐野市	大木	大木(29)	K21300200	平成22年2月1日	大阪府告示第162号	平成22年2月1日	大阪府告示第163号
1182	泉佐野市	大木	中大木(5)	K21300210	平成22年2月1日	大阪府告示第162号	平成22年2月1日	大阪府告示第163号
1183	泉佐野市	大木	大木(30)	K21300220	平成22年2月1日	大阪府告示第162号	平成22年2月1日	大阪府告示第163号
1184	泉佐野市	大木	大木(31)	K21300230	平成22年2月1日	大阪府告示第162号	平成22年2月1日	大阪府告示第163号

土石流危険溪流一覧表

○土石流危険溪流箇所（Ⅰ）

溪流番号	河川名	溪流名	所在地
I - 27 - 1	檜井川	中大木沢	泉佐野市
I - 27 - 2	檜井川	上大木沢	泉佐野市
I - 27 - 3	犬鳴川	不動谷	泉佐野市
I - 27 - 4	檜井川	(大木)	泉佐野市
I - 27 - 5	檜井川	犬鳴川支溪	泉佐野市
I - 27 - 6	檜井川	中大木溪	泉佐野市
I - 27 - 7	檜井川	下大木溪	泉佐野市
I - 27 - 8	檜井川	(土丸)	泉佐野市
I - 27 - 9	檜井川	母山谷	泉佐野市

○土石流危険溪流箇所（Ⅱ）

溪流番号	河川名	溪流名	所在地
Ⅱ - 27 - 1	檜井川	(土丸)	泉佐野市
Ⅱ - 27 - 2	檜井川	(大木)	泉佐野市
Ⅱ - 27 - 3	檜井川	(土丸)	泉佐野市
Ⅱ - 27 - 4	檜井川	(上之郷)	泉佐野市

地すべり危険箇所等一覧表

(1) 地すべり危険箇所

番号	箇所名	所在地	
123	檜井川	泉佐野市上之郷	区域指定有
124	母山	泉佐野市上之郷	
140	母山	泉佐野市上之郷母山	

(2) 地すべり防止区域

番号	地域名	所在地	指定年月日	面積(ha)	保全人家
3	檜井川	上之郷中村	昭和 34 年 10 月 23 日	5.30	50 戸

山地災害危険地区

(1) 概要

(平成 20 年 4 月 1 日現在)

山腹崩壊危険地区	地すべり危険地区	崩壊土砂流出危険地区	計
15	—	6	21

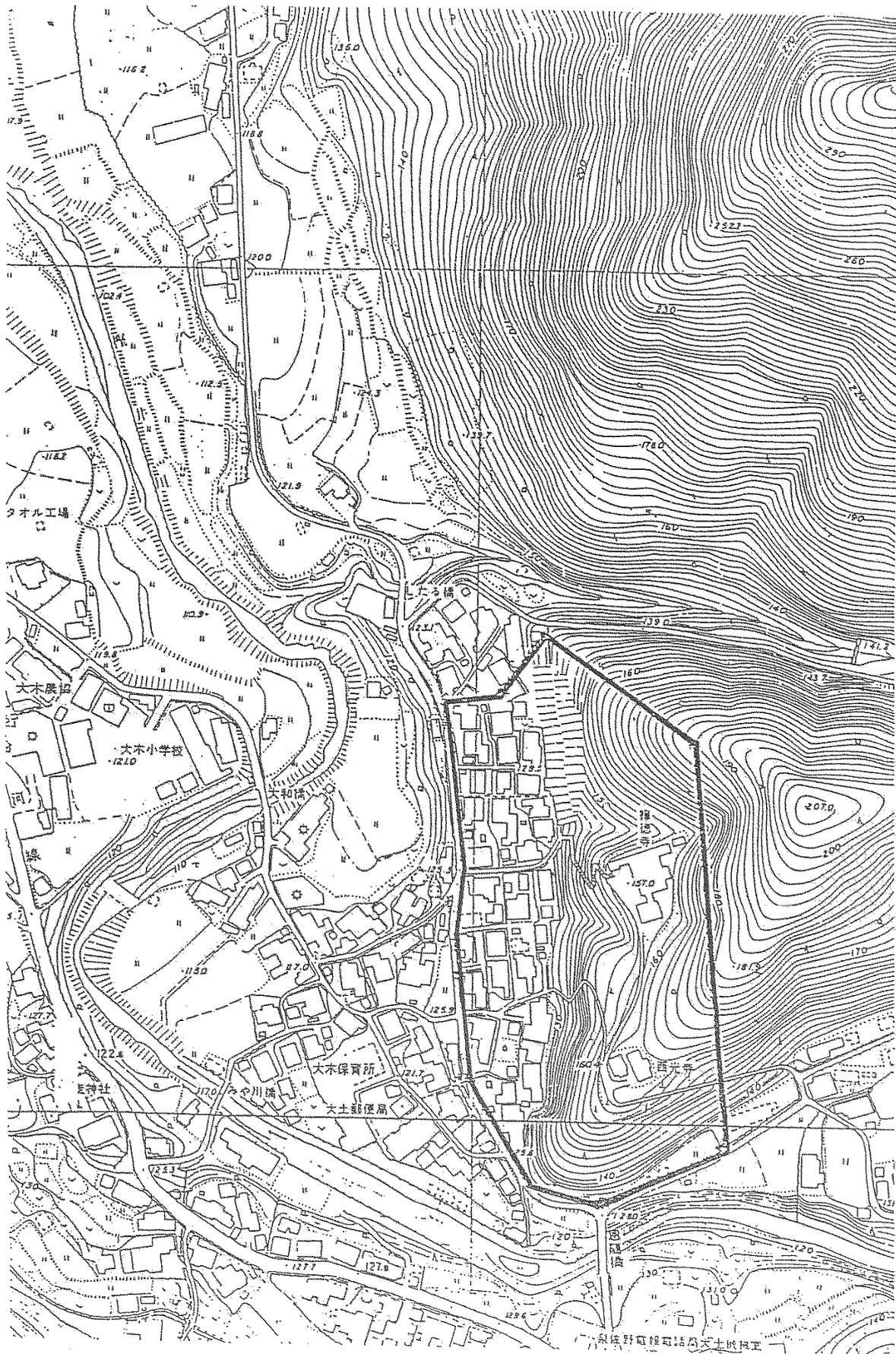
(2) 山腹崩壊危険地区

番号	所在地
25-1	泉佐野市 土丸 (1)
2	〃 (2)
3	泉佐野市 大木 (1)
4	〃 (2)
5	〃 (3)
6	〃 (4)
7	〃 (5)
8	〃 (6)
9	〃 (7)
10	〃 (8)
11	〃 (9)
12	泉佐野市 土丸 (3)
13	泉佐野市 大木 (10)
14	〃 (11)
15	泉佐野市 土丸 (4)

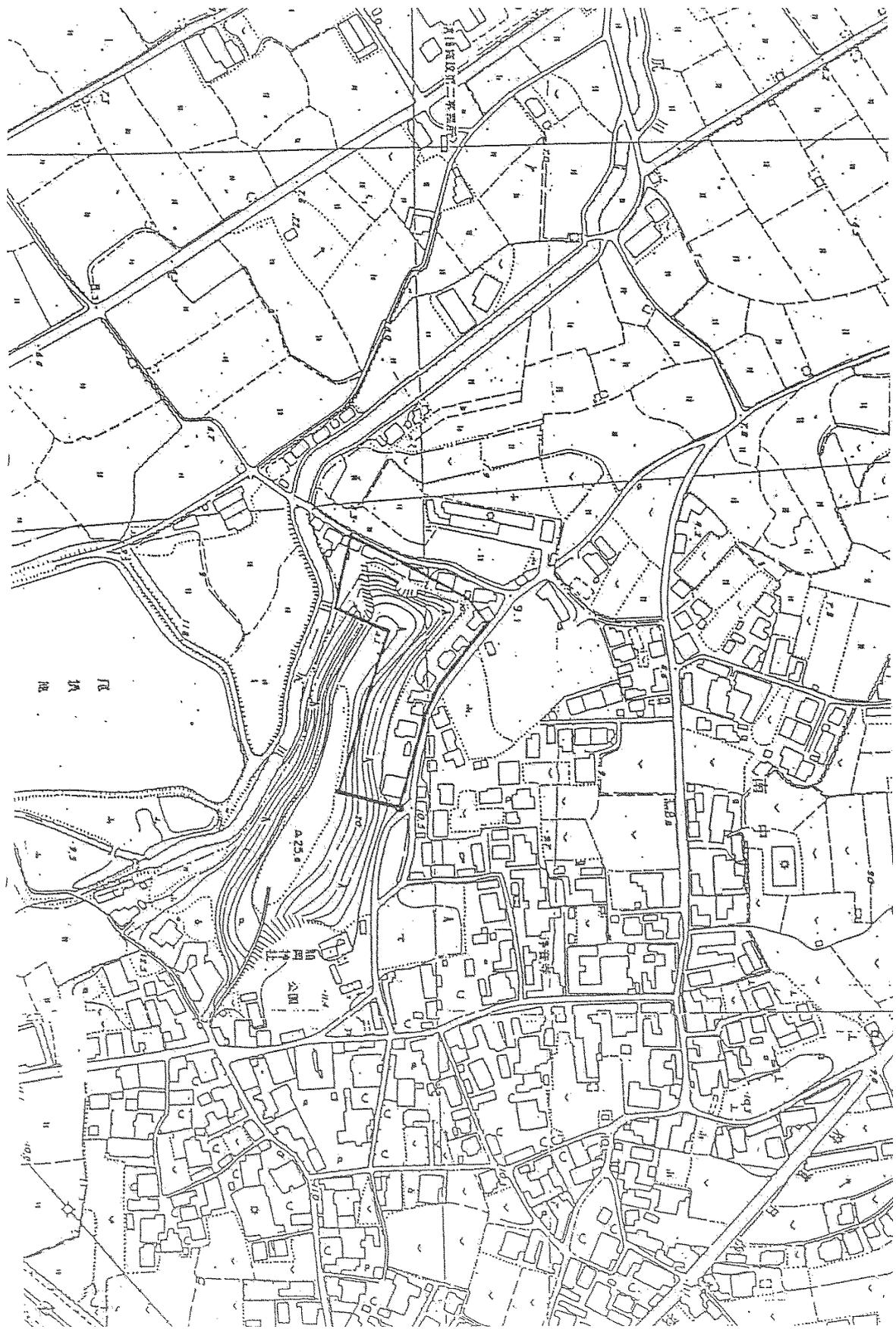
(3) 崩壊土砂流出危険地区

番号	所在地
25-2	泉佐野市 土丸 (1)
3	〃 (2)
4	泉佐野市 大木 (1)
5	泉佐野市 土丸 (3)
6	泉佐野市 大木 (2)
7	〃 (3)

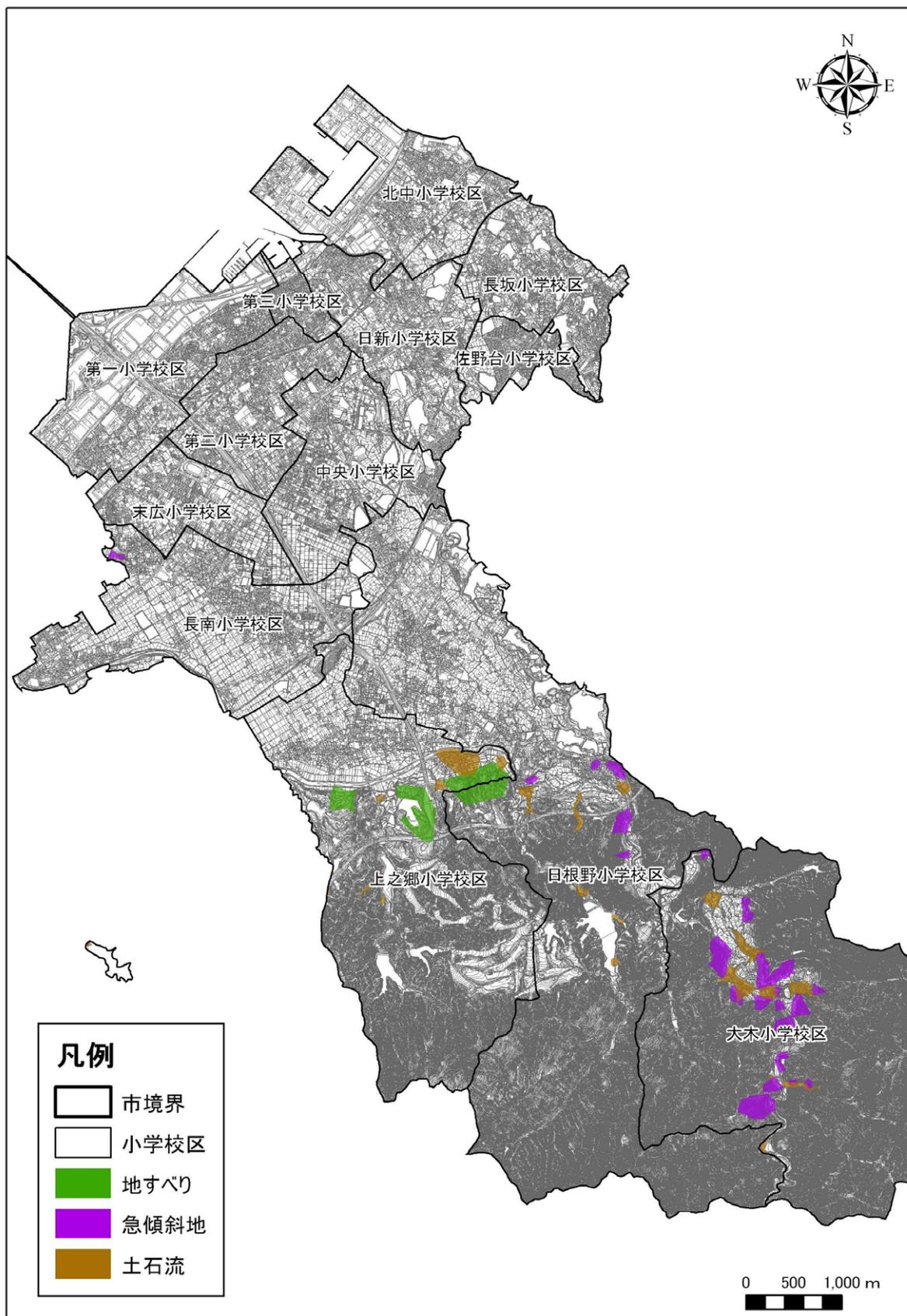
付図 3(3) 大木急傾斜地崩壊危険区域図



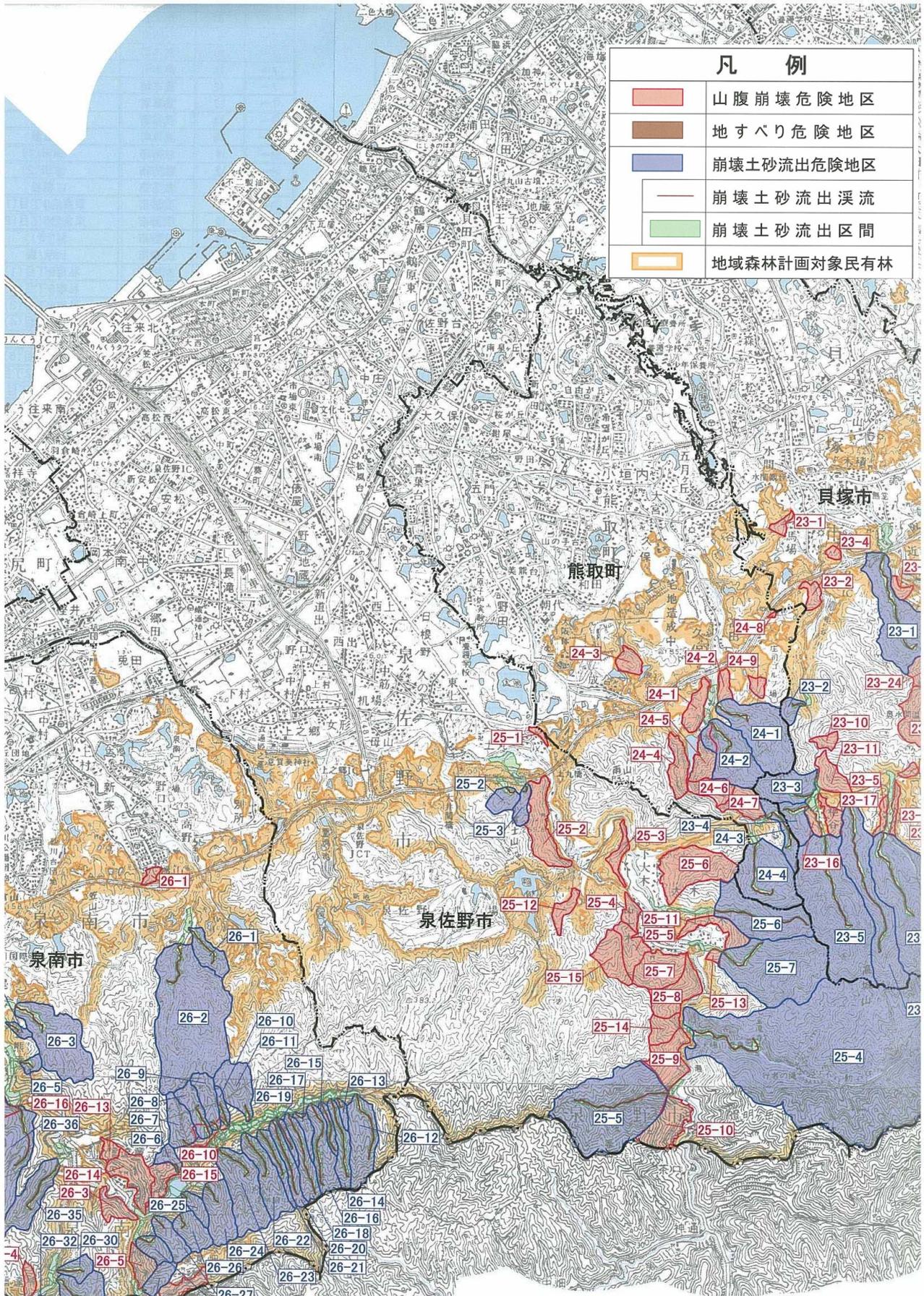
付図 3(4) 岡本急傾斜地崩壊危険区域図



付図 3(5) 土砂災害危険区域・箇所位置図

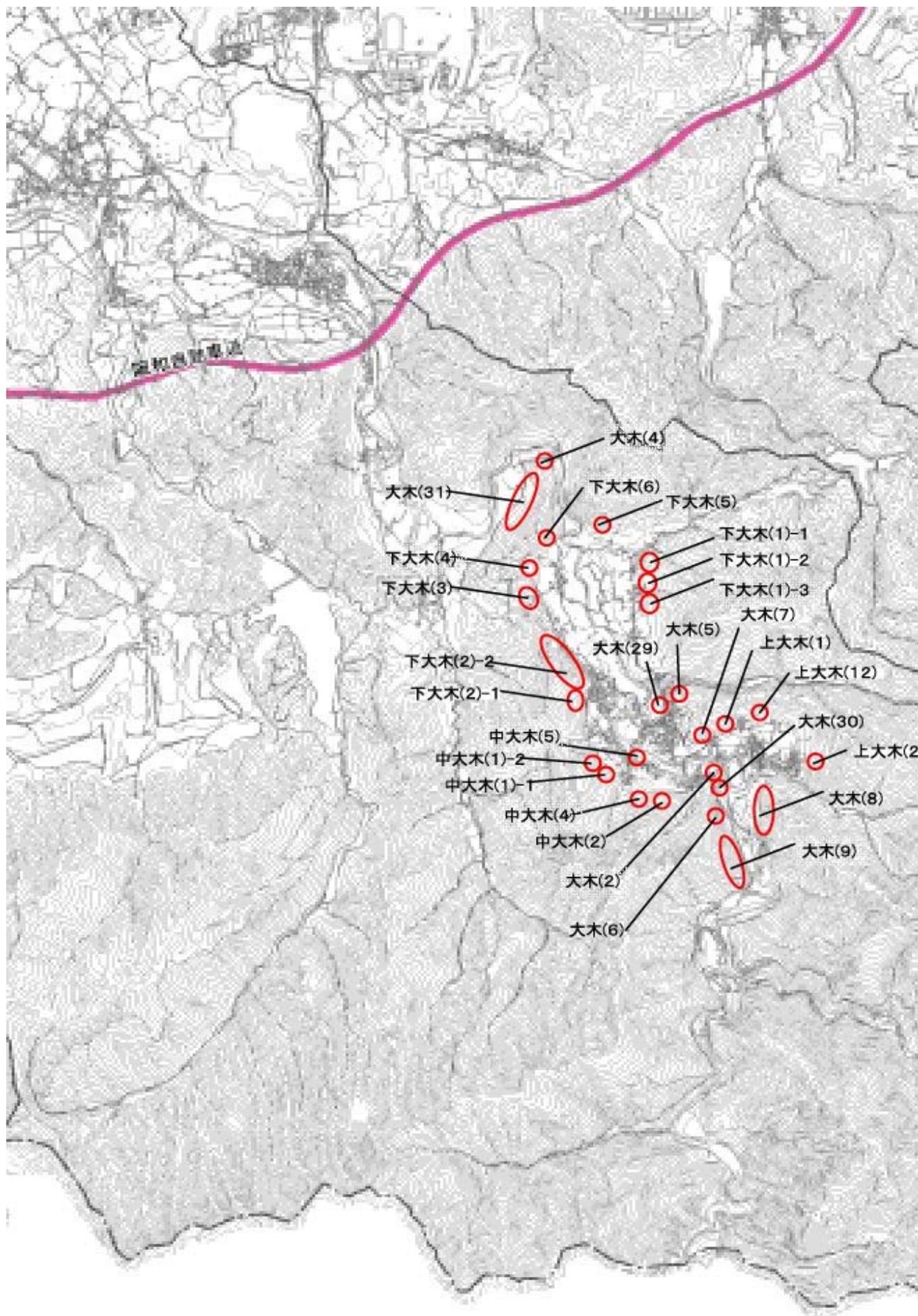


付図 3(6) 山地災害危険地区位置図



大阪府山地災害危険地区位置図（南部）より

付図 3 (7) 土砂災害警戒区域等位置図



大阪府 HP「泉佐野市の土砂災害防止法の指定区域」より

資料4-1
各関係機関電話及び防災無線一覧表

機関名	通信窓口	所在地	電話番号		大阪府防災 行政無線番号
			代表	夜間	
●指定行政機関					
消防庁	防災課 防災情報室	東京都千代田区霞が関2-1-2	03-5253-5111	03-5253-7777	
●指定地方行政機関等					
大阪管区気象台	技術部予報課	大阪市中央区大手前4-1-76	06-6949-6303	06-6949-6303	816-8930
大阪航空局関西空港事務所	総務課	泉南郡田尻町泉州空港中1	072-455-1300	0724-55-1321	
大阪航空局	航空保安対策課	大阪市中央区大手前4-1-76	06-6949-6211		809-8920
関西空港海上保安航空基地	運用司令室 警備救護課	泉佐野市泉州空港北1	0724-55-1235	0724-55-1236	815-0 815-1
岸和田海上保安署	事務室	岸和田市新港町1	072-422-3592	0724-22-3592	814-0
近畿地方整備局大阪国道事務所	南大阪維持出張所	泉大津市我孫子99-6	0725-23-1051	0722-23-1051	
近畿地方整備局	災害対策室	大阪市城東区今福西2-12-35	06-6932-1421		820-8930
大阪農政事務所	所長	大阪市中央区大手前1-5-44	06-6943-9691	06-6943-9691	804-8900
岸和田労働基準監督署	署長	岸和田市岸城町23-16	072-431-3939	0724-31-3939	
泉佐野公共職業安定所		泉佐野市上町2丁目1-20	072-463-0565	0724-63-0565	
●自衛隊					
陸上自衛隊第3師団	第3部防衛班	伊丹市広畑1-1	072-781-0021	072-781-0021	823-0
陸上自衛隊第37普通科連隊	第3科	和泉市伯太町官有地	0725-41-0090	0725-41-0090	825-0
●大阪府警察					
大阪府警察本部	通信司令室 総合指揮室	大阪市中央区大手前3-1-11	06-6943-1234	06-6943-1234	830-8986 830-8985
泉佐野警察署	警備課	泉佐野市上町2-1-1	072-464-1234	0724-64-1234	
関西空港警察署	警備課	泉南郡田尻町泉州空港中1	072-456-1234	0724-56-1234	
●大阪府					
大阪府	危機管理室	大阪市中央区大手前2	06-6941-0351	06-6944-6021	200-8920
泉南地域防災推進室	室長	岸和田市野田町3-13-2	072-439-3601	0724-39-3601	303-8900
岸和田土木事務所	地域防災室	岸和田市野田町3-13-2	072-439-3601	0724-39-3601	303-8910
阪南港湾事務所	所長	岸和田市港緑町5-1	0724-39-5261	0724-39-5261	384-0
泉州農と緑の総合事務所	総務課	岸和田市野田町3-13-2	072-439-3601	0724-39-3601	303-8920
大阪府漁港管理事務所		泉佐野市住吉町9-6	0724-62-8649	0724-62-8649	
泉佐野保健所	企画調整課	泉佐野市上瓦屋583-1	072-462-7701	0724-62-7701	303-8950
●指定公共機関及び指定地方公共機関等					
日本赤十字社大阪府支部	事業課	大阪市中央区大手前2-1-7	06-6943-0705	06-6943-0705	837-8980
泉佐野郵便局	総務課	泉佐野市上町2丁目8-45	0724-62-0400	0724-62-0400	
西日本旅客鉄道(株)日根野駅	駅長	泉佐野市日根野4035	072-467-0350	0724-67-0350	
南海電気鉄道(株)泉佐野駅	駅長	泉佐野市上町3丁目11-41	072-462-0153	0724-62-0153	
西日本高速道路(株)関西支社	道路管制センター 道路管制C事務室	大阪府茨木市岩倉町1-13	06-6344-8888		839-0 839-1
阪神高速道路(株)	湾岸管理部交通課	大阪市中央区久太郎町4-1-3	06-6252-8121		
西日本電信電話(株)大阪支店	設備部災害対策室	大阪市中央区博労町2-5-15OCB	06-4795-3355	局番なし 113	
大阪ガス(株)南部導管部	保安指令室	堺市住吉橋町2-2-19	072-238-2394	072-238-2394	
関西電力(株)岸和田営業所	庶務課	岸和田市藤井町3-4-4	072-422-4701	0724-22-7401	
関西国際空港(株)	中央警備・防災センター セキュリティ部消防防災企画グループ	泉佐野市泉州空港北1	072-455-2103	0724-55-2077	847-0 847-1
●その他関係機関					
(社)泉佐野泉南医師会	事務局	泉佐野市湊1-1-30	072-464-7400	0724-64-7400	
京都大学原子炉実験所	総務課	泉南郡熊取町朝代西2	072-451-2300	0724-51-2300	
大阪府熊取オワサイトセンター	事務所	泉南郡熊取町朝代西2-1010-1	072-451-0170	0724-51-0170	
●近隣市町					
岸和田市	自治振興課	岸和田市岸城町7-1	072-423-2121	0724-23-2121 守衛室	502-8900
貝塚市	庶務課	貝塚市畠中1-17-1	072-423-2151	0724-23-2151 宿直室	508-8900
熊取町	企画課	泉南郡熊取町野田1-1-1	072-452-1001	0724-53-0119 消防本部	537-8900
田尻町	総務課	泉南郡田尻町嘉祥寺375-1	072-466-1000	0724-65-1000 宿直室	538-8900
泉南市	政策推進課	泉南市樽井1-1-1	072-483-0001	0724-85-0119 消防本部	528-8900
阪南市	危機管理課	阪南市尾崎町35-1	072-471-5678	0724-73-0119 阪南岬消防組合	532-8900
岬町	まちづくり推進室	泉南郡岬町深日2001	072-492-2721	0724-92-2001 守衛室	539-8900

※泉佐野市の府無線発信特番(48)です。[48-*** (局番号)-**** (内線番号) でかけることができます。]

大阪府防災行政無線 局番号一覧

局番号	内線番号	機関名
200	—	府庁【内線電話】(大手前・吹洲)
220	—	府庁(大手前)【防災専用電話】
200	—	府庁(吹洲)【防災専用電話】
230	—	【デジタル移動無線】
300	—	三島府民センター
301	—	豊能府民センター
302	—	泉北府民センター
303	—	泉南府民センター
304	—	南河内府民センター
305	—	中河内府民センター
306	—	北河内府民センター

500	—	大阪市
501	—	堺市
502	—	岸和田市
503	—	豊中市
504	—	池田市
505	—	吹田市
506	—	泉大津市
507	—	高槻市
508	—	貝塚市
509	—	守口市
510	—	四條畷市
511	—	茨木市
512	—	東淀川市
513	—	八尾市
514	—	豊田林市
515	—	豊屋山
516	—	河内長野市
517	—	松原市
518	—	大東市
519	—	和泉市
520	—	箕面市
521	—	柏原市
522	—	羽曳野市
523	—	門真市
524	—	摂津市
525	—	高石市
526	—	藤井寺市
527	—	東大阪市
528	—	泉南市
529	—	四條畷市
530	—	交野市
531	—	大阪狭山市
532	—	阪南市
533	—	島本町
534	—	豊能町
535	—	能勢町
536	—	忠岡町
537	—	龍取町
538	—	田原町
539	—	岷町
540	—	太子町
541	—	河南町
542	—	千早赤阪村

局番号	防災電話番号	機関名
400	—	大阪市消防局
444	—	堺市消防局
402	—	岸和田市消防本部
403	—	豊中市消防本部
404	—	池田市消防本部
405	—	吹田市消防本部
406	—	泉大津市消防本部
407	—	高槻市消防本部
408	—	貝塚市消防本部
411	—	茨木市消防本部
412	—	八尾市消防本部
413	—	泉佐野市消防本部
414	—	富田林市消防本部
416	—	河内長野市消防本部
417	—	松原市消防本部
418	—	大東市消防本部
419	—	和泉市消防本部
420	—	箕面市消防本部
424	—	摂津市消防本部
427	—	東大阪市消防本部
428	—	高槻市消防本部
429	—	四條畷市消防本部
430	—	交野市消防本部
431	—	大阪狭山市消防本部
433	—	島本町消防本部
434	—	豊能町消防本部
436	—	忠岡町消防本部
437	—	能勢町消防本部
441	—	河南町消防本部
445	—	守口市市消防組合消防本部
446	—	枚方豊屋山消防組合消防本部
447	—	柏原羽曳野井等消防組合消防本部
448	—	阪南岷消防組合消防本部

消防本部 (各機関の内線にはかかりません)

600	—	池田保健所
603	—	豊中保健所
604	—	吹田保健所
607	—	茨木保健所
609	—	枚方保健所
610	—	豊屋山保健所
611	—	守口保健所
613	—	四條畷保健所
615	—	八尾保健所
618	—	藤井寺保健所
620	—	豊田林保健所
622	—	和泉保健所
625	—	岸和田保健所
627	—	泉佐野保健所

保健所 (各機関の内線にはかかりません)

局番号	防災電話番号	機関名
310	—	府立消防学校 (大東市内)
313	—	大阪府南部広域防災拠点 (泉南市内)
314	—	大阪府中部広域防災拠点 (八尾空堀内)
315	—	大阪府北部広域防災拠点 (万博公園内)
316	—	府立インテグレーションセンター(IDC)

320	—	西大阪治水事務所
321	—	豊屋山水系改修工務所
322	—	港 湾 局
324	—	真面目ダム管理所 (池田土木事務所)
327	—	彩都工区 (茨木土木事務所)
328	—	新名神通事業建設事業所
330	—	門真工区
331	—	太間排水機場 (枚方土木事務所)
332	—	打上川治水緑地
334	—	松原建設事業所 (富田林土木事務所)
336	—	狭山地ダム管理事務所 (鳳土木事務所)
337	—	和泉工区 (岸和田土木事務所)
339	—	尾崎出張所
342	—	神崎川出張所
344	—	毛馬排水機場
345	—	安治川水門
346	—	大津川水門
347	—	原無川水門
348	—	正蓮寺水門
349	—	六軒家水門
350	—	三軒家水門
351	—	旧淀川排水機場
352	—	出島島水門
353	—	高見橋場
354	—	西島水門
356	—	南都工区
357	—	東都工区
358	—	平野川分水路排水機場
359	—	豊屋川治水緑地
360	—	豊屋川治水緑地
361	—	花園多目的遊水地
364	—	北部流域下水道事務所
366	—	東部流域下水道事務所
369	—	南部流域下水道事務所
372	—	安威川ダム建設事務所
377	—	服部緑地 (池田土木事務所)
378	—	豊屋川公園 (枚方土木事務所)
379	—	久宝寺緑地 (八尾土木事務所)
380	—	大泉緑地 (鳳土木事務所)
381	—	浜寺公園
383	—	堺東北港湾事務所
384	—	阪南港湾事務所 阪南G
386	—	阪南港湾事務所 梁田G
385	—	阪南港 北水門
387	—	阪南港 南水門
388	—	岸和田水門
389	—	船舶廃油処理場 (社団法人清港会)
391	—	高野ダム管理事務所(衛星無線) (南河内農工部の総合事務所分室)

府の水防関係事務所 (各機関の内線にはかかりません)

局番号	防災電話番号	機関名
802	—	近畿厚生局
804	—	大阪農政事務所
806	—	近畿経済産業局
808	—	近畿運輸局
809	—	大阪航空局
812	—	大阪海上保安監部
813	—	堺海上保安署
814	—	岸和田海上保安署
815	—	関西海上保安航空基地
816	—	大阪海上保安部
818	—	近畿総合通信局
820	—	近畿地方整備局
823	—	陸上自衛隊 第3師団
824	—	陸上自衛隊 第36普通科連隊
825	—	陸上自衛隊 第37普通科連隊
830	—	大阪府警本部
837	—	日本赤十字社 大阪府支部
838	—	日本放送協会 大阪放送局
839	—	西日本高速道路株式会社
847	—	関西国際空港株式会社
851	—	淀川左岸水防事務所
852	—	淀川右岸水防事務所
853	—	大和川右岸水防事務所
854	—	泉州水防事務所
855	—	恩智川水防事務所
873	—	大阪府トラック協会

640	—	府立急性期・総合医療センター
641	—	大阪大学附属病院
642	—	平野救急センター/済生会平野病院
643	—	三島救急センター
644	—	関西医科大学附属豊満病院
645	—	中河内救命救急センター
646	—	近畿大学医学部附属病院
647	—	市立堺病院
648	—	豊洲救急センター/りんくう総合医療センター
649	—	大阪市立総合医療センター
650	—	国立病院機構 大阪医療センター
651	—	大阪赤十字病院
652	—	大阪市立大学医学部附属病院
653	—	関西医科大学附属病院

661	—	府立精神医療センター
662	—	府立成人病院センター
663	—	府立呼吸器アレルギー医療センター
664	—	府立母子保健総合医療センター
666	—	大阪府救急医療情報センター

防災行政無線に関するお問合せは
大阪府 政策企画部 危機管理室
消防防災課 防災情報グループまで
 無線電話 200-4850
 無線電話 200-8821
 FAX 200-8821

大阪地区非常通信経路計画市町村系

発信	非常通信経路（中継）				着信
泉佐野市 市長公室 市民協働課	近接	市消防本部 中消防署	市消防本部 （通信司令室）	大阪市消防局 （指令情報センター）	大阪府
	1.0K	泉佐野警察署 （警備課）	大阪府警察本部 （通信指令室）	隣 ~~~~~	
	1.4K	南海泉佐野駅	~~~~~	南海鉄道本社 （運輸指令） 4.2K	

..... : 使走区間

 : 無線区間

~~~~~ : 有線区間

## 非常通信用紙

No. \_\_\_\_\_

|           |     |           |     |
|-----------|-----|-----------|-----|
| 種 類       |     |           |     |
| 発 信 局 名   |     | 発 信 番 号   |     |
| 受 付 日     |     | 受 付 時 分   |     |
| 名 宛       |     |           |     |
| 指 定       |     | 局 内 心 得   |     |
| 本 文       |     |           |     |
| 発 信 人     | 住 所 |           |     |
|           | 氏 名 | TEL       | FAX |
| 受 発 状 況   |     |           |     |
| 受 信 (受 付) |     | 発 信 (使 送) |     |
| 相 手 局     |     | 相 手 局     |     |
| 受 付 時 分   |     | 発 信 時 分   |     |
| 相手局他担当者   |     | 相手局他担当者   |     |
| 受 信 者     |     | 発 信 者     |     |

## 防災行政無線陸上移動局配置表

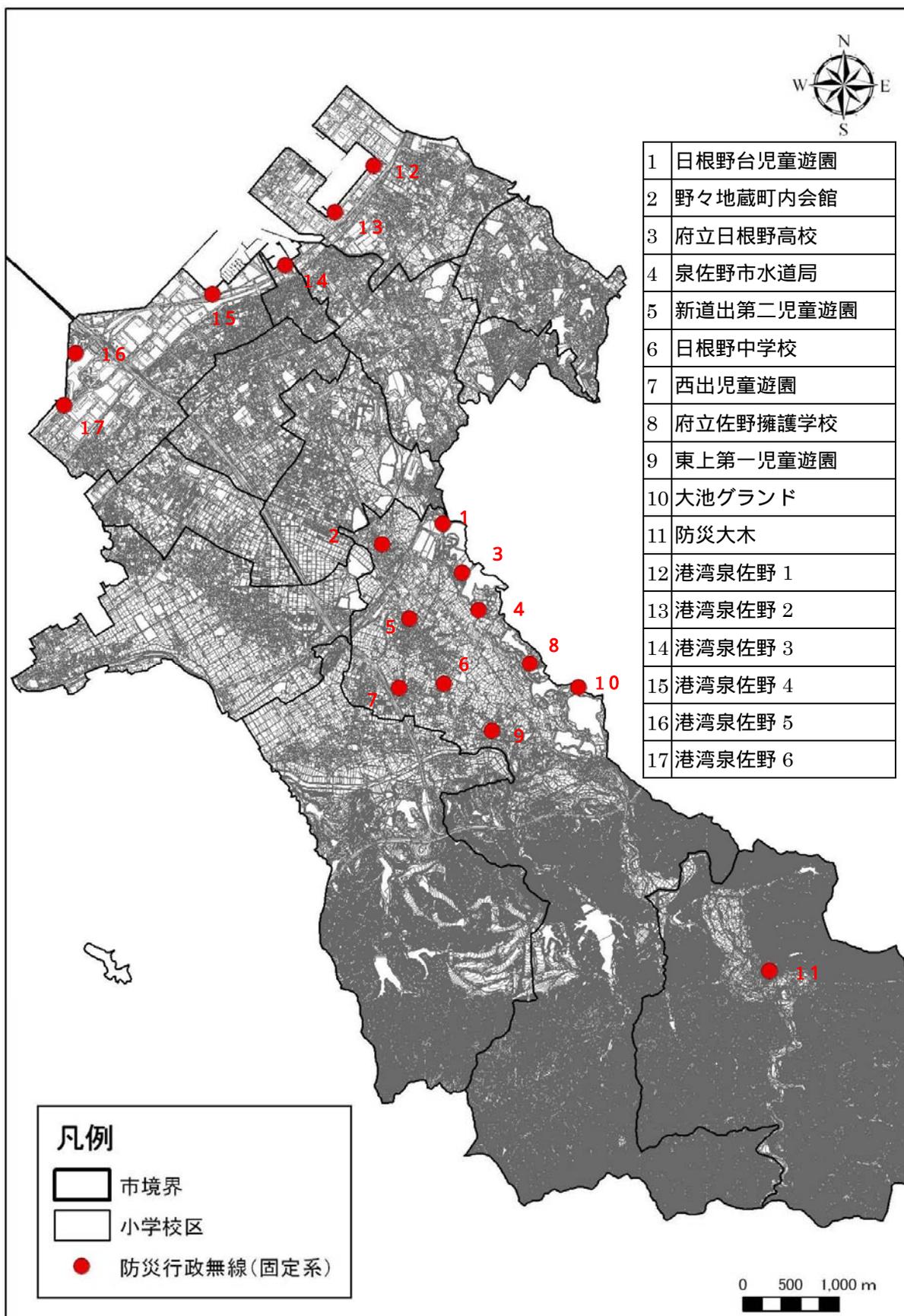
H23.4.1

| 呼出名称        | 免許番号        | 無線機型式        | 納入年月   | 製造番号    | 設置車両             | 備品番号  | 配属課       |
|-------------|-------------|--------------|--------|---------|------------------|-------|-----------|
| ほうさいいずみさの   | 近基3107号     | EMM-0554A/T  |        |         | 基地局              |       | 市役所屋上機械室  |
| ほうさいいずみさの1  | 近移51962号    | EMM-05HC/T   | 平2.6   | R208514 | 携帯               | 72814 | 市民協働課     |
| ほうさいいずみさの2  | 近移51963号    | EMM-05HC/T   | 平2.6   | R208515 | 携帯               | 72815 | 市民協働課     |
| ほうさいいずみさの3  | 近移51964号    | EMM-05HC/T   | 平2.6   | R208516 | 携帯               | 72816 | 市民協働課     |
| ほうさいいずみさの4  | 近移51965号    | EMM-05HC/T   | 平2.6   | R208517 | 携帯               | 72817 | 市民協働課     |
| ほうさいいずみさの5  | 近移51966号    | EMM-05HC/T   | 平2.6   | R208518 | 携帯               | 72818 | 市民協働課     |
| ほうさいいずみさの6  | 近移51967号    | EMM-05HC/T   | 平2.6   | R208519 | 携帯 和泉400 す 39-98 | 72819 | クリーンセンター  |
| ほうさいいずみさの7  | 近移51968号    | EMM-05HC/T   | 平2.6   | R208520 | 携帯               | 72820 | 市民協働課     |
| ほうさいいずみさの8  | 近移51971号    | EMM-05HC/T   | 平3.11  | R211797 | 携帯               | 72821 | 上下水道局(上)  |
| ほうさいいずみさの9  | 近移51972号    | EMM-05HC/T   | 平3.11  | R211798 | 携帯               | 72822 | 上下水道局(上)  |
| ほうさいいずみさの10 | 近移51973号    | EMM-05FT/WT  | 平13.6  | R215828 | 携帯               | 72823 | 上下水道局     |
| ほうさいいずみさの11 | 近移51969号    | EMM-05HC/T   | 平3.11  | R211800 | 携帯 和泉43 あ 31-70  | 72824 | クリーンセンター  |
| ほうさいいずみさの12 | 近移51970号    | EMM-05HC/T   | 平3.11  | R211801 | 携帯 和泉46 め 45-89  | 72825 | 市民協働課     |
| ほうさいいずみさの13 | 近移51974号    | EMM-05HC/T   | 平3.11  | R211802 | 携帯 和泉400 せ 77-50 | 72826 | クリーンセンター  |
| ほうさいいずみさの14 | 近移51975号    | EMM-05HC/T   | 平3.11  | R211803 | 携帯               | 72827 | 市民協働課     |
| ほうさいいずみさの15 | 近移53473号    | EMM-05HC/T   | 平4.9   | R213592 | 携帯 和泉88 す 48-00  | 72828 | クリーンセンター  |
| ほうさいいずみさの16 | 近移53474号    | EMM-05HC/T   | 平4.9   | R213593 | 携帯 和泉88 せ 8-71   | 72829 | クリーンセンター  |
| ほうさいいずみさの17 | 近移53475号    | EMM-05HC/T   | 平4.9   | R213595 | 携帯 和泉46 の 91-39  | 72830 | クリーンセンター  |
| ほうさいいずみさの18 | 近移53476号    | EMM-05HC/T   | 平4.9   | R213594 | 携帯 和泉43 き 29-15  | 72831 | クリーンセンター  |
| ほうさいいずみさの19 | 近移53477号    | EMM-05HC/T   | 平4.9   | R213596 | 携帯 和泉43 き 11-65  | 72832 | クリーンセンター  |
| ほうさいいずみさの20 | 近移53478号    | EMM-05HC/T   | 平4.9   | R213597 | 携帯 和泉41 ほ 51-97  | 72833 | クリーンセンター  |
| ほうさいいずみさの21 | 近移53479号    | EMM-05HE/T   | 平6.5   | R214205 | 携帯 和泉46 ち 68-21  | 72834 | 建築住宅課     |
| ほうさいいずみさの22 | 近移53480号    | EMM-05HC/T   | 平4.9   | R213598 | 携帯               | 72835 | 市民協働課     |
| ほうさいいずみさの23 | 近移53481号    | EMM-05HE/T   | 平5.8   | R214077 | 携帯 和泉800 さ 73-13 | 72836 | クリーンセンター  |
| ほうさいいずみさの24 | 近移53482号    | EMM-05HE/T   | 平5.8   | R214078 | 携帯               | 72837 | 市民協働課     |
| ほうさいいずみさの25 | 近移53483号    | EMM-05HE/T   | 平5.8   | R214079 | 携帯 和泉41 ゆ 21-89  | 72838 | クリーンセンター  |
| ほうさいいずみさの26 | 近移53484号    | EMM-05HE/T   | 平5.8   | R214080 | 携帯 和泉41 よ 15-71  | 72839 | クリーンセンター  |
| ほうさいいずみさの27 | 近移53485号    | EMM-05GT/WT  | 平7.5   | R214270 | 携帯               | 72840 | クリーンセンター※ |
| ほうさいいずみさの28 | 近移53486号    | EMM-05GT/WT  | 平7.5   | R214271 | 携帯               | 72841 | 市民協働課※    |
| ほうさいいずみさの29 | 近移63487号    | EMM-05HE/T   | 平6.5   | R214206 | 携帯               | 72842 | 市民協働課     |
| ほうさいいずみさの30 | 近移63488号    | EMM-05HE/T   | 平6.5   | R214207 | 携帯 和泉43 け 76-90  | 72843 | クリーンセンター  |
| ほうさいいずみさの31 | 近移63489号    | EMM-05HE/T   | 平6.5   | R214208 | 携帯 和泉88 す 96-73  | 72844 | クリーンセンター  |
| ほうさいいずみさの32 | 近移53490号    | EMM-05GT/WT  | 平7.5   | R214272 | 携帯               | 72845 | クリーンセンター※ |
| ほうさいいずみさの33 | 近移53491号    | EMM-05GT/WT  | 平7.5   | R214273 | 携帯 和泉54 ら 17-79  | 72846 | 総務課※      |
| ほうさいいずみさの34 | 近移58065号    | EMM-05HA/T   | 平1.4   | R208438 | 車載 (基地局として使用)    | 72847 | 上下水道局     |
| ほうさいいずみさの35 | 近移61074号    | EMM-0554A/T  | 昭和56.8 | R27089  | 車載               | 72848 | 市民協働課     |
| ほうさいいずみさの36 | 近移63487号    | EMM-05GT/WT  | 平8.6   | R216778 | 携帯               | 72849 | クリーンセンター※ |
| ほうさいいずみさの37 | 近移63488号    | EMM-05GT/WT  | 平8.6   | R216779 | 携帯               | 72850 | クリーンセンター※ |
| ほうさいいずみさの38 | 近移64526号    | EMM-05GT/WT  | 平8.6   | R216780 | 携帯               | 72851 | クリーンセンター※ |
| ほうさいいずみさの39 | 近移64527号    | EMM-05GT/WT  | 平8.6   | R216781 | 携帯               | 72852 | クリーンセンター※ |
| ほうさいいずみさの40 | 近移10005837号 | EMM-05GT/WT  | 平8.6   | R216782 | 携帯               | 72853 | クリーンセンター※ |
| ほうさいいずみさの41 | 近移10005838号 | EMM-05FT/WT  | 平11.6  | R215829 | 携帯               | 72854 | 上下水道局     |
| ほうさいいずみさの42 | 近移10005839号 | EMM-05FT/WT  | 平11.6  | R215830 | 携帯               | 72855 | 上下水道局     |
| ほうさいいずみさの43 | 近移10030941号 | EMM-05GT/T   | 平9.6   | R217583 | 携帯               | 72856 | 市民協働課     |
| ほうさいいずみさの44 | 近移10030942号 | EMM-05GT/T   | 平9.6   | R217584 | 携帯               | 72857 | 市民協働課     |
| ほうさいいずみさの45 | 近移10030943号 | EMM-05GT/T   | 平9.6   | R217585 | 携帯               | 72858 | 市民協働課     |
| ほうさいいずみさの46 | 近移10030944号 | EMM-05GT/T   | 平9.6   | R217586 | 携帯               | 72859 | 市民協働課     |
| ほうさいいずみさの47 | 近移10030945号 | EMM-05GT/T   | 平9.6   | R217587 | 携帯               | 72860 | 市民協働課     |
| ほうさいいずみさの48 | 近移10030946号 | EMM-05GT/T   | 平9.6   | R217588 | 携帯 和泉41 よ 19-85  | 72861 | クリーンセンター  |
| ほうさいいずみさの49 | 近移10030947号 | EMM-05GT/T   | 平9.6   | R217589 | 携帯               | 72862 | 市民協働課     |
| ほうさいいずみさの50 | 近移10067235号 | EMM-05FT/WT  | 平13.3  | R215858 | 携帯               | 72863 | 市民協働課※    |
| ほうさいいずみさの51 | 近移10067236号 | EMM-05FT/WT  | 平13.3  | R215859 | 携帯               | 72864 | 上下水道局     |
| ほうさいいずみさの52 | 近移10067237号 | EMM-05FT/WT  | 平13.3  | R215860 | 携帯               | 72865 | 上下水道局     |
| ほうさいいずみさの53 | 近移10067238号 | EMM-05FT/WT  | 平13.3  | R215861 | 携帯               | 72866 | 市民協働課※    |
| ほうさいいずみさの54 | 近移10067239号 | EMM-05FT/WT  | 平13.3  | R215862 | 携帯               | 72867 | 市民協働課※    |
| ほうさいいずみさの55 | 近移10067240号 | EMM-05FT/WT  | 平13.3  | R215863 | 携帯               | 72868 | 市民協働課※    |
| ほうさいいずみさの56 | 近移10067241号 | EMM-05FT/WT  | 平13.3  | R215864 | 携帯               | 72869 | 市民協働課※    |
| ほうさいいずみさの57 | 近移10067242号 | EMM-05FT/WT  | 平13.3  | R215865 | 携帯 和泉43 あ 20-22  | 72870 | クリーンセンター  |
| ほうさいいずみさの58 | 近移10067243号 | EMM-05MR/AVT | 平13.3  | R215866 | 車載 和泉500 に 52-26 | 72871 | 総務課       |
| ほうさいいずみさの59 | 近移10067244号 | EMM-05MR/AVT | 平13.3  | R215867 | 車載 和泉400 す 29-98 | 72872 | 総務課       |
| ほうさいいずみさの60 | 近移10067245号 | EMM-05MR/AVT | 平13.3  | R215868 | 車載 和泉400 す 29-97 | 72873 | 総務課       |
| ほうさいいずみさの61 | 近移10067246号 | EMM-05MR/AVT | 平13.3  | R215869 | 車載 和泉400 す 29-96 | 72874 | 総務課       |
| ほうさいいずみさの62 | 近移10067247号 | EMM-05MR/AVT | 平13.3  | R215870 | 車載 和泉43 あ 29-14  | 72875 | 総務課       |
| ほうさいいずみさの63 | 近移10067248号 | EMM-05MR/AVT | 平13.3  | R215871 | 車載 和泉43 あ 29-13  | 72876 | 総務課       |
| ほうさいいずみさの64 | 近移10067249号 | EMM-05MR/AVT | 平13.3  | R215872 | 車載 和泉43 あ 17-61  | 72877 | 総務課       |
| ほうさいいずみさの65 | 近移10067250号 | EMM-05MR/AVT | 平13.3  | R215873 | 車載 和泉43 あ 17-60  | 72878 | 総務課       |
| ほうさいいずみさの66 | 近移10067251号 | EMM-05MR/AVT | 平13.3  | R215874 | 車載 和泉43 あ 17-59  | 72879 | 総務課       |
| ほうさいいずみさの67 | 近移10067252号 | EMM-05MR/AVT | 平13.3  | R215875 | 車載 和泉43 あ 17-58  | 72880 | 総務課       |
| ほうさいいずみさの68 | 近移10067253号 | EMM-05MR/AVT | 平13.3  | R215876 | 車載 和泉43 あ 29-16  | 72881 | 総務課       |
| ほうさいいずみさの69 | 近移10067254号 | EMM-05MR/AVT | 平13.3  | R215877 | 車載 和泉43 あ 29-15  | 72882 | 総務課       |
| ほうさいいずみさの70 | 近移10067255号 | EMM-05MR/AVT | 平13.3  | R215878 | 車載 和泉100 さ 29-51 | 72883 | 道路公園課     |
| ほうさいいずみさの71 | 近移10067256号 | EMM-05MR/AVT | 平13.3  | R215879 | 車載 和泉43 あ 39-15  | 72884 | クリーンセンター  |
| ほうさいいずみさの72 | 近移10067257号 | EMM-05MR/AVT | 平13.3  | R215880 | 車載 和泉800 さ 37-38 | 72885 | 児童福祉課     |

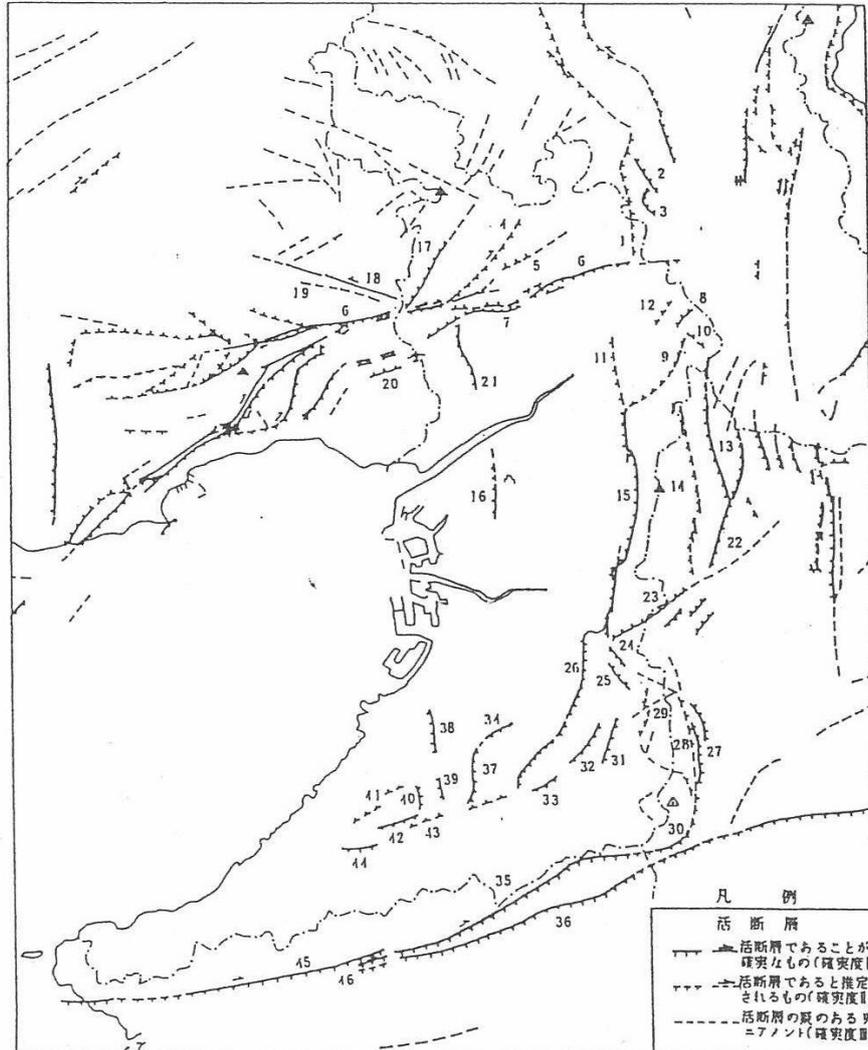
※ 防災相互波

|       |      |                   |
|-------|------|-------------------|
| 基地局子機 | 2階   | 道路公園課、農林水産課、市民協働課 |
|       | 3階   | 建築住宅課             |
|       | 4階   |                   |
|       | プレハブ | クリーンセンター          |

付図 4(1) 防災行政無線屋外子局配置図



近畿地方及びその周辺の主な活断層分布図



| No. | 断層名    | 确实度 | 活動度 | No. | 断層名 | 确实度 | 活動度 |
|-----|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 1   | 山断層    | II  | B   | 31  | 神山曲 | I   | C   |
| 2   | 高畑断層   | I   | B   | 32  | 金日山 | I   | C   |
| 3   | 原面断層   | I   | B   | 33  | 野野山 | I   | C   |
| 4   | 箕面断層   | II  | B   | 34  | 日野山 | I   | C   |
| 5   | 有馬一高断層 | II  | B   | 35  | 片野山 | I   | C   |
| 6   | 小野高尾断層 | I   | (B) | 36  | 五中条 | I   | (C) |
| 7   | 長交野原断層 | I   | (B) | 37  | 別坂所 | I   | (C) |
| 8   | 杉枝野原断層 | I   | (B) | 38  | 春本  | I   | (C) |
| 9   | 田富方断層  | II  | (C) | 39  | 神於山 | I   | C   |
| 10  | 富雄川断層  | II  | (C) | 40  | 水於山 | I   | C   |
| 11  | 富雄川断層  | II  | (C) | 41  | 神於山 | I   | C   |
| 12  | 富雄川断層  | II  | (C) | 42  | 神於山 | I   | C   |
| 13  | 富雄川断層  | II  | (C) | 43  | 神於山 | I   | C   |
| 14  | 富雄川断層  | II  | (C) | 44  | 神於山 | I   | C   |
| 15  | 富雄川断層  | II  | (C) | 45  | 神於山 | I   | C   |
| 16  | 富雄川断層  | II  | (C) | 46  | 神於山 | I   | C   |
| 17  | 富雄川断層  | II  | (C) |     |     |     |     |
| 18  | 富雄川断層  | II  | (C) |     |     |     |     |
| 19  | 富雄川断層  | II  | (C) |     |     |     |     |
| 20  | 富雄川断層  | II  | (C) |     |     |     |     |
| 21  | 富雄川断層  | II  | (C) |     |     |     |     |
| 22  | 富雄川断層  | II  | (C) |     |     |     |     |
| 23  | 富雄川断層  | II  | (C) |     |     |     |     |
| 24  | 富雄川断層  | II  | (C) |     |     |     |     |
| 25  | 富雄川断層  | II  | (C) |     |     |     |     |
| 26  | 富雄川断層  | II  | (C) |     |     |     |     |
| 27  | 富雄川断層  | II  | (C) |     |     |     |     |
| 28  | 富雄川断層  | II  | (C) |     |     |     |     |
| 29  | 富雄川断層  | II  | (C) |     |     |     |     |
| 30  | 富雄川断層  | II  | (C) |     |     |     |     |

(注1) 确实度  
 I : 确实な活断層であるもの  
 II : 活断層である可能性のあるもの  
 III : 活断層の疑いのあるもの

(注2) 活動度  
 A : 第四紀における平均変位速度が1000年あたり1m~10mのもの  
 B : 同上が0.1m~1mのもの  
 C : 同上より0.1m以下のものであるもの

(注3) 活動度に括弧がついているものは第四紀以後の活動した断層である

## 泉佐野市災害履歴

|              |                                                                                                         |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 明治15年9月29日   | 強風のため度々川の堤防53間が決壊                                                                                       |
| 明治17年7月17日   | 強風のため度々川の堤防50間が決壊                                                                                       |
| 明治18年2月24日   | 強風のため度々川の堤防23間が決壊                                                                                       |
| 明治20年3月14日   | 強風のため度々川の堤防15間が決壊                                                                                       |
| 明治22年8月19日   | 強風のため度々川の堤防47間が決壊                                                                                       |
| 明治36年7月8~10日 | 台風の影響による大雨のため佐野川の南海鉄道の高架が破損、約10日間不通<br>(雨量は3日間で235mm)                                                   |
| 明治43年9月      | 台風                                                                                                      |
| 明治44年6月      | 台風                                                                                                      |
| 大正元年9月21日    | 台風の影響による烈風及び高潮のため海岸地帯の民家に損害、船舶が流失                                                                       |
| 大正2年10月      | 台風                                                                                                      |
| 大正6年9月       | 台風                                                                                                      |
| 大正10年9月      | 台風                                                                                                      |
| 大正13年9月      | 台風                                                                                                      |
| 昭和4年8月       | 台風                                                                                                      |
| 昭和8年9月       | 台風                                                                                                      |
| 昭和9年9月21日    | 第一室戸台風。泉南郡において113名死傷、約7,000棟被害、佐野・吉見間の南海電鉄が不通、佐野では防波堤700mが破損(最大瞬間風速60m/s、普通より水位7尺3寸4分上昇、最大1分間に3寸3分水位上昇) |
| 昭和19年12月7日   | 東南海地震。建物数十戸倒壊(マグニチュード7.9、大阪府の震度4)                                                                       |
| 昭和21年12月21日  | 南海地震。建物数十戸倒壊(マグニチュード8.0、大阪府の震度4)                                                                        |
| 昭和25年9月3日    | ジェーン台風。39人負傷、1,183棟被災、47町歩の田畑が風害、漁港の突堤破損(最大風速50m/s)                                                     |
| 昭和27年7月10日   | 豪雨。全壊32棟、流失29棟、床上浸水237棟、床下浸水3,610棟                                                                      |
| 昭和36年9月16日   | 第二室戸台風。被災者11,611人、全壊350棟、流失50棟、床上浸水1,000棟、床下浸水950棟、田畑冠水50ha、道路欠潰1カ所、堤防決壊6カ所(風速50m)                      |
| 昭和39年9月24日   | 台風20号。全壊4棟、床上浸水237棟、床下浸水349棟                                                                            |
| 昭和57年8月2~3日  | 豪雨。床上浸水40棟、床下浸水421棟                                                                                     |
| 平成元年9月2~3日   | 豪雨。床上浸水4棟、床下浸水187棟                                                                                      |
| 平成元年9月19日    | 台風20号、床上浸水8棟、床下浸水280棟                                                                                   |
| 平成7年1月17日    | 兵庫県南部地震。(マグニチュード7.2 大阪府の震度4)                                                                            |
| 平成7年5月13~15日 | 大雨。床下浸水6棟                                                                                               |
| 平成7年7月4~5日   | 大雨。一部破損6棟、床上浸水10棟、床下浸水159棟 風水害時警戒体制                                                                     |
| 平成15年8月26日   | 大雨。床上浸水2棟、床下浸水64棟                                                                                       |
| 平成15年10月2日   | 大雨。床下浸水20棟                                                                                              |
| 平成16年10月20日  | 台風23号。床下浸水15棟                                                                                           |
| 平成19年7月17日   | 大雨。床下1棟                                                                                                 |
| 平成21年7月1日    | 大雨。床下1棟                                                                                                 |
| 平成23年9月3日    | 台風12号。床下1棟                                                                                              |

出典：泉佐野市市勢紀要、平成22年版 消防年報

地震災害対策策定のための地盤関係調査報告書(Ⅱ)

庁内資料



地すべり、急傾斜地災害報告様式

| 災 害 報 告       |                 |                |                      |              |            |
|---------------|-----------------|----------------|----------------------|--------------|------------|
| 市町村名          | ( )             |                | 第                    | 報            | ( 月 日 時現在) |
| 場 所           | 郡<br>市          | 町<br>村         | 大字                   | ふりがな<br>区域名  |            |
| 発 生 日 時       | 月               | 日              | 時                    | 異常気象名        |            |
| 原 因           | 連続雨量            |                | mm                   | 月 日 時～       | 月 日 時(観測所) |
|               | 日雨量             |                | mm                   |              |            |
|               | 最大時間雨量          |                | mm                   |              |            |
|               | その他の概況          |                |                      |              |            |
| 傾斜の種類         | 自然斜面<br>H= m    | 人口斜面<br>H= m   | 概況平面図                |              | 横断図        |
| 拡大の見込         | 有 無             |                |                      |              |            |
| 保全対象<br>人家戸数  | 戸               |                |                      |              |            |
| 崩壊の状況         | 高さ              | m              | 巾                    | m            |            |
|               | 面積              | m <sup>2</sup> | 勾配                   | 度            |            |
|               | 崩壊又は流出土砂量       |                |                      |              |            |
|               | その他             |                |                      |              |            |
| 被害の状況         | 死者・負傷者等         | 死 者            | 名                    | 行方不明者        | 名 負傷者 名    |
|               | 住宅被害            | 全 壊            | 戸                    | 半 壊          | 戸 一部破損 戸   |
|               | 公共的建物被害         |                |                      |              |            |
|               | その他の建物被害        |                |                      |              |            |
| その他の概況        |                 |                |                      |              |            |
| 応 急 対 策       |                 |                |                      |              |            |
| 適用法律の<br>施行状況 | 法 令 等           | 有無             | 法 令 等                | 有無           |            |
|               | 急傾斜地法適用区域       |                | 急傾斜地崩壊危険実態調査箇所       | 地帯番号<br>箇所番号 |            |
|               | 建築基準法による災害危険区域  |                | 宅地造成工事規制区域           |              |            |
|               | 地すべり防止区域(建・林・農) |                | 都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域 |              |            |
|               | 砂防指定地           |                | 旧住宅地造成事業に関する法律の適用区域  |              |            |
|               | 保安林             |                | 宅造基準条例の適用区域          |              |            |
| 災害対策基本法防災計画区域 |                 | その他            |                      |              |            |
| 備 考           |                 |                |                      |              |            |
| 受 信 者         | 月               | 日              | 時                    | 送信者氏名        | 受信者氏名      |





## 災害救助法の適用基準について

災害救助法は、被害が次のいずれかに該当するときに適用される。

- 1 住家が滅失した世帯数が当該市町村（大阪市又は大阪市の区）の区域内の人口に応じ、次の世帯数以上であること

## 【法施行令第1条第1項第1号】

| 市町村の区域内の人口  |             | 住家滅失世帯数 |
|-------------|-------------|---------|
|             | 5,000 人未満   | 30 世帯   |
| 5,000 人以上   | 15,000 人未満  | 40 世帯   |
| 15,000 人以上  | 30,000 人未満  | 50 世帯   |
| 30,000 人以上  | 50,000 人未満  | 60 世帯   |
| 50,000 人以上  | 100,000 人未満 | 80 世帯   |
| 100,000 人以上 | 300,000 人未満 | 100 世帯  |
| 300,000 人以上 |             | 150 世帯  |

- 2 府の区域内の住家が滅失した世帯数が、2,500 世帯以上であって、当該市町村（大阪市にあっては大阪市又は大阪市の区）の区域内の住家が滅失した世帯数が、その人口に応じ、次の世帯数以上であること

## 【法施行令第1条第1項第2号】

| 市町村の区域内の人口  |             | 住家滅失世帯数 |
|-------------|-------------|---------|
|             | 5,000 人未満   | 15 世帯   |
| 5,000 人以上   | 15,000 人未満  | 20 世帯   |
| 15,000 人以上  | 30,000 人未満  | 25 世帯   |
| 30,000 人以上  | 50,000 人未満  | 30 世帯   |
| 50,000 人以上  | 100,000 人未満 | 40 世帯   |
| 100,000 人以上 | 300,000 人未満 | 50 世帯   |
| 300,000 人以上 |             | 75 世帯   |

- 3 府の区域内の住家が滅失した世帯数が、12,000 世帯以上であって、当該市町村（大阪市にあっては大阪市又は大阪市の区）の区域内の住家が滅失した世帯数が多数であること

## 【法施行令第1条第1項第3号前段】

- 4 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする、厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること

## 【法施行令第1条第1項第3号後段】

5 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当するとき

【法施行令第1条第1項第4号後段】

(注) 住家滅失世帯数の算定基準

- ① 半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって住家滅失1世帯とする。
- ② 床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住困難な世帯は、3世帯をもって住家滅失1世帯とする。

### 災害救助法適用基準（市区町村別）

国勢調査実施年度（平成22年度）

| 適用市区町村チェック欄 |      |      |      | 市区町村名 | 人口（人）   | 世帯数（戸） | 1号適用基準<br>世帯数（戸） | 2号適用基準<br>世帯数（戸） |
|-------------|------|------|------|-------|---------|--------|------------------|------------------|
| 1号適用        | 2号適用 | 3号適用 | 4号適用 |       |         |        |                  |                  |
|             |      |      |      | 泉佐野市  | 100,801 | 39,084 | 80               | 40               |

※①2号適用がなされる場合は、大阪府の区域内における被害世帯総数が2500世帯以上であることが要件である。

②3号適用がなされる場合は、大阪府の区域内における被害世帯総数が12000世帯以上であり、当該市区町村区域内の被害世帯が多数発生していることが要件である。

また、災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯が滅失していることが要件である。

③4号適用がなされる場合は、多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当したことが要件である。

## 被害認定統一基準

| 被害種類             | 被害認定統一基準（H13.6.28 内閣府政策統括官通知）                                                                                                                                                                                  |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 死者               | 当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。                                                                                                                                                       |
| 行方不明者            | 当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。                                                                                                                                                                               |
| 重傷者<br>軽傷者       | 災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるものうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みのものとする。                                                                                                                        |
| 住家全壊<br>（全焼・全流出） | 住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 |
| 住家半壊<br>（半焼）     | 住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。                                           |
| 住家               | 現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。                                                                                                                                                                      |
| 非住家              | 住家以外の建築物をいうものとする。<br>なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。                                                                                                                    |

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

## 建物被害状況等判定基準

## ○被害状況等の報告基準

| 被害項目  |                       | 報 告 基 準                                                                                                                   |
|-------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 住家の被害 | 住 家                   | 現実に居住のため使用している建物をいい社会通念上の住家であるかどうかを問わない。                                                                                  |
|       | 世 帯                   | 生計を一つにしている実際の生活単位をいう。                                                                                                     |
|       | 全 壊<br>(全 焼)<br>(流 出) | 住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のも、又は主要構造部（壁、柱、はり、屋根、階段をいう。以下同じ）の被害額がその住家の時価 50%以上に達した程度のも。 |
|       | 半 壊                   | 住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも。具体的には損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のも又は住家の主構造部分の被害がその住家の時価 20%以上 50%未満のも。                    |
|       | 一部損壊                  | 損壊の程度が半壊にいたらないもの。ただし、窓ガラス 2、3 枚割れた程度のもは除く。                                                                                |

## ○被害の判定項目

|                |                                                                                                                                                                                                                    |                                                |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 判 定 項 目        | ①屋 根                                                                                                                                                                                                               | 建物の覆蓋を構成する屋根小屋組、屋根仕上げ及び屋根葺下地をいう。               |
|                | ②基 礎                                                                                                                                                                                                               | 建物を支える建物の基脚部分をいう。                              |
|                | ③外 壁                                                                                                                                                                                                               | 建物の外周壁の壁面仕上げ部分とその取り付け下地部分をいう。                  |
|                | ④ 柱                                                                                                                                                                                                                | 建物の壁体骨組を構成する部分のうち柱及び土台の部分をいう。                  |
|                | ⑤内 壁                                                                                                                                                                                                               | 間仕切り壁の両面、外周内壁の壁面仕上げ部分とその取り付け下地部分をいう。           |
|                | ⑥天 井                                                                                                                                                                                                               | 天井面の仕上げ部分とその取り付け下地部分をいう。                       |
|                | ⑦造 作                                                                                                                                                                                                               | 建物の装飾等の目的をもって各部構造体に取り付けられるものをいう。               |
|                | ⑧ 床                                                                                                                                                                                                                | 叩き床、転ばし床、束立て床及び階上床をいう。                         |
|                | ⑨建 具                                                                                                                                                                                                               | 窓、出入口戸等建物の開口部に立て込まれる襖、障子、板戸、ガラス戸、雨戸及び出入口等をいう。  |
|                | ⑩その他<br>工 事                                                                                                                                                                                                        | 上記①～⑨のいずれかの部分にも含まれない部分をいい、出窓、庇、樋及び階段等がこれに含まれる。 |
|                | ⑪建 築<br>設 備                                                                                                                                                                                                        | 電気設備、ガス設備、衛生設備、給排水設備等家屋に付属して家屋機能を発揮するための設備をいう。 |
| 非 住 家<br>の 被 害 | <p>非住家（住家以外の建物）のうち全壊、半壊程度の被害を受けたもの。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。</p> <p>ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。</p> <p>「公共建物」とは、例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に共する建物とする。</p> <p>「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土壌、車庫等の建物とする。</p> |                                                |

## 被害家屋の判定基準（非木造）

| 被害判定項目                                             | 報告基準                                                       | 判定割合                                                                                                                  | 各項目割合 |
|----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 判                                                  | 主体構造部<br>主体（25%）<br>外習壁（4%）<br>間仕切（3%）<br>床組（3%）<br>基礎（5%） | 基礎、柱、梁、壁体、床版、小屋組、屋根版等の<br>主体構造部をいう<br>被害割合……被害なし 0%<br>20%未満の時 5%<br>46%未満の時 15%<br>70%未満の時 27%<br>70%以上の時 40%        | 40%   |
|                                                    | 外部仕上（3%）<br>内部仕上（5%）<br>天井仕上（5%）<br>床仕上（6%）                | 建物の外周壁、内周壁、天井及び床仕上部分とそ<br>の下地部分をいう<br>被害割合……被害なし 0%<br>20%未満の時 2%<br>46%未満の時 7%<br>70%未満の時 13%<br>70%以上の時 19%         | 19%   |
| 定                                                  | 屋根仕上                                                       | 主体構造部に含まれる小屋組、屋根版等を除いた<br>屋根葺下地、仕上部分、防水層等をいう<br>被害割合……被害なし 0%<br>20%未満の時 1%<br>46%未満の時 2%<br>70%未満の時 4%<br>70%以上の時 6% | 6%    |
|                                                    | 建具                                                         | 窓、出入口等の建具及びその建付枠並びにスチー<br>ルシャッター等をいう<br>被害割合……被害なし 0%<br>20%未満の時 2%<br>46%未満の時 6%<br>70%未満の時 11%<br>70%以上の時 16%       | 16%   |
| 目                                                  | その他工事                                                      | 上記以外のいずれにも含まれない木工事、金属工<br>事等をいう<br>被害割合……被害なし 0%<br>20%未満の時 2%<br>46%未満の時 6%<br>70%未満の時 11%<br>70%以上の時 16%            | 6%    |
| ○ 被害判定結果<br>その他(被害が 20%未満)・半壊(20%～70%未満)・全壊(70%以上) |                                                            | 計                                                                                                                     | 100   |
| ★被害判定項目の合計%の割合により該当する部分に○印すること                     |                                                            | %                                                                                                                     | %     |

## 被害家屋の判定基準（木造）

| 被害判定項目                         | 報 告 基 準     | 判定割合                                                                                                                       | 各項目割合                    |
|--------------------------------|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 判<br>定<br>項<br>目               | ①屋根         | 建物の覆蓋を構成する屋根小屋組、屋根仕上及び屋根葺下地をいう<br>被害割合……被害なし0%、20%未満の時2%、46%未満の時4%、70%未満の時8%、<br>70%以上の時12% （仕上のみ損壊 1/2 を乗じる）              | 12%                      |
|                                | ②基礎         | 建物を支える建物の基脚部分をいう<br>被害割合……被害なし0%、20%未満の時1%、46%未満の時2%、70%未満の時4%、<br>70%以上の時5%                                               | 5%                       |
|                                | ③外壁         | 建物の外周壁の壁面積仕上部分とその取り付け下地部分をいう<br>被害割合……被害部分の仕上げ面積率<br>被害なし0%、20%未満の時2%、46%未満の時4%、70%未満の時8%、<br>70%以上の時10% （仕上のみ損壊 1/2 を乗じる） | 10%                      |
|                                | ④柱<br>造 作   | 建物の壁体骨組を構成する部分のうち柱及び土台の部分进行いう<br>被害割合……被害なし0%、20%未満の時1%、46%未満の時4%、70%未満の時8%、<br>70%以上の時16%                                 | 16%                      |
|                                | ⑤内壁         | 間仕切壁の両面、外周内壁の壁面仕上部分とその取付下地部分をいう<br>被害割合……被害なし0%、20%未満の時2%、46%未満の時4%、70%未満の時8%、<br>70%以上の時14% （仕上のみ損壊 1/2 を乗じる）             | 14%                      |
|                                | ⑥天井         | 天井面の仕上部分とその取付下地部分をいう<br>被害割合……被害なし0%、20%未満の時1%、46%未満の時2%、70%未満の時5%、<br>70%以上の時7%                                           | 7%                       |
|                                | ⑦床          | 叩き床、転ばし床、束立て床及び階上床をいう<br>被害割合……被害なし0%、20%未満の時1%、46%未満の時4%、70%未満の時8%、<br>70%以上の時11%                                         | 11%                      |
|                                | ⑧建具         | 窓、出入口戸等建物の開口部に立て込まれる襖、障子、板戸、ガラス戸、雨戸及び出入口戸をいう<br>被害割合……被害なし0%、20%未満の時1%、46%未満の時4%、70%未満の時8%、<br>70%以上の時11%                  | 11%                      |
|                                | ⑨その他<br>工 事 | 上記①～⑧のいずれの部分にも含まれない部分をいい、出窓、庇、とゆ及び階段等が<br>これに含まれる<br>被害割合……被害なし0%、20%未満の時1%、46%未満の時2%、70%未満の時4%、<br>70%以上の時6%              | 6%                       |
|                                | ⑩建物<br>設 備  | 電気設備、ガス設備、衛生設備、給排水設備等家屋に付属して家屋の機能を発揮する<br>ための設備をいう<br>被害割合……被害なし0%、20%未満の時1%、46%未満の時2%、70%未満の時4%、<br>70%以上の時8%             | 8%                       |
| ○被害判定結果                        |             | その他(被害が20%未満)    半壊 (20%以上～70%未満)    全壊 (70%以上)                                                                            | 計                    100 |
| ★被害判定項目の合計%の割合により該当する部分に○印すること |             | %                                                                                                                          | %                        |
| 加算……建物全体が著しく傾いている。             |             | 5%                                                                                                                         | 合計 _____ %               |
| 建物全体が傾いている。                    |             | 3%                                                                                                                         |                          |
| 建物全体が傾いていない。                   |             | 0%                                                                                                                         |                          |



資料 7 - 1

## 公 用 車 台 数

(平成 23 年 4 月現在)

| 種 類 | 乗用車 |    | 貨物車 |    | 軽自動車<br>(貨物) | 大型・マイ<br>クロバス | 原 付 | 合 計 |
|-----|-----|----|-----|----|--------------|---------------|-----|-----|
|     | 普通  | 小型 | 普通  | 小型 |              |               |     |     |
| 台 数 | 3   | 4  |     | 12 | 21           | 1             | 3   | 41  |

- (注) 1. 特殊車両は除く。  
2. 合計は原付を除く。

|                                     |                                                                                                        |                                     |
|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| ( ) 第 号                             |                                                                                                        |                                     |
| <b>緊急通行車両事前届出書</b>                  |                                                                                                        |                                     |
| 年 月 日                               |                                                                                                        |                                     |
| 大阪府公安局委員会 殿                         |                                                                                                        |                                     |
| 申請者住所<br>(電話)<br>氏 名 印              |                                                                                                        |                                     |
| 行政機関等の名称等                           | 1 指定行政機関 2 指定地方行政機関<br>3 地方公共団体（執行機関を含む。） 4 指定公共機関<br>5 指定地方公共機関 6 その他（ ）                              |                                     |
|                                     | 名称（ ）                                                                                                  |                                     |
| 業 務 の 内 容                           | 1 警報の発令等 2 消防等の応急措置 3 救難救助等<br>4 児童等の教育 5 施設等の応急復旧 6 保健衛生<br>7 社会秩序の維持 8 緊急通行の確保 9 災害の防御等<br>10 その他（ ） |                                     |
| 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品目）       |                                                                                                        |                                     |
| 大阪府以外での災害応急対策に関する活動計画の策定の有無及びその活動地域 | 有                                                                                                      | 滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県<br>その他の都道府県（ ） |
|                                     | 無                                                                                                      |                                     |
| 車 両 の 使 用 者                         | 住 所                                                                                                    | ( ) 局 番                             |
|                                     | 氏 名                                                                                                    |                                     |
| 番号票に表示されている番号                       |                                                                                                        |                                     |
| 出 発 地                               |                                                                                                        |                                     |

注：この届出書を 2 通作成し、申請に係る車両の自動車検査証の写し 1 通を添付の上、当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署（指定行政機関等の保存する車両以外の車両については、輸送協定書又は指定行政機関等の上申書の写し 1 通を添付の上、災害応急対策業務に係る指定行政機関等の所在地を管轄する警察署）に提出すること。

(裏)

( ) 第 号  
年 月 日

## 緊急通行車両事前届出済証

大阪府公安委員会 印

### 注意事項

- 1 災害時には、事前届出を行った警察署にこの緊急通行車両事前届出済証を掲示して所要の手続きを受けること。
- 2 特別な事情により事前届出を行った警察署で手続きができない場合には、他の警察署等で手続きを受けること。
- 3 届出内容に変更が生じ、又届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、事前届出を行った警察署に届けて再交付の手続きを受けること。
- 4 事前届出を受けた車両について、いずれかに該当するときは、速やかに事前届出を行った警察署に届出済証を返納すること。
  - (1) 緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったとき。
  - (2) 当該車両が廃車になったとき。
  - (3) その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。



第 号

年 月 日

緊急通行車両確認証明書

大阪府知事  
公安委員会

印

番号票に表示さ  
れている番号

車両の用途（緊急輸送  
を行う車両にあつて  
は、輸送人員又は品名）

使用 者

住 所

( ) 局 番

氏 名

通 行 日 時

通 行 経 路

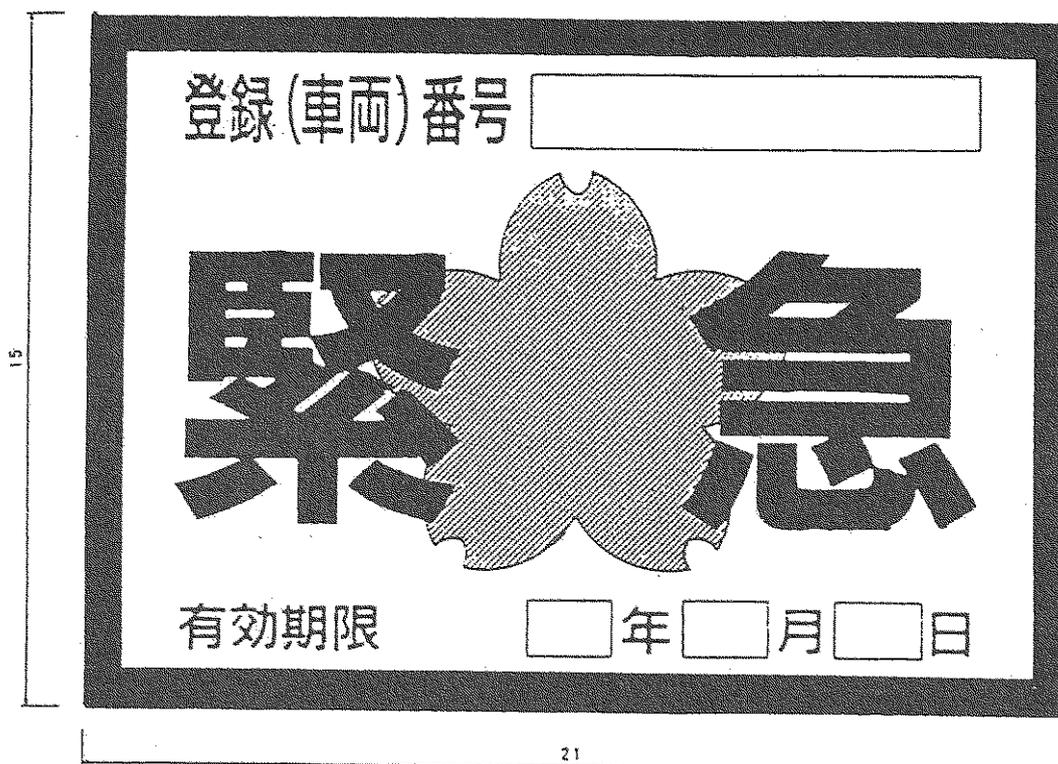
出 発 地

目 的 地

備 考

標 章

別記様式第3（第6条関係）（平7総府令39・全改、平8総府令1・旧様式第2繰下）



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
  - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
  - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。



付図7(2) 救援物資の輸送経路図



### 災害時用臨時ヘリポート一覧表

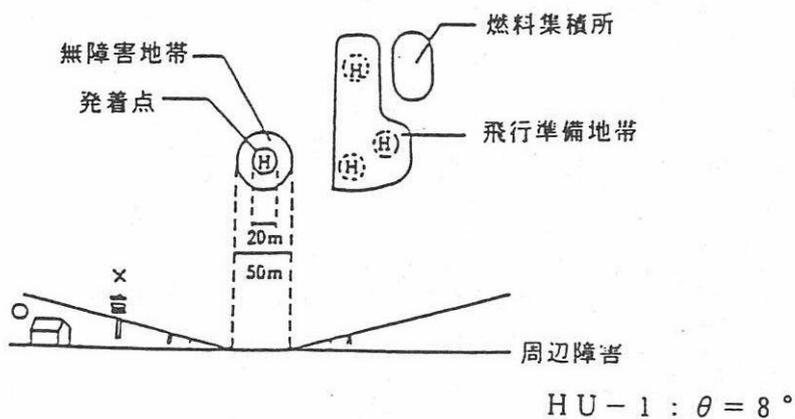
| ヘリポート名               | 所在地             | 管理者            | 電話       | 幅×長さ           |
|----------------------|-----------------|----------------|----------|----------------|
| 不二製油(株)<br>阪南工場グラウンド | 住吉町 1           | 不二製油(株)<br>保安係 | 463-1341 | 土俵面<br>100×87m |
| 末広公園                 | 新安松 1-1-23      | 都市整備部<br>道路公園課 | 463-1212 | 土俵面<br>175×70m |
| 稲倉池グラウンド             | 日根野<br>5560-172 | 生活産業部<br>農林水産課 | 463-1212 | 土俵面<br>81×70m  |

選定基準：(1)地盤強固な平坦地であること。(コンクリート、芝生が最適)

(2)地積基準として、大型は 100m 四方以上、中型は 50m 四方以上、小型は 30m 四方以上の地積が確保できること。

(3)二方向以上離着陸が可能であること。

(4)車両の進入路があること。



付図7(3) 災害時用臨時ヘリポート位置図



## 一 時 避 難 地

(平成 23 年 4 月現在)

| No. | 名 称               | 所 在 地           | 面積 (㎡) |
|-----|-------------------|-----------------|--------|
| 1   | りんくう中央公園          | りんくう往来南 6-12 他  | 44,381 |
| 2   | 湊 公 園             | 新浜町 3 番他        | 11,511 |
| 3   | 高 松 公 園           | 高松北二丁目 1925-7 他 | 3,201  |
| 4   | 船 岡 公 園           | 南中岡本 275-5 他    | 1,698  |
| 5   | 葵 中 央 公 園         | 葵町一丁目 6252 他    | 3,913  |
| 6   | 第 一 小 学 校         | 野出町 1-34        | 3,740  |
| 7   | 第 二 小 学 校         | 高松北二丁目 1-7      | 8,275  |
| 8   | 第 三 小 学 校         | 旭町 4-6          | 4,675  |
| 9   | 日 新 小 学 校         | 中庄 801          | 6,390  |
| 10  | 北 中 小 学 校         | 鶴原二丁目 1-7       | 7,019  |
| 11  | 長 坂 小 学 校         | 鶴原 1053         | 8,860  |
| 12  | 佐 野 台 小 学 校       | 東佐野台 1-1        | 8,965  |
| 13  | 日 根 野 小 学 校       | 日根野 1684        | 5,243  |
| 14  | 末 広 小 学 校         | 南中安松 1545       | 8,800  |
| 15  | 長 南 小 学 校         | 長滝 418          | 6,850  |
| 16  | 上 之 郷 小 学 校       | 上之郷 1680        | 4,027  |
| 17  | 大 木 小 学 校         | 大木 1443         | 3,110  |
| 18  | 中 央 小 学 校         | 市場南一丁目 9-1      | 9,664  |
| 19  | 佐 野 中 学 校         | 羽倉崎四丁目 3-12     | 10,150 |
| 20  | 新 池 中 学 校         | 松風台一丁目 1151-1   | 17,420 |
| 21  | 第 三 中 学 校         | 下瓦屋 500         | 13,326 |
| 22  | 日 根 野 中 学 校       | 日根野 1699        | 6,701  |
| 23  | 長 南 中 学 校         | 南中安松 888        | 9,744  |
| 24  | 府 立 佐 野 高 等 学 校   | 市場東二丁目 398      | 11,400 |
| 25  | 府 立 佐 野 工 科 高 校   | 高松東一丁目 3-50     | 28,797 |
| 26  | 府 立 日 根 野 高 等 学 校 | 日根野 2372-1      | 11,448 |
| 27  | 上 田 ケ 丘 公 園       | 南中樫井 1065       | 2,785  |
| 28  | 長 坂 公 園           | 上瓦屋 954-3 他     | 3,292  |
| 29  | 樫 井 東 中 公 園       | 南中樫井 347-1 他    | 1,984  |
| 30  | 南 の 池 公 園         | 南中安松 951-3 他    | 4,061  |
| 31  | 檀 波 羅 公 園         | 市場南三丁目 29-1     | 18,958 |
| 32  | 二 中 公 園           | 大西一丁目 1660-1 他  | 1,752  |
| 33  | 上 之 郷 公 園         | 上之郷 1305-2 他    | 1,172  |
| 34  | りんくう北公園           | りんくう往来北 2-50    | 12,162 |
| 35  | 笠 松 北 公 園         | 笠松一丁目 3986-106  | 1,942  |
| 36  | 日根野駅前1号公園         | 日根野 7322 番地     | 2,000  |
| 37  | 東上第一児童公園          | 日根野 72 番 93     | 1,390  |
| 38  | 奥 池 公 園           | 泉ヶ丘一丁目 551 他    | 9,300  |
| 39  | コンビナート背後緑地        | 住吉町 11-1 他      | 25,414 |

(注) 学校については、グラウンド面積である。

## 広域避難地

(平成 23 年 4 月現在)

| No. | 避 難 地   | 所 在 地         | 面 積 (㎡) | 収容可能人員   |
|-----|---------|---------------|---------|----------|
| 1   | 末 広 公 園 | 新安松 1 丁目 1-23 | 88,575  | 55,000 人 |

(平成 23 年 4 月現在)

| No. | 施設名称            | 住所           | 電話       | ※1<br>面積<br>(㎡) | ※2<br>収容<br>人数<br>(人) | 構造       | ※3<br>津波時<br>の利用 |
|-----|-----------------|--------------|----------|-----------------|-----------------------|----------|------------------|
| 1   | 第一小学校           | 野出町 1-34     | 463-1331 | 709             | 429                   | RC 造     | ×                |
| 2   | 第二小学校           | 高松北 2-1-7    | 462-7716 | 416             | 252                   | RC 造     | ○                |
| 3   | 第三小学校           | 旭町 4-6       | 462-0560 | 359             | 217                   | RC 造     | ○                |
| 4   | 日新小学校           | 中庄 801       | 463-2281 | 907             | 549                   | RC 造     | ○                |
| 5   | 北中小学校           | 鶴原 2-2-68    | 462-0870 | 740             | 448                   | RC 造     | ○                |
| 6   | 長坂小学校           | 鶴原 1053      | 462-8661 | 572             | 346                   | RC 造     | ○                |
| 7   | 佐野台小学校          | 東佐野台 1-1     | 464-0935 | 520             | 315                   | RC 造     | ○                |
| 8   | 日根野小学校          | 日根野 1684     | 468-0789 | 660             | 400                   | RC 造     | ○                |
| 9   | 末広小学校           | 南中安松 1545    | 466-1021 | 540             | 327                   | RC 造     | ○                |
| 10  | 長南小学校           | 長滝 418       | 466-0821 | 418             | 253                   | RC 造     | ○                |
| 11  | 上之郷小学校          | 上之郷 1680     | 467-0169 | 554             | 335                   | RC 造     | ○                |
| 12  | 大木小学校           | 大木 1443      | 459-7344 | 357             | 216                   | RC 造     | ○                |
| 13  | 中央小学校           | 市場南 1-9-1    | 462-0670 | 520             | 315                   | RC 造     | ○                |
| 14  | 佐野中学校           | 羽倉崎 4-3-12   | 464-6171 | 1497            | 906                   | RC 造     | ×                |
| 15  | 新池中学校           | 松風台 1-1151-1 | 464-6181 | 930             | 562                   | RC 造     | ○                |
| 16  | 第三中学校           | 下瓦屋 500      | 464-6191 | 1170            | 708                   | RC 造     | ○                |
| 17  | 日根野中学校          | 日根野 1699     | 468-0061 | 499             | 302                   | RC 造     | ○                |
| 18  | 長南中学校           | 南中安松 888     | 465-6881 | 1338            | 810                   | RC 造・S 造 | ○                |
| 19  | 市民総合体育館         | 新安松 1-1-22   | 462-2000 | 2937.6          | 1778                  | RC 造・S 造 | ○                |
| 20  | 社会福祉センター ※4     | 上町 1-2-9     | 464-2563 | 420             | 253                   | RC 造・S 造 | ○                |
| 21  | 南部市民交流センター本館    | 南中樫井 476-2   | 466-1641 | 1434.31         | 864                   | RC 造     | ○                |
| 22  | 北部市民交流センター本館    | 下瓦屋 222-1    | 464-5725 | 1083.3          | 650                   | RC 造     | ○                |
| 23  | (旧) 下瓦屋地区青少年会館  | 上瓦屋 610-3    | 469-1106 | 237             | 143                   | RC 造     | ○                |
| 24  | 北部市民交流センター青少年分館 | 鶴原 1016-1    | 464-8700 | 116             | 70                    | RC 造     | ○                |
| 25  | 生涯学習センター        | 市場東 1-295-1  | 469-7120 | 968             | 580                   | RC 造・S 造 | ○                |
| 26  | 佐野公民館           | 大西 1-23-9    | 463-6181 | 295             | 177                   | RC 造・S 造 | ○                |
| 27  | 長南公民館           | 南中樫井 1       | 465-0786 | 436             | 262                   | RC 造・S 造 | ○                |
| 28  | 北部市民交流センター体育分館  | 鶴原 1016-1    | 464-8745 | 742.61          | 448                   | RC 造・S 造 | ○                |
| 29  | 南部市民交流センター体育分館  | 南中樫井 428-1   | 466-6660 | 582             | 352                   | RC 造     | ○                |
| 計   |                 |              |          |                 | 13,267                |          |                  |

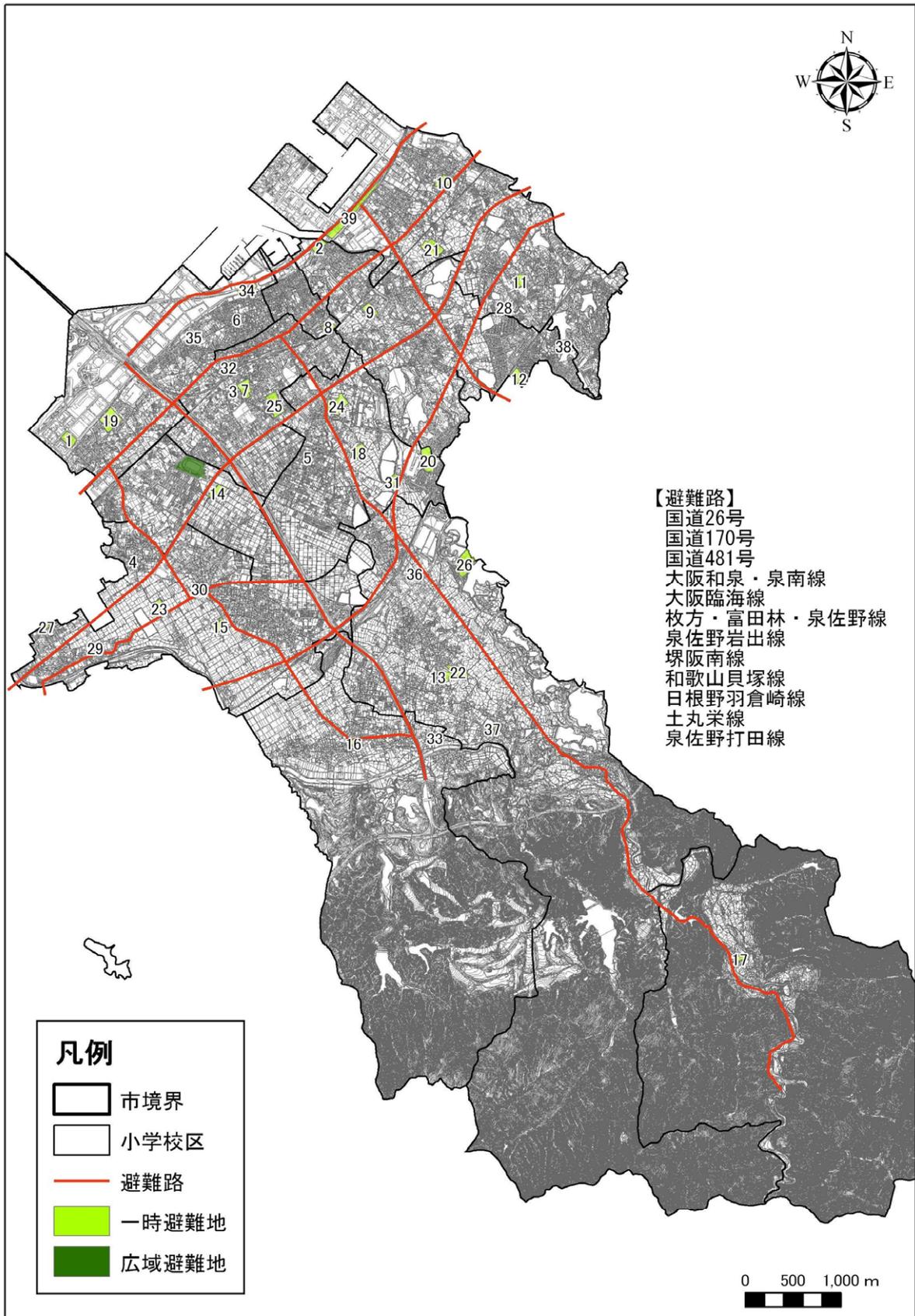
※1 面積は避難所として使用可能な面積。ただし、木造建築を除く

※2 収容人数は、3.3 ㎡/2 人（消防庁）を基に算出

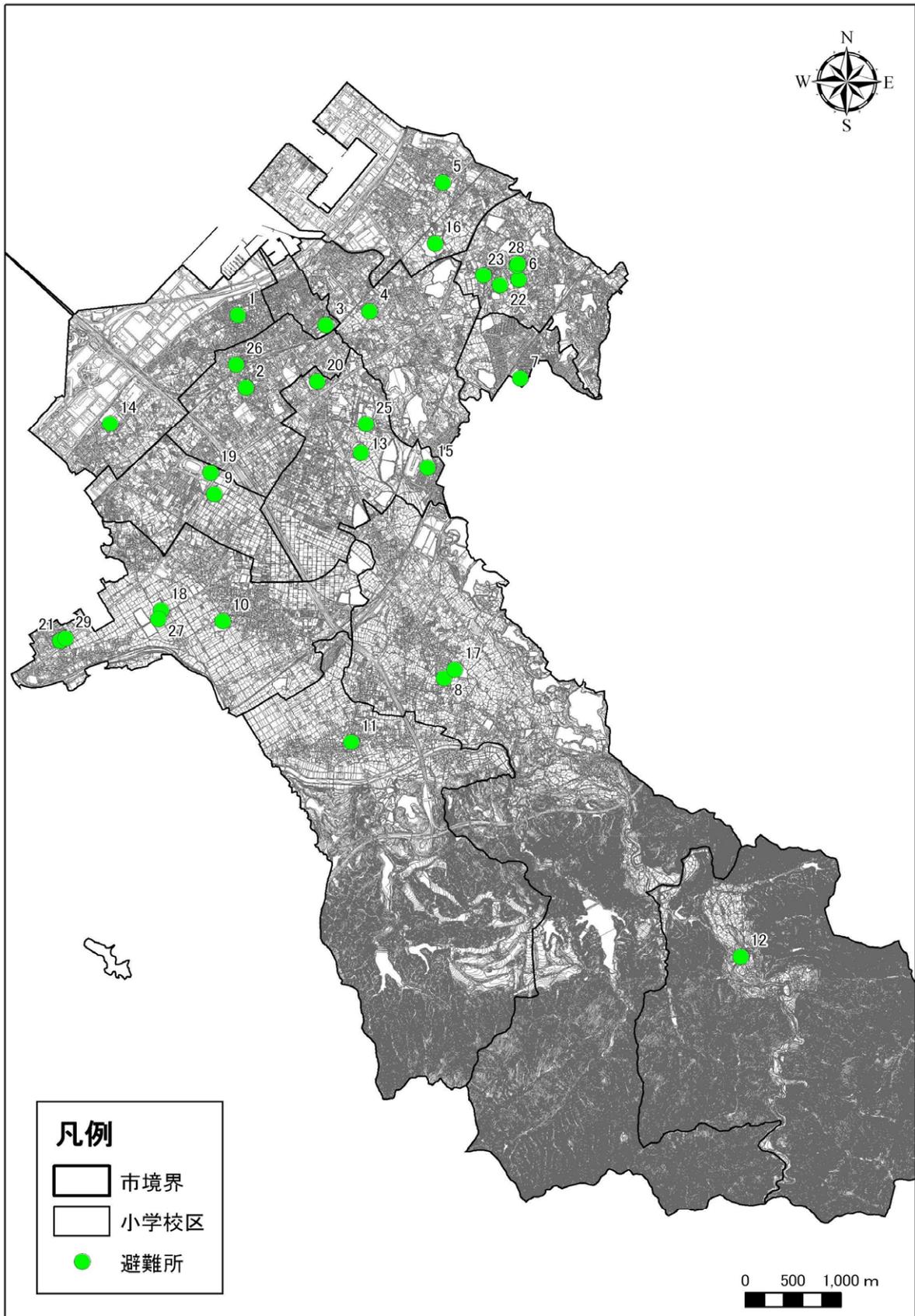
※3 「津波時の利用」が×の施設は、巨大津波が発生した際に浸水の可能性がある施設（資料 1 2 参照）

※4 「社会福祉センター」は福祉避難所開設予定施設

付図 8(1) 避難地及び避難路位置図



付図 8 (2) 避難所開設予定場所位置図



## 避難者カード

(No. )

|           |  |            |  |
|-----------|--|------------|--|
| ※<br>避難所名 |  | ※<br>担当職員名 |  |
|-----------|--|------------|--|

|     |           |    |    |     |          |     |
|-----|-----------|----|----|-----|----------|-----|
| 住所： |           |    |    |     | ※地区名     |     |
| 氏名  | 続柄        | 性別 | 年齢 | 入所日 | ※ 事務所記入欄 |     |
|     |           |    |    |     | 退所日      | 備 考 |
|     |           |    |    |     |          |     |
|     |           |    |    |     |          |     |
|     |           |    |    |     |          |     |
|     |           |    |    |     |          |     |
|     |           |    |    |     |          |     |
|     |           |    |    |     |          |     |
|     |           |    |    |     |          |     |
|     |           |    |    |     |          |     |
|     |           |    |    |     |          |     |
|     |           |    |    |     |          |     |
| 計   | 男 ・ 女 ・ 計 |    |    |     |          |     |
|     | 名         | 名  | 名  |     |          |     |

注 1 家族ごとに1葉の避難者カードを配布し、記入を求めること。

注 ※欄は、避難所担当者が記入すること。

## 上下水道局主要機材一覧表

## (1) 車輛

(平成23年7月31日現在)

| 号車 | 車名         | 形状      | 無線 |
|----|------------|---------|----|
| 1  | トヨタ ハイエース  | バン      | ○  |
| 2  | トヨタ ライトエース | ダンプ     | ○  |
| 3  | スバル サンバー   | バン      | ○  |
| 5  | トヨタ タウンエース | バン      | ○  |
| 6  | ダイハツ ストーリア | 箱型      | ○  |
| 7  | トヨタ プロボックス | バン      | ○  |
| 8  | トヨタ プロボックス | ワゴン     | ○  |
| 9  | トヨタ プロボックス | バン      | ○  |
| 10 | トヨタ プロボックス | バン      | ○  |
| 12 | 三菱 キャンター   | ダンプ     |    |
| 13 | トヨタ トヨエース  | キャブオーバ  | ○  |
| 14 | ダイハツ ストーリア | 箱型      | ○  |
| 15 | ホンダ ロゴ     | 箱型      | ○  |
| 16 | トヨタ カローラ   | バン      | ○  |
| 17 | トヨタ プロボックス | ワゴン     | ○  |
| 18 | トヨタ マークII  | 箱型      |    |
| 19 | トヨタ ファンカーゴ | 箱型      | ○  |
|    | コマツ ミニ     | パワーショベル |    |

## (2) 給水タンク

| 品名    | 容量                 | 数量  | 常置場所   |
|-------|--------------------|-----|--------|
| 給水タンク | 1.0 m <sup>3</sup> | 2   | 日根野浄水場 |
| 給水タンク | 1.5 m <sup>3</sup> | 2   | 日根野浄水場 |
| ポリ容器  | 18 L               | 130 | 日根野浄水場 |

## (3) 応急給水用資材

| 品名        | 容量                  | 数量    | 常置場所        |
|-----------|---------------------|-------|-------------|
| 浄水製造装置    | 40m <sup>3</sup> /日 | 1     | 日根野浄水場内防災倉庫 |
| ウォーターバルーン | 5.7m <sup>3</sup>   | 1     | 日根野浄水場内防災倉庫 |
| ウォーターバルーン | 4m <sup>3</sup>     | 4     | 日根野浄水場内防災倉庫 |
| 仮設給水栓     | ----                | 10    | 日根野浄水場内防災倉庫 |
| 備蓄水       | 490cc               | 6,480 | 日根野浄水場内防災倉庫 |
| 給水袋       | 5L                  | 8,000 | 日根野浄水場内防災倉庫 |
| 給水袋       | 5L                  | 3,000 | 中圧配水場       |
| 給水袋       | 5L                  | 1,000 | 泉ヶ丘配水場      |

## 泉佐野市配水管工事事業者

(平成23年7月31日現在)

| 業 者 名           | 住 所                | 電 話 番 号  |
|-----------------|--------------------|----------|
| (株)田中水道工業所      | 泉佐野市高松南1丁目1番26号    | 463-4747 |
| (株)河内屋          | 泉佐野市高松西2丁目2427番地の1 | 464-0115 |
| (有)佐野水道工業所      | 泉佐野市新町3丁目3番22号     | 462-0767 |
| (株)ヤマデ          | 泉佐野市南中岡本424番地の7    | 466-0147 |
| (株)ハンワエンジニア     | 泉佐野市羽倉崎2丁目1番57号    | 490-3337 |
| 泉冷熱水道           | 泉佐野市長滝139番地の1      | 465-7000 |
| (株)サワノ          | 泉佐野市南中安松1273番地の1   | 466-7088 |
| (有)山樹設備         | 泉佐野市上之郷1945番地の10   | 468-2338 |
| (株)かじせ          | 泉佐野市高松北1丁目4番15号    | 463-1616 |
| セイナン工業(株)       | 泉佐野市高松北1丁目6番14号    | 462-4898 |
| 泉佐野市認定水道工事業協同組合 | 泉佐野市日根野786番地の1     | 450-2777 |

※緊急に連絡が必要な場合は上下水道局より連絡を取るものとする。

## ( 市 関 係 )

|           |             |          |
|-----------|-------------|----------|
| 泉佐野市上下水道局 | 泉佐野市日根野1928 | 467-2800 |
| 日根野浄水場    | 泉佐野市日根野1928 | 467-2800 |
|           |             | 467-1805 |

## 市備蓄状況及び備蓄目標

〔物資備蓄状況〕（平成23年4月現在）

| 品名      | 単位 | 数量     | 目標    |
|---------|----|--------|-------|
| アルファ化米等 | 食分 | 10,000 | 11874 |
| 高齢者用食   | 食分 | 250    | 238   |
| 粉ミルク    | 日分 | 0      | 125   |
| ほ乳瓶     | 本  | 0      | 125   |
| 毛布      | 枚  | 1200   | 3563  |
| おむつ     | 日分 | 0      | 1785  |
| 生理用品    | 日分 | 0      | 238   |
| 簡易トイレ   | 基  | 15     | 119   |

(注)各目標数量は、府計画における計算式(資料編:大阪府地震被害想定に基づく備蓄等の考え方について)により試算したものである  
(資料12-1 地震被害想定概要 参照)

〔資材備蓄状況〕

| 品名      | 数量        | 品名      | 数量   |
|---------|-----------|---------|------|
| 水中ポンプ   | 20        | レインコート  | 162  |
| エンジンポンプ | 5(大) 5(小) | 長靴      | 230  |
| コードリール  | 27        | 懐中電灯    | 83   |
| 発電機     | 4         | ローソク    | 1470 |
| 投光機     | 4         | ビニールシート | 55   |
| 三脚      | 4         |         |      |
| 拡声器     | 4         |         |      |
| シャベル    | 27        |         |      |
| 木杭(1m)  | 144       |         |      |
| メガネ杭    | 16        |         |      |
| むしろ     | 20        |         |      |

## 大阪府災害用備蓄食料等一覧表

平成21年4月1日現在

| 品名     | 備蓄物資<br>合計 |                        |          |          |          | 備考      |
|--------|------------|------------------------|----------|----------|----------|---------|
|        |            | 北部拠点                   | 中部拠点     | 南部拠点     | 府民センター等  |         |
| 重要物資   | アルファ化米     | 838,000食               | 159,000食 | 533,000食 | 135,000食 | 11,000食 |
|        | 高齢者等食      | 18,000食                | 4,000食   | 11,000食  | 3,000食   | 0食      |
|        | 毛布         | 595,000枚               | 113,050枚 | 341,950枚 | 130,000枚 | 10,000枚 |
|        | 哺乳瓶        | 3,900本                 | 960本     | 1,980本   | 960本     | 0本      |
|        | 紙おむつ       | 128,000枚               | 11,657枚  | 69,859枚  | 31,000枚  | 15,484枚 |
|        | 生理用品       | 1,410,000枚             | 339,600枚 | 715,680枚 | 340,320枚 | 14,400枚 |
|        | 簡易トイレ      | 1,700基                 | 450基     | 850基     | 400基     | 0基      |
| 肌着     | 42,500組    | 3,671組                 | 26,329組  | 12,500組  | 0組       |         |
| タオル    | 35,553枚    | 0枚                     | 25,053枚  | 0枚       | 10,500枚  |         |
| ティッシュ  | 35,600個    | 0個                     | 25,100個  | 0個       | 10,500個  |         |
| 飲料水袋   | 101,900袋   | 0袋                     | 61,900袋  | 40,000袋  | 0袋       |         |
| 遺体袋    | 2,300袋     | 0袋                     | 0袋       | 2,300袋   | 0袋       |         |
| 作業服    | 584着       | 0着                     | 584着     | 0着       | 0着       |         |
| ゴム長靴   | 867足       | 0足                     | 867足     | 0足       | 0足       |         |
| かにパン   | 2,760袋     | メーカー側ランニングストック 三立製菓(株) |          |          |          |         |
| たけのこの里 | 3,000個     | " 明治製菓(株)              |          |          |          |         |
| 漬物     | 18トン       | " 府漬物組合                |          |          |          |         |
| 粉ミルク   | 2,280缶     | " 森永乳業                 |          |          |          | 320g入り  |
|        | 2,160缶     | " ビーンスタークスノー           |          |          |          | 300g入り  |
|        | 6,672箱     | " 明治乳業                 |          |          |          | 108g入り  |

## ○調達対応

|                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                      |                                    |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 精米<br>(5社)                                                                                                                                                                                                                      | 災害救助用精米の保管及び供給等の協力に関する協定<br>(株)大阪第一食糧・幸南食糧(株)・幸福米穀(株)・丸三<br>・中山物産(株) | 在庫報告量 510万食<br>(1,020トン)           |
| 災害用医療物資<br>確保・供給                                                                                                                                                                                                                | 災害用医療物資確保・供給業務を委託<br>災害拠点病院(大阪府立急性期・総合医療センターなど12箇所)                  | 推定入院患者の3日分                         |
| 災害用医療薬品等<br>備蓄・供給                                                                                                                                                                                                               | 災害用医薬品等備蓄・供給業務を委託<br>(社)大阪府薬剤師会・大阪府医薬品卸協同組合)                         | 推定入院・外来患者の7日分(上<br>記推定入院患者の3日分を除く) |
| 即席麺<br>(5社)                                                                                                                                                                                                                     | り災者用食糧確保を依頼(日清食品(株)・明星食品(株)・ハウ<br>ス食品(株)・サンヨー食品(株)・エースコック(株))        | 依頼食数 305万食                         |
| 乾パン(三立パン)                                                                                                                                                                                                                       | り災者用食糧確保を依頼(三立製菓(株))                                                 | 依頼食数 9万食                           |
| パインクラッカー、ソーダクラッカー                                                                                                                                                                                                               | り災者用食糧確保を依頼(明治製菓(株))                                                 | 依頼食数 9万食                           |
| ○ 飲料の提供協力<br>近畿コカ・コーラボトリング、ダイト・ドリコ、アサヒ飲料、ジャパンビバレッジ：指定された物流拠点・災害対応型自動販売機の飲料無償提供                                                                                                                                                  |                                                                      |                                    |
| ○ 救助用物資の供給協力<br>イオン西日本カンパニー、イスマ、イトヨーカ堂、オーク、関西スーパーマーケット、近商ストア、スーパーナショナル、ダイエー、大丸ピーコック、阪急ニッショーストア、<br>平和堂、ライフコーポレーション、マイカル、イオンマルシェ、万代、コーナン商事、国分グローサースチェーン、サークルKサンクス、セブンイレブン・ジャパン、デイリーヤマザキ、<br>ファミリーマート、ポプラ、ローソン：保有・調達可能な救助用物資の供給協力 |                                                                      |                                    |

## ○備蓄水(大阪府水道部製作)

|        |                                                             |                          |
|--------|-------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 大阪府備蓄水 | 高齢者などの災害時要援護者に対する給水活動を強化する<br>ため、アルミボトル缶詰備蓄水(490ml)100万本を備蓄 | 受水市町村 60万本<br>府施設 40万本 ※ |
|--------|-------------------------------------------------------------|--------------------------|

災害時の給水には、非常用自家発電設備を備え未送水時でも給水可能な「あんしん給水栓(Aタイプ)」を府内45箇所に設置

※ 水道部施設を中心に備蓄。内15万本は危機管理室所管分(中部広域防災拠点5万本、泉北府民センター8万5千本、寝屋川公園1万本、北河内府民センター5千本)

## 災害用備蓄倉庫等所在地一覧表

平成21年6月1日現在

## ◇大阪農政事務所

| 担当課名     | 所在地                         | 電話番号         | FAX番号        |
|----------|-----------------------------|--------------|--------------|
| 食糧部消費流通課 | 大阪市中央区大手前1-5-44(大阪合同庁舎第1号館) | 06-6943-9691 | 06-6943-9699 |
| 地域第一課    | 茨木市宮島1-3-1                  | 072-633-1335 | 072-633-1373 |
| 地域第二課    | 高石市羽衣5-13-14                | 072-264-6060 | 072-264-6086 |

## ◇米穀(精米)

「災害救助用精米の保管及び供給等の協力に関する協定」締結事業者(府流通対策室)

| 事業者等名      | 倉庫等名     | 所在地            | 電話番号         | FAX番号        |
|------------|----------|----------------|--------------|--------------|
| 株式会社大阪第一食糧 | 泉佐野工場    | 泉佐野市住吉町4-4     | 06-6567-1792 | 06-6567-1793 |
| 幸南食糧株式会社   | 本社倉庫     | 松原市三宅西5-751    | 072-332-2041 | 072-336-4158 |
| 幸福米穀株式会社   | 摂津配送センター | 摂津市鳥飼中2-3-1160 | 072-838-0100 | 072-829-7166 |
| 株式会社丸三     | 本社倉庫     | 東大阪市洪川町2-4-38  | 06-6727-8631 | 06-6720-3894 |
| 中山物産株式会社   | 本社倉庫     | 八尾市太田新町4-88    | 072-949-3335 | 072-949-4050 |

## ◇米穀(玄米)

| 倉所名        | 所在地        | 電話番号         | FAX番号        |
|------------|------------|--------------|--------------|
| 茨木政府倉庫(全通) | 茨木市高倉1-3-1 | 072-632-2186 | 072-632-2089 |

## ◇大阪農政事務所地域第二課管内

| 倉所名     | 所在地             | 電話番号         | FAX番号        |
|---------|-----------------|--------------|--------------|
| 飯坂高石    | 高石市高砂2-3-9      | 072-268-1051 | 072-268-1887 |
| 奥田泉大津   | 泉大津市小津島町2       | 0725-21-3741 | 0725-32-7188 |
| 第一泉佐野   | 泉佐野市住吉町4-4      | 072-463-2451 | 072-463-6674 |
| 上組泉大津   | 泉大津市小津島町4-1     | 0725-32-9491 | 0725-32-9803 |
| 上組堺     | 堺市築港南町2         | 072-222-0394 | 072-222-5684 |
| 上組りんくう  | 泉佐野市りんくう往来北5-7  | 072-469-5771 | 072-469-5791 |
| 近畿泉佐野   | 泉佐野市住吉町27-4     | 072-464-1351 | 072-464-1350 |
| 新洋      | 堺市堺区甲斐町東1丁目1-11 | 072-221-6685 | 072-223-5485 |
| 辰巳堺     | 堺市築港南町2         | 072-221-8244 | 072-222-1404 |
| 日通泉佐野   | 泉佐野市住吉町30-2     | 072-464-6785 | 072-464-6931 |
| 阪南堺港    | 堺市塩浜町7          | 072-233-3513 | 072-232-0054 |
| 藤浪岸和田   | 岸和田市小松里町150     | 072-445-4364 | 072-444-6898 |
| 藤浪泉大津   | 泉大津市小津島町6-2     | 0725-33-3335 | 0725-33-2503 |
| 大阪埠頭安治川 | 港区港晴5-2-87      | 06-6574-7731 | 06-6574-7739 |
| 全農福崎    | 港区福崎3-1-87      | 06-6573-5265 | 06-6571-6790 |
| 大食野中    | 都島区中野町5-10-146  | 06-6301-4403 | 06-6301-1743 |
| 大食淀川    | 淀川区野中南2-5-31    | 06-6922-2375 | 06-6928-2039 |
| トランシー城東 | 鶴見区浜2-3-43      | 06-6911-1101 | 06-6912-5694 |
| 東洋東大阪   | 東大阪市本庄中2-107    | 06-6747-7781 | 06-6747-7783 |
| 西尾東大阪   | 東大阪市本庄中2-107    | 06-6747-7881 | 06-6747-7883 |
| 日通八尾    | 八尾市神武町2-24      | 072-991-2957 | 072-994-7874 |
| 前田八尾    | 八尾市洪川町7-2       | 072-991-3501 | 072-922-6045 |

## 農林水産関係団体一覧表

## 1. 土地改良区一覧表

| 改良区名    | 所在地                                  | 電話       |
|---------|--------------------------------------|----------|
| 泉佐野市    | 泉佐野市下瓦屋 5 丁目 1 番 45 号<br>大阪泉州農協北中支店内 | 462-7221 |
| 稲倉池     | 泉佐野市大西 1 丁目 4-11<br>大阪泉州農協西支店内       | 469-4171 |
| 泉佐野市上之郷 | 泉佐野市上之郷 2184 番地<br>大阪泉州農協上之郷支店内      | 467-0606 |
| 〃 長 滝   | 泉佐野市長滝 1494 番地<br>大阪泉州農協長滝支店内        | 465-4148 |
| 〃 日根野   | 泉佐野市日根野 4040 番地の 1<br>大阪泉州農協日根野駅前支店内 | 468-2101 |
| 〃 安 松   | 泉佐野市南中安松 292-13<br>大阪泉州農協南中支店内       | 465-1221 |
| 〃 大 木   | 泉佐野市日根野 2634<br>大阪泉州農協日根野支店内         | 468-0251 |

## 2. 大阪泉州農業協同組合設置施設一覧表

| 施設名            | 所在地            | 電話       |
|----------------|----------------|----------|
| 大阪泉州農業協同組合本店   | 泉佐野市日根野 4040-1 | 468-0600 |
| 〃 北中支店         | 〃 下瓦屋 5-1-45   | 462-7221 |
| 〃 湊 支店         | 〃 湊 3-2-15     | 463-1600 |
| 〃 佐野支店         | 〃 上町 1-2-7     | 464-7111 |
| 〃 西 支店         | 〃 大西 1-4-11    | 462-3788 |
| 〃 日根野支店        | 〃 日根野 2634     | 468-0251 |
| 〃 日根野駅前支店      | 〃 日根野 4040-1   | 468-2101 |
| 〃 長滝支店         | 〃 長滝 1494      | 465-1805 |
| 〃 上之郷支店        | 〃 上之郷 2184     | 467-0606 |
| 〃 南中支店         | 〃 南中安松 292-13  | 465-1221 |
| 〃 中部営農センター(本店) | 〃 松風台 3-4550-2 | 458-1600 |

## 3. 漁業協同組合

| 団体名       | 所在地               | 電話       |
|-----------|-------------------|----------|
| 泉佐野漁業協同組合 | 泉佐野市新町 2-5187-101 | 462-3025 |
| 北中通漁業協同組合 | 〃 新浜町 4-5         | 464-3637 |

## 災害時における食糧等物資の供給協力に関する協定書

泉佐野市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、泉佐野市内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に甲が泉佐野市地域防災計画に基づき泉佐野市民の生命と財産を守る責務を果たすため行う応急対策業務（以下「業務」という。）に関し、乙が企業の社会的使命に基づいて実施する食糧等物資（以下「物品」という。）の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第 1 条 甲は、災害時の業務遂行に必要な場合は、乙に物品の供給について協力を要請することができる。

（協力の実施）

第 2 条 乙は、前条の要請を受けた場合は、営業に支障のない範囲で該当物品の優先供給及び搬出に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（要請手続）

第 3 条 乙に対する甲の要請手続きは、文書をもって防災担当課長が行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は、電話等で要請し、事後文書を提出するものとする。

2 前項の手続きは、泉佐野市内営業店店長もしくは店長の代理権限を有する者に対して次の事項を記載した文書を提出する。

- (1) 要請理由（災害状況等）
- (2) 必要とする物品の種類・数量・購入金額等
- (3) 納入又は受け渡しの日時・場所
- (4) その他必要事項

（運 搬）

第 4 条 運搬は、甲及び甲の指定する者が行うものとする。なお、必要に応じて甲は乙に対して運搬の協力を求めることができるものとし、物品の納入又は受け渡しについては、職員証等の提示にて行うものとする。

（物品の価格等）

第 5 条 前条の規定により乙が供給した物品の価格及び乙が運搬等の協力を行った場合の経費については、甲が負担するものとする。

(物品の価格等の決定及び支払い)

第6条 協力に要した甲が負担すべき物品の価格等は、前条の規定により保有物品の優先供給及び搬出後、乙の提出する「出荷確認書」等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として甲乙協議のうえ決定するものとし、甲は遅滞なくその支払いを行うものとする。

(報告)

第7条 この協定の万全な実行を図るため、甲は乙に対し在庫物品の品目、数量等について報告を求めることができる。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの1年とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了2ヶ月前に甲乙協議して両者異議のないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了のときも同様とする。

(補則)

第9条 この協定に関し疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2部を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1部を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 泉佐野市市場東1丁目295番地の3  
泉佐野市役所  
泉佐野市長

乙

## 生活必需品等調達業者等一覧表

| 業 者 名                                      | 所 在 地                  | 担 当 先                              | 連 絡 先                                                          | 締 結 日               |
|--------------------------------------------|------------------------|------------------------------------|----------------------------------------------------------------|---------------------|
| イズミヤ(株)<br>泉佐野支店                           | 泉佐野市<br>南中安松774        | 泉佐野店店長<br>又は総務総括長                  | TEL 072-466-8211<br>FAX 072-466-3071                           | 平成 8 年<br>4 月 1 日   |
| (株)ダイエー<br>ショッピングモール泉佐野                    | 泉佐野市<br>下瓦屋 2-2-77     | 店長<br>又は副店長                        | TEL 072-469-1147<br>FAX 072-469-1055                           | 平成 13 年<br>5 月 22 日 |
| イオンリテール(株)<br>日根野店<br>〔西近畿カンパニー財務部総務<br>G〕 | 泉佐野市<br>日根野 2496-1     | イオン日根野ショッピ<br>ングセンター店長             | TEL 072-468-1300<br>FAX 072-468-1345                           | 平成 14 年<br>4 月 1 日  |
|                                            | 〔大阪市福島区<br>海老江 1-1-23〕 | 西近畿カンパニー財<br>務部 総務 G               | TEL 06-6457-6111<br>FAX 06-6457-6200                           |                     |
| (株)セレスポ<br>大阪支店                            | 大阪府大阪市<br>北加賀屋 3-1-30  | 支店長                                | TEL 06-6682-8711<br>FAX 06-6682-8712<br>休日・夜間<br>090-2632-2181 | 平成 12 年<br>4 月 1 日  |
|                                            | 東京都豊島区<br>北大塚 1-21-5   | クイック 24 事務局                        | TEL 03-5974-1139<br>FAX 03-5394-7656<br>休日・夜間<br>090-2417-5149 |                     |
| (社)大阪府エルピーガス協会<br>泉佐野支部                    |                        | (社)大阪府エルピーガ<br>ス協会保安センター<br>中南部事業所 | TEL 072-462-5866<br>FAX 072-462-5860                           | 平成 19 年<br>8 月 1 日  |
|                                            |                        | 全日警コントロール<br>センター                  | 夜間 06-6261-0099                                                |                     |
| 大阪府電気工事組合<br>岸和田支部                         | 岸和田市<br>藤井町 3-13-25    | 支部長                                | TEL 072-436-1061                                               | 平成 23 年<br>5 月 12 日 |

## 塵芥処理能力

(平成 23 年 4 月現在)

## 1. 塵芥焼却施設

| 施設名              | 所在地            | 処理能力       |
|------------------|----------------|------------|
| 泉佐野市田尻<br>清掃施設組合 | 泉南郡田尻町嘉祥寺290番地 | 80T/24H/3基 |

## 2. 塵芥収集現有数

## (1) 直営

| 塵芥車                 | 収集職員 |
|---------------------|------|
| 2 t 車 9 台<br>軽四 2 台 | 15 人 |

## (2) 委託業者

| 業者名      | 塵芥車                              | TEL      |
|----------|----------------------------------|----------|
| 岩安清掃社    | 2 t 車 4 台<br>軽四 4 台              | 463-1977 |
| (有)木村清掃社 | 4 t 車 1 台<br>2 t 車 9 台<br>軽四 4 台 | 469-5445 |
| あけぼの商会   | 2 t 車 4 台<br>軽四 3 台              | 462-1148 |
| 北谷衛生     | 2 t 車 5 台<br>軽四 1 台              | 490-1186 |
| (株)奥野興業  | 2 t 車 2 台<br>軽四 1 台              | 465-4600 |
| (株)興和    | 3 t 車 2 台<br>2 t 車 1 台<br>軽四 2 台 | 464-5926 |
| (株)ナガタキヤ | 2 t 車 2 台<br>軽四 2 台              | 464-3388 |

## し尿処理能力

(平成 23 年 4 月現在)

## 1. し尿処理能力

| 施設名                        | 所在地          | 処理能力       |
|----------------------------|--------------|------------|
| 泉佐野市田尻町<br>清掃施設組合（第 1 事業所） | 泉佐野市高松町 6671 | 180K L / 日 |

## 2. し尿処理現有数（許可業者）

| 業者名      | バキューム車 |     |       |     | TEL      |
|----------|--------|-----|-------|-----|----------|
| (株)奥野興業  | 10 t 車 | 1 台 | 4 t 車 | 1 台 | 465-0729 |
|          | 2 t 車  | 1 台 | 3 t 車 | 3 台 |          |
| (株)瓦谷衛生社 | 3 t 車  | 2 台 | 2 t 車 | 2 台 | 464-2364 |
| (株)森本興業  | 4 t 車  | 1 台 | 3 t 車 | 3 台 | 465-2960 |
|          | 2 t 車  | 1 台 |       |     |          |
| (有)高長    | 4 t 車  | 1 台 | 3 t 車 | 3 台 | 463-3915 |
| (株)興和    | 10 t 車 | 1 台 | 軽四    | 1 台 | 464-5926 |
|          | 4 t 車  | 3 台 | 2 t 車 | 3 台 |          |
| (株)ナガタキヤ | 4 t 車  | 2 台 | 3 t 車 | 1 台 | 464-6567 |
|          | 2 t 車  | 2 台 |       |     |          |

## 自衛隊の災害派遣要請要求書等

|                                                     |           |
|-----------------------------------------------------|-----------|
|                                                     | 文書番号      |
|                                                     | 年 月 日     |
| 大阪府知事 様                                             |           |
|                                                     | 泉佐野市長 (印) |
| 自衛隊の災害派遣要請について                                      |           |
| 災害対策基本法第 68 条の 2 の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を<br>要求します。 |           |
| 記                                                   |           |
| 1. 災害の状況及び派遣を要請する事由                                 |           |
| 2. 派遣を希望する期間                                        |           |
| 3. 派遣を希望する区域及び活動内容                                  |           |
| 4. その他参考となるべき事項                                     |           |

|                                                       |           |
|-------------------------------------------------------|-----------|
|                                                       | 文書番号      |
|                                                       | 年 月 日     |
| 大阪府知事 様                                               |           |
|                                                       | 泉佐野市長 (印) |
| 自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について                                   |           |
| 年 月 日付 第 号により依頼した自衛隊の災害派遣要請について、<br>下記のとおり撤収要請を依頼します。 |           |
| 記                                                     |           |
| 1. 撤収要請日時                                             |           |
| 2. 派遣された部隊                                            |           |
| 3. 派遣人員及び従事作業の内容                                      |           |
| 4. その他参考となるべき事項                                       |           |

## 公用令書（従事・協力）

|                                              |   |
|----------------------------------------------|---|
| 従事第                                          | 号 |
| <h3>公 用 令 書</h3>                             |   |
| 住 所<br>氏 名                                   |   |
| 従事<br>災害対策基本法第 71 条の規定に基づき、次のとおり を命ずる。<br>協力 |   |
| 処分権者 氏名 <span style="float: right;">⑩</span> |   |
| 従事すべき業務                                      |   |
| 従事すべき場所                                      |   |
| 従事すべき期間                                      |   |
| 従事すべき日時                                      |   |
| 出頭すべき場所                                      |   |
| 備 考                                          |   |

## 公 用 変 更 令 書

変更第 号

### 公 用 変 更 令 書

住 所

氏 名

第 71 条

災害対策基本法 の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号）

第 78 条第 1 項

にかかる処分を告げのとおり変更したので、同法施行令第 34 条第 1 項の規定によりこれを交付する。

年 月 日

処分権者 氏名

㊞

| 変 更 し た 処 分 の 内 容 |
|-------------------|
|                   |

## 公 用 取 消 令 書

取消第 号

### 公 用 取 消 令 書

住 所

氏 名

第 71 条

災害対策基本法 の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号）

第 78 条第 1 項

にかかる処分を取消したので、同法施行令第 34 条第 1 項の規定によりこれを交付する。

年 月 日

処分権者 氏名

㊞

資料 12-1 地震被害想定概要

| 想定地震        | 上町断層帯地震 A<br>上町断層帯地震 B                                       | 生駒断層帯<br>地震                | 有馬高槻<br>断層帯地震              | 中央構造線<br>断層帯地震                   | 東南海・<br>南海地震                   |         |
|-------------|--------------------------------------------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------------|--------------------------------|---------|
| 地震の規模       | マグニチュード<br>(M)<br>7.5~7.8                                    | マグニチュード<br>(M)<br>7.3~7.7  | マグニチュード<br>(M)<br>7.3~7.7  | マグニチュード<br>(M)<br>7.7~8.1        | マグニチュード<br>(M)<br>7.9~8.6      |         |
|             | 計測震度<br>A)4 ~6弱<br>B)5弱~6強                                   | 計測震度<br>4~5強               | 計測震度<br>4~5弱               | 計測震度<br>5強~7                     | 計測震度<br>4~6弱                   |         |
| 建物全半壊<br>棟数 | 全 壊<br>A) 235 棟<br>B)3,140 棟<br>半 壊<br>A) 561 棟<br>B)3,658 棟 | 全 壊<br>0棟<br>半 壊<br>0棟     | 全 壊<br>0棟<br>半 壊<br>0棟     | 全 壊<br>6,535 棟<br>半 壊<br>6,423 棟 | 全 壊<br>737 棟<br>半 壊<br>1,464 棟 |         |
|             | 炎上出火<br>件数                                                   | A)0 (0) 件<br>B)2 (3) 件     | 0 (0) 件                    | 0 (0) 件                          | 6 (7) 件                        | 0 (0) 件 |
| 死傷者数        | 死 者<br>A) 0 人<br>B) 34 人<br>負 傷 者<br>A)147 人<br>B)967 人      | 死 者<br>0 人<br>負 傷 者<br>0 人 | 死 者<br>0 人<br>負 傷 者<br>0 人 | 死 者<br>92 人<br>負 傷 者<br>1,272 人  | 死 者<br>3 人<br>負 傷 者<br>417 人   |         |
|             | 罹災者数                                                         | A) 2,493 人<br>B)20,830 人   | 1 人                        | 0 人                              | 40,942 人                       | 5,025 人 |
| 避難所<br>生活者  | A) 723 人<br>B)6,041 人                                        | 1 人                        | 0 人                        | 11,874 人                         | 1,458 人                        |         |
| ライフライン      | 停電                                                           | A) 1,010 軒<br>B)11,864 軒   | 0 軒                        | 0 軒                              | 31,765 軒                       | 5,133 軒 |
|             | ガス供給<br>停止                                                   | A) 0 戸<br>B)24,000 戸       | 0 戸                        | 0 戸                              | 24,000 戸                       | 0 戸     |
|             | 断水                                                           | A)11.2%<br>B)53.4%         | 0%                         | 0%                               | 58.5%                          | 14.5%   |
|             | 電話<br>不通                                                     | A)1,150 回線<br>B)2,070 回線   | 115 回線                     | 0 回線                             | 15,525 回線                      | 11 回線   |

※上記想定結果は、「平成 19 年 3 月 大阪府自然災害総合防災対策検討(地震被害想定) 報告書」による。なお、想定結果は、対象断層において異なる破壊モデル等を用いた複数のシナリオでの想定を行った結果のうち、影響の大きい結果が採用されている。

※上町断層帯地震については、北部に破壊開始点を設定するシナリオ (A) と南部に破壊開始点を設定するシナリオ (B) の結果が大きく異なることから、2 つのシナリオを採用している。

※炎上出火件数は 1 日間の合計値。( ) 内は 3 日間の合計値

〔断層等位置図〕

出典：平成 19 年 3 月 大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書

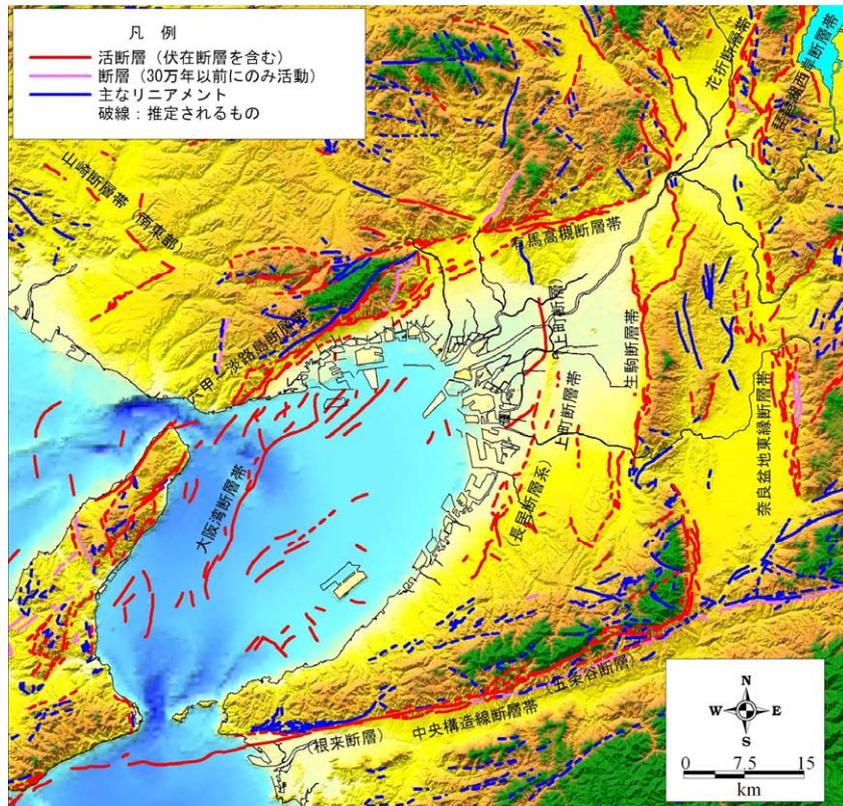


図 大阪周辺の活断層（『近畿の活断層』[岡田・東郷編(2000)] などによる）



図 南海トラフ（東南海・南海地震の震源断層）

※被害数算定のための計算式・根拠等

#### ■建物全半壊棟数

全壊・半壊棟数＝地域の建物棟数×1×全壊・半壊被害率×2（地震動、液状化、構造・年代）

- \*1 固定資産台帳データおよび公共建物データより町丁目単位のデータを作成
- \*2 阪神・淡路大震災の被害データ（罹災認定基準による）を基本に作成

#### ■炎上出火件数

全出火件数＝ $\Sigma$ （町丁目の世帯数×3日間の出火率×時間補正）

ここで、出火率＝早朝（AM5:00頃）における全出火件数／世帯数

時間補正＝早朝モデルの出火件数を想定時間の出火件数に補正するための比率

炎上出火件数＝ $\Sigma$ （各時間帯の町丁目の全出火件数×（1－初期消火率））×時間推移比率

ここで、初期消火率：町丁目の全壊率で決まる家人・隣人による初期消火の確率

時間推移比率：3日間の出火件数を1日間、1時間の件数に換算する比率

#### ■死傷者数

○建物倒壊による死傷者数の算出

死者数＝ $\Sigma$ 各時間帯の屋内人口×（建物被害率～死者率）

負傷者数＝ $\Sigma$ 各時間帯の屋内人口×（建物被害率～負傷者率）

重傷者数＝ $\Sigma$ 予測負傷者数 ×（建物被害率～重傷者比率）

\*建物被害率＝（全壊数＋半壊数/2）／建物数

死者率＝死者数／屋内人口

負傷者比率＝負傷者数／屋内人口

重傷者比率＝重傷者数／負傷者数

○地震火災による死傷者数の算出

死者数＝焼失対象人口×（延焼死者率－建物死者率）

負傷者数＝火災死者数×平時の死傷者比率（≒5.4）

ここで、焼失対象人口＝町丁目屋内人口×町丁目焼失棟数／町丁目建物棟数

延焼死者率＝死者数／焼失対象人口

死傷者比率＝負傷者数／死者数

#### ■罹災者数・避難所生活者

①建物倒壊

建物倒壊による罹災人口＝建物倒壊率（全・半壊）×建物棟数×世帯数／棟数×町丁目の平均世帯人口

②地震火災

地震火災による罹災人口＝（焼失率－倒壊率）×建物棟数世帯数／棟数×市町村の平均世帯人口

なお、焼失率は、超過確率1%（風速）の場合を想定した。

③津波浸水

津波の床上浸水（50cm以上）による影響人口（建物倒壊による被害分を除く）

：市町村避難所生活者数は罹災者数より推計する。

避難所死傷者数＝罹災者数×避難所生活者率

・罹災者数：左記の累計値

・避難所生活者率：兵庫県南部地震における兵庫県でのピーク時の比率≒29%

（大阪市域は、神戸市での比率33%により算出）

#### ■ライフライン 停電

兵庫県南部地震における被害実績をもとに、それ以降に実施した各種対策、現時点の復旧要員等を考慮して被害想定を実施したものであり、あくまでも仮定条件の基に想定したデータであることから、実際とは異なる場合がある。東南海・南海地震の被害想定については、平成16年度の検討結果を反映し、津波浸水があるものとの前提で想定した。

①発電設備

運転継続に対する閾値として、兵庫県南部地震において地表面水平加速度200gal未満では設備被害による停止はなかったことから、最大水平加速度が200galを超える場合には、「設備被害により1週間程度停止する可能性がある」が、供給支障には関係しないものとした。

②送変電設備

変電設備の耐震設計においては、最大水平加速度300galを基準としていることから、兵庫県南部地震の実績をふまえ、最大震度6弱以上で最大水平加速度300galを超える変電所については、一時的に何らかの設備被害を受け機能喪失（停電）の可能性があると仮定し、変電所供給エリア全体が停電するものと想定した。ただし、健全機器への切替、移動用設備の

使用により早期送電は可能と考えた。

### ③配電設備

停電軒数は、兵庫県南部地震時の震度別の支持物の被害率、1回線あたりの支持物折損・損壊数をもとに、市区町村別の支障回線数を算出し、各地域（事業所毎）の1回線あたりの契約軒数を乗じることで類推した。

## ■ライフライン ガス供給停止

### ①供給停止規模

想定地震毎のSI値分布より、供給停止基準である地震計位置において想定されるSI値が60カイン(cm/s)以上となるブロックを供給停止とした。

## ■ライフライン 断水

水道の機能障害（断水）は、地震動速度と液状化分布から配水管の被害率（箇所/km）を求める。配水管の被害率と断水率の関係は、阪神・淡路大震災を含む過去の地震時の被災実態に基づき導かれた川上（1996）の手法を用いる。

配水管の被害率は、日本水道協会により阪神・淡路大震災を含む過去の地震時の被災実態に基づき設定された標準被害率に、管種・管径、地形・地盤種別、液状化ランク（PL値）別に補正係数を乗じて求める。断水人口（世帯）は、断水率に夜間人口（世帯）を乗じて算出する。復旧日数は、配水管の復旧箇所＝被害率×施設延長に対し、水道業に携わる事業所・企業からの復旧要員（隣接府県からの応援も含む）の1人・日当たりの復旧作業効率を考慮して求める。

## ■ライフライン 電話不通

### ①通信不能・輻輳

〔通信不能〕

兵庫県南部地震の被害実績から、それ以降に実施した各種施策を鑑み通信設備（所内・所外）に係わる被害について予測した。

・所内設備については、商用電源停止に伴い予備電源等への切り替えにより運用するため、通信不能は発生しないと想定される。

・所外設備については、建物の倒壊等による。

〔輻輳〕

兵庫県南部地震の実績に基づき予測した。なお、地震直後には、安否確認等の被災地への着信通話が数十倍のコールとなることから、交換機輻輳を避けるために通話呼の制御を実施するとともに、震度6弱以上の地域に対しては、災害用伝言ダイヤル171と災害用ブロードバンド伝言板（web171）を開設する。

## ■重要物資備蓄等の考え方について

### ①アルファ化米等

避難所生活者数の1食分を府及び市町村がそれぞれ備蓄

### ②高齢者用食

避難所生活者数(特に配慮が必要な高齢者等)の1食分を府及び市町村がそれぞれ備蓄(人口比2%で算出)

### ③粉ミルク

避難所生活者数(乳児)の1日分以上を府及び市町村がそれぞれ備蓄  
(人口比1.5%、人口授乳率70%で算出)

### ④哺乳瓶

避難所生活者数(乳児)分を市町村が備蓄。府は予備分を備蓄

### ⑤毛布

避難所生活者のうち子ども、高齢者等の分(人口比30%)を市町村が、その他を府がそれぞれ備蓄

### ⑥おむつ

避難所生活者数(乳児)の1日分を府及び市町村がそれぞれ備蓄

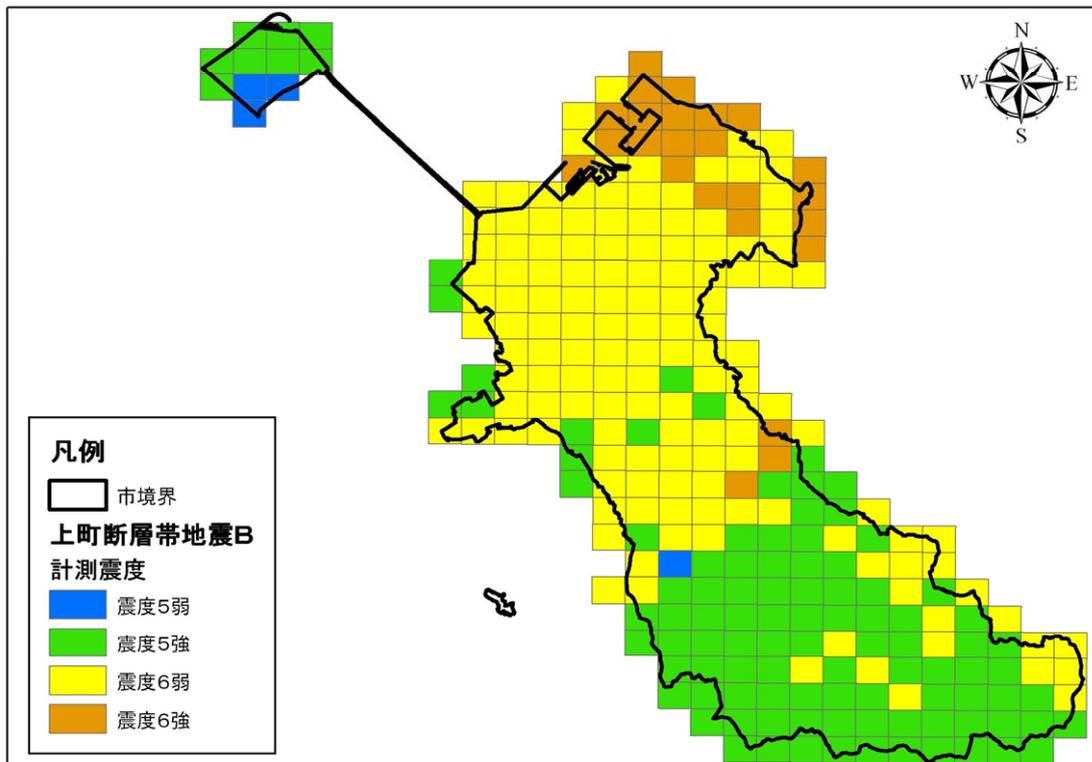
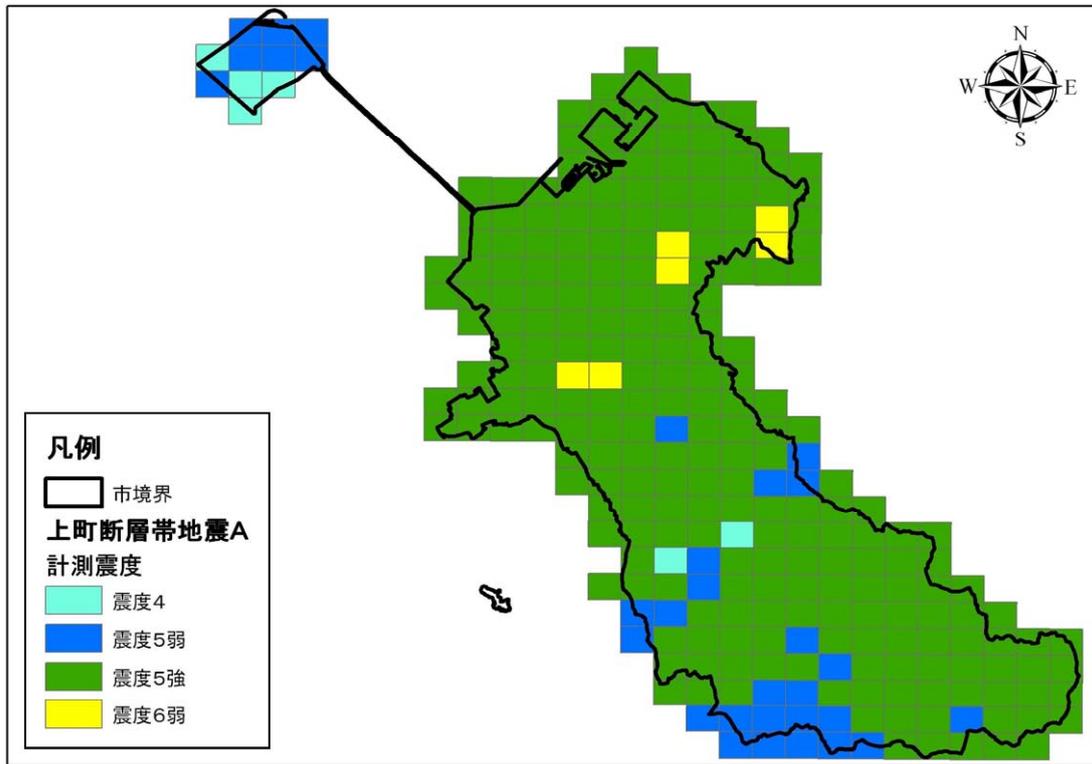
### ⑦生理用品

避難所生活者数(女性)の1日分を府及び市町村がそれぞれ備蓄  
(幼児、高齢者を除いた人口[人口比65%]のうち女性[人口比51%]、1日5個で算出)

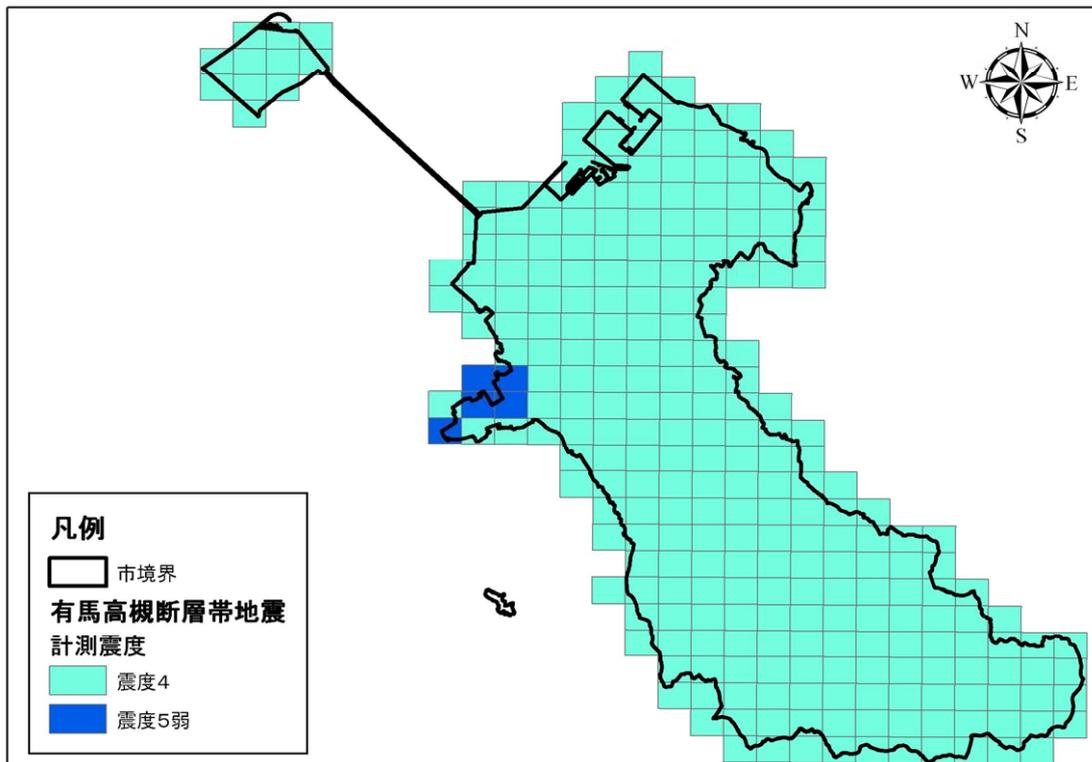
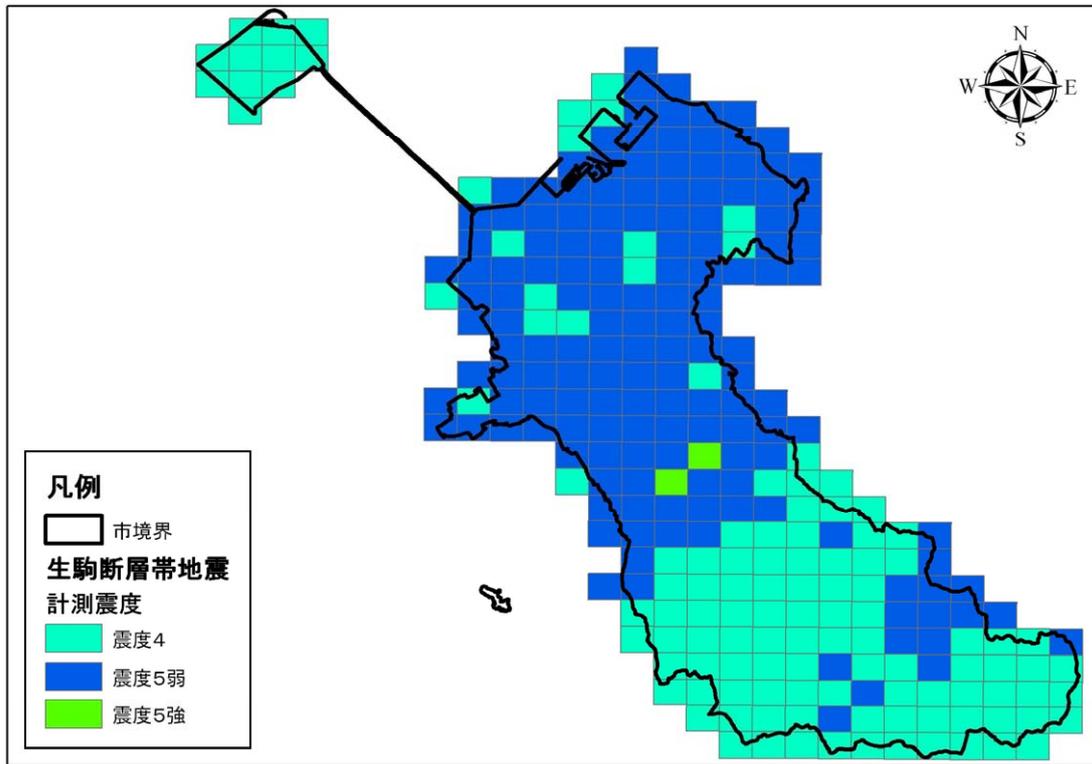
### ⑧簡易トイレ

避難所生活者数100人に1基を市町村(ボックス型)が備蓄。府は組立て型を500人に1基備蓄、調達する仮設トイレを含めて100人に1基を確保

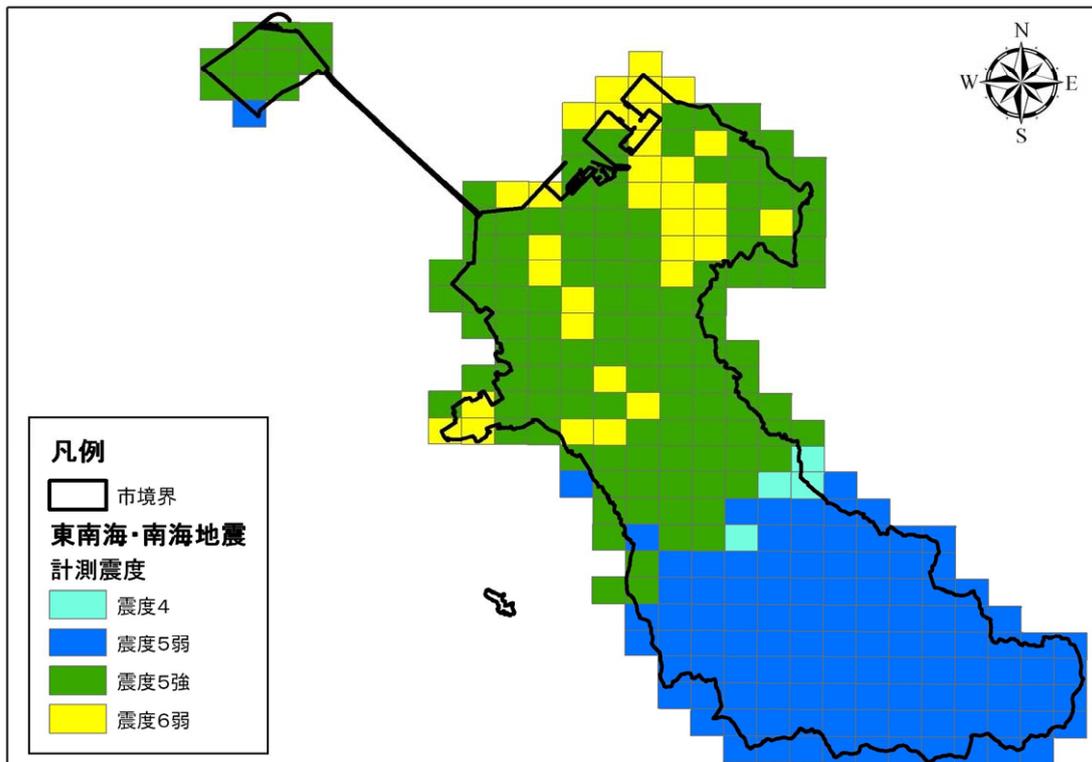
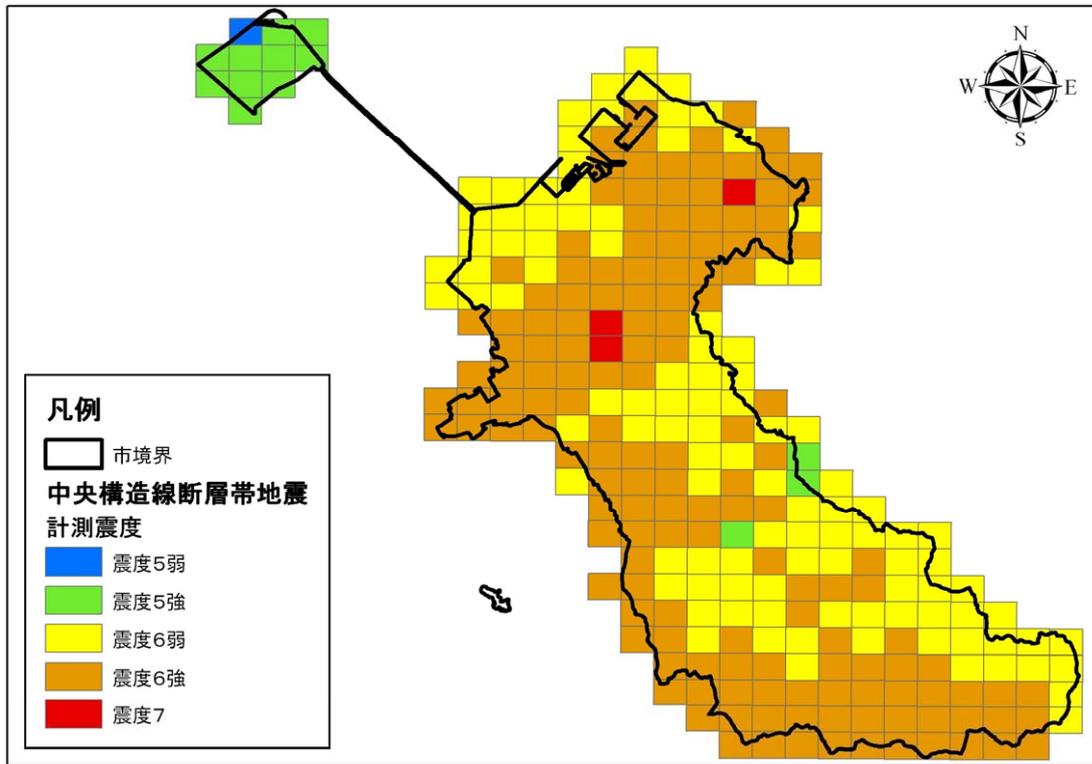
出典：平成19年3月 大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書



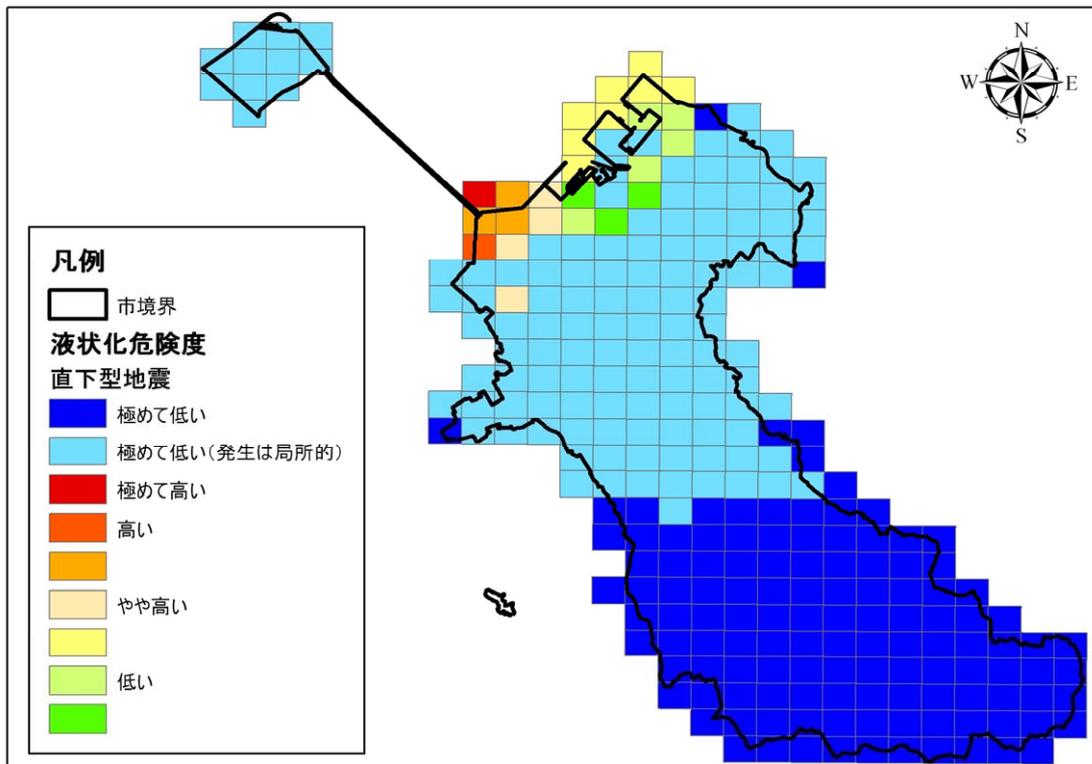
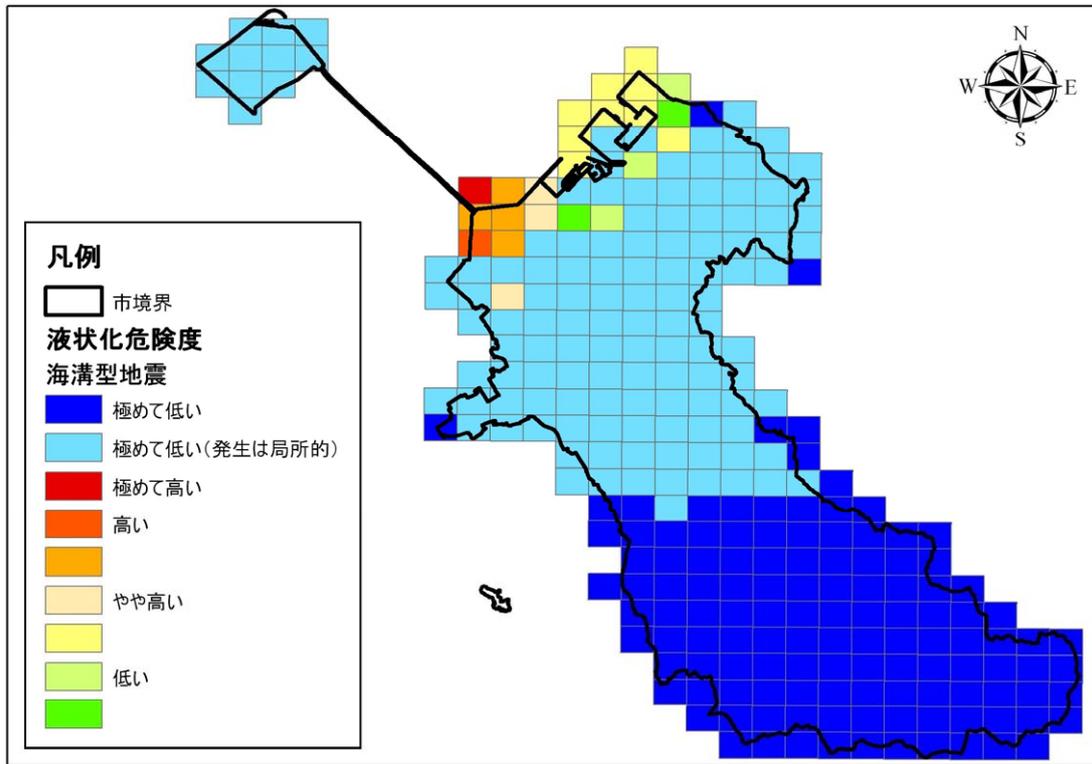
出典：平成 19 年 3 月 大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書



出典：平成 19 年 3 月 大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書



出典：平成19年3月 大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書



出典：平成 19 年 3 月 大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書

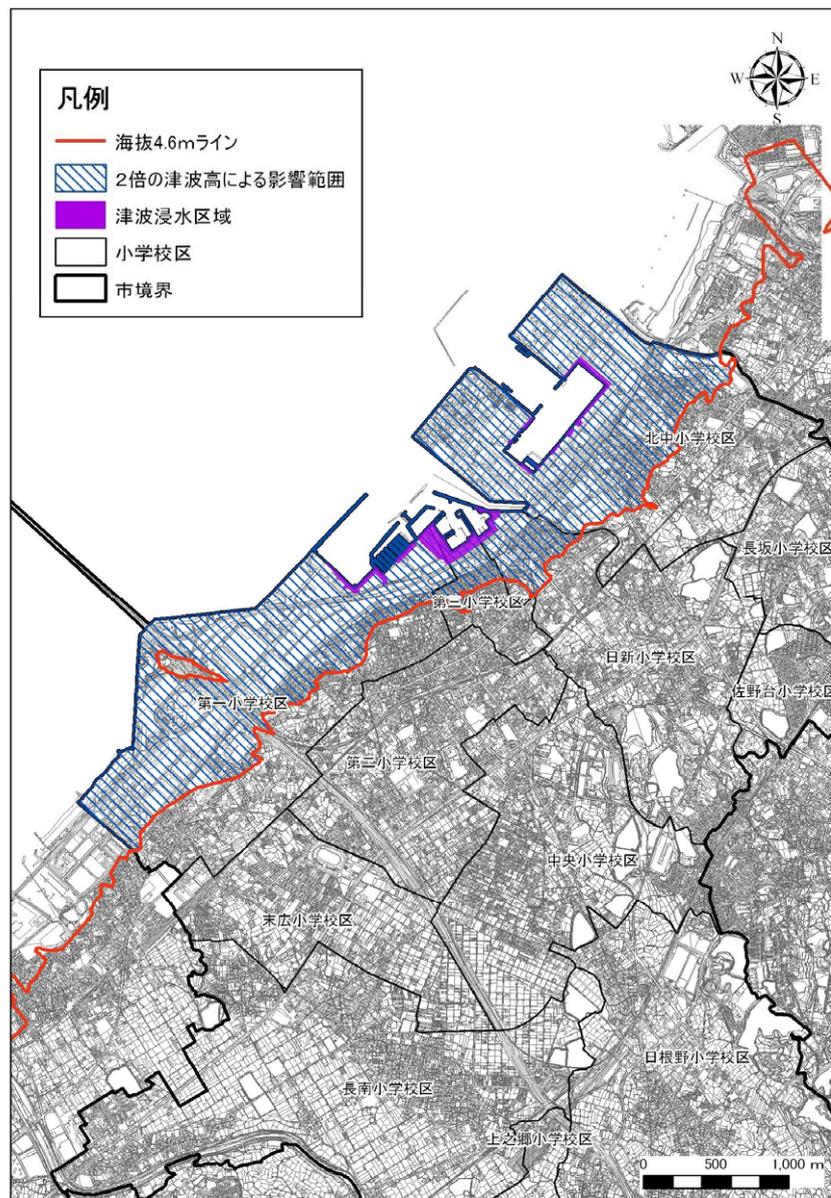
付図 12(1)

■津波の浸水区域図

この図は、「津波の浸水区域」および、「2倍の津波高による影響範囲（東日本大震災を踏まえて設定した範囲）」を示したものです。

「2倍の津波高による影響範囲」は、東日本大震災における巨大津波の発生事例を踏まえ、従来の想定津波の高さを仮に2倍とした場合に、その2倍の津波の高さより地盤が低い範囲を示したものです（津波が到達する範囲の目安であり、範囲より外が安全であるとは限りません）。

これまでは、水門や防潮扉を閉めれば津波は防げると言ってきましたが、現在の計画の2倍の高さの津波が来襲した場合、防潮堤を越えてくるということをお知らせすることを主な目的として作成しています。



※ 2倍の津波高による影響範囲：従来の想定津波高さ [1.9m] の2倍の高さ [3.8m] に、潮位 [0.8m] を考慮し、海抜 4.6m（東京湾平均海面 T.P.+4.6m）となる位置までを「2倍の津波高による影響範囲」と位置付けています。

## 参考 1

# 泉佐野市防災会議条例

昭和39年12月24日  
泉佐野市条例第45号

### (趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、泉佐野市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織について定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 泉佐野市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害についての情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

### (会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、20人以内とし、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 大阪府の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 大阪府警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部門の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (8) その他市長が必要と認める者

6 前項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

### (専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、大阪府の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項についての調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第4条の2 防災会議に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員を補佐する。

(報酬)

第5条 委員及び専門委員の報酬は、別に定める。

2 委員のうち市の経済に属する常勤の職員であるものに対しては報酬を支給しない。

(費用弁償)

第6条 委員等が職務を行うため要した経費は、その費用弁償として、泉佐野市職員等の旅費についての条例(昭和38年泉佐野市条例第8号)による市長相当額とする。ただし、委員等のうち市の経済に属する常勤の職員であるものについては、その本務の旅費相当額とする。

(支給方法)

第7条 報酬及び費用弁償の支給方法についてこの条例に定めがない事項については、泉佐野市職員の例による。

(補則)

第8条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営について必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

付 則 抄

1 この条例は、昭和40年1月1日から施行する。

附 則(平成12年3月29日泉佐野市条例第1号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月25日泉佐野市条例第35号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に任命されている泉佐野市防災会議及び泉佐野市国民健康保険運営協議会の委員については、改正後の泉佐野市防災会議条例第3条第5項及び泉佐野市国民健康保険条例第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成13年12月26日泉佐野市条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

参考 2

## 泉佐野市防災会議運営要綱

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は泉佐野市防災会議条例第 8 条の規定に基づき、泉佐野市防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会 議)

第 2 条 会議は会長が招集し、議長となる。

2 会議は委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専決処分)

第 3 条 緊急を要し会議を招集するいとまがないと認めるとき、又はやむを得ない事情により会議を招集することができないとき、もしくは軽易な事項については、会長は会議で処理する事項のうち、次に掲げるものについては専決処分をすることができる。

(1) 泉佐野市地域防災計画に基づき、その実施を推進すること。

(2) 災害に関する情報を収集すること。

(3) 災害応急対策および災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。

(4) 非常災害に際し緊急措置に関する計画を作成し、その実施を推進すること。

(5) 関係機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳、その他必要な協力を求めること。

(6) 災害対策本部の設置及び連絡に関すること。

2 会長は前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議に報告し、その承認を求めなければならない。

(庶 務)

第 4 条 この会議の庶務は、泉佐野市市長公室市民協働課において掌理する。

(補 則)

第 5 条 この要綱にさだめるもののほか会議に必要な事項はその都度会長が定める。

付 則

この要綱は昭和 40 年 1 月 1 日より実施する。

付 則

この要綱は平成 12 年 4 月 1 日より実施する。

付 則

この要綱は平成 17 年 4 月 1 日より実施する。

付 則

この要綱は平成 23 年 4 月 1 日より実施する。

付 則

この要綱は平成 23 年 10 月 1 日より実施する。

## 泉佐野市防災会議委員一覧表

平成 23 年 7 月現在

【委員 20 名以内】

| 区 分                   | 職 名                                                                                                                                                                 |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会 長                   | 泉佐野市長                                                                                                                                                               |
| 1 号 指定地方行政機関の職員       | 大阪航空局関西空港事務所総務部長<br>岸和田海上保安署長                                                                                                                                       |
| 2 号 大阪府の知事の部内の職員      | 岸和田土木事務所長<br>岸和田土木事務所地域防災監<br>大阪府港湾局阪南港湾事務所長<br>大阪府漁港管理事務所長<br>泉佐野保健所長                                                                                              |
| 3 号 大阪府警の警察官          | 泉佐野警察署長                                                                                                                                                             |
| 5 号 教育長               | 泉佐野市 教育長                                                                                                                                                            |
| 6 号 消防長及び消防団長         | 泉佐野市 消防長<br>泉佐野市 消防団長                                                                                                                                               |
| 7 号 指定公共機関又は指定地方機関の職員 | 関西国際空港(株)セキュリティ部<br>消防防災企画グループリーダー<br>西日本電信電話(株)大阪南支店設備部長<br>関西電力(株)岸和田営業所長<br>大阪ガス(株)導管事業部南部地区保安統括<br>南海電気鉄道(株)泉佐野駅長<br>地方独立行政法人りんくう総合医療センター理事長<br>JR 日根野駅長 (熊取駅長) |
| 8 号 その他               | 泉佐野市土地改良事業団体連絡協議会長                                                                                                                                                  |

条例第 4 条の 2

| 区 分 | 職 名         |
|-----|-------------|
| 幹 事 | 泉佐野市 市長公室長  |
|     | 泉佐野市 総務部長   |
|     | 泉佐野市 生活産業部長 |
|     | 泉佐野市 健康福祉部長 |
|     | 泉佐野市 都市整備部長 |
|     | 泉佐野市 上下水道局長 |

## 参考 4

# 泉佐野市災害対策本部条例

昭和39年12月24日  
泉佐野市条例第46号

### (趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7号の規定に基づき、泉佐野市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)について必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 災害対策本部は、本市防災会議と緊密な連絡のもとに地域防災計画に基づき、災害予防及び災害応急対策を実施する。

### (本部長及び本部員)

第3条 災害対策本部は、本部長、本部員及びその他の職員をもって組織する。

2 災害対策本部長は、市長をもって充てる。

3 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、本部員を指揮監督する。

4 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

### (部)

第4条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、その部の事務を掌理する。

### (補則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部について必要な事項は、市長が定める。

### 付 則

この条例は、昭和40年1月1日から施行する。

### 附 則(平成12年3月29日泉佐野市条例第1号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

### 附 則(平成13年12月26日泉佐野市条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

泉佐野市非常勤消防団員等の公務災害補償に関する条例

平成 18 年 6 月 30 日  
泉佐野市条例第 26 号

泉佐野市消防団員等公務災害補償条例(昭和 41 年泉佐野市条例第 14 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 24 条第 1 項、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第 36 条の 3、水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 45 条及び災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 84 条第 1 項(原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号)第 28 条第 1 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定に基づき、非常勤消防団員及び消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者並びに水防に従事した者並びに応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(損害補償を受ける権利)

第 2 条 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合、又は消防法第 25 条第 1 項若しくは第 2 項(同法第 36 条において準用する場合を含む。)若しくは第 29 条第 5 項(同法第 30 条の 2 及び第 36 条において準用する場合を含む。)の規定により消防作業に従事した者(以下「消防作業従事者」という。)、同法第 35 条の 10 第 1 項の規定により救急業務に協力した者(以下「救急業務協力者」という。)又は水防法第 24 条の規定により水防に従事した者(以下「水防従事者」という。)若しくは災害対策基本法第 65 条第 1 項(同条第 3 項(原子力災害対策特別措置法第 28 条第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第 28 条第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定若しくは災害対策基本法第 65 条第 2 項において準用する同法第 63 条第 2 項の規定による応急措置の業務に従事した者(以下「応急措置従事者」という。)が消防作業若しくは水防(以下「消防作業等」という。)に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、市長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。

(損害補償の種類、範囲、金額、支給方法等)

第 3 条 損害補償の種類、範囲、金額、支給方法その他損害補償に関して必要な事項については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 31 年政令第 335 号）の規定（災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 36 条第 1 項の規定により消防作業従事者、救急業務協力者又は水防従事者に係る損害補償の規定の定めるとおりとされた場合を含む。）の例による。（異議申立て）

第 4 条 市の行う非常勤消防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、市長に対して、異議申立てをすることができる。（報告、出頭等）

第 5 条 市は、審査又は損害補償の実施のため必要があると認めるときは、損害補償を受け若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。（損害補償費の返還要求）

第 6 条 市は、非常勤消防団員等に対して、この条例の規定により、損害補償に要する費用を支給した後において、その支給額に錯誤があったことが判明したときは、当該非常勤消防団員等に対して、その錯誤に係る額の返還を求めることができる。

2 偽りその他不正の手段により損害補償を受けた者があるときは、市は、その損害補償に要した費用に相当する金額の全部又は一部をその者から返還させることができる。

（委任）

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用する。

附 則（平成 18 年 9 月 29 日泉佐野市条例第 31 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 9 月 29 日泉佐野市条例第 25 号）

この条例は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 12 月 22 日泉佐野市条例第 26 号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 泉佐野市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年10月5日

泉佐野市条例第40号

### 目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 災害弔慰金の支給(第3条～第8条)
- 第3章 災害障害見舞金の支給(第9条～第11条)
- 第4章 災害援護資金の貸付(第12条～第16条)

#### 付則

- 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び同法施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において「災害」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

2 この条例において「市民」とは、災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有していた者をいう。

#### 第2章 災害弔慰金の支給

#### (災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

#### (災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時、その者と同居し、又は生計を同じくしていた者。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

#### (災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し、災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては5,000,000円とし、その他の場合にあつては2,500,000円とする。ただし、死亡者が、その死亡に係る災害に関し、次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

#### (死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

#### (支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

#### (支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき理由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

### 第3章 災害障害見舞金の支給

#### (災害障害見舞金の支給)

第9条 市は市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては2,500,000円とし、その他の場合にあっては1,250,000円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は災害障害見舞金について準用する。

#### 第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 1,500,000円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 2,500,000円

ウ 住居が半壊した場合 2,700,000円

エ 住居が全壊した場合 3,500,000円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 1,500,000円

イ 住居が半壊した場合 1,700,000円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 2,500,000円

エ 住居の全体が滅失若しくは流出した場合 3,500,000円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には「2,700,000円」とあるのは「3,500,000円」と、「1,700,000円」とあるのは「2,500,000円」と、「2,500,000円」とあるのは「3,500,000円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第11条第1項及び令第8条から第12条までの規定によるものとする。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日以後に生じた災害に関して適用する。

付 則(昭和50年6月25日泉佐野市条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和52年4月1日泉佐野市条例第10号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年9月7日以後に生じた災害に関して適用する。

付 則(昭和53年7月1日泉佐野市条例第14号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則(昭和56年6月27日泉佐野市条例第22号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則(昭和57年12月23日泉佐野市条例第30号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和57年7月10日以後に生じた災害について適用する。

付 則(昭和62年3月28日泉佐野市条例第13号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和61年7月10日以後に生じた災害について適用する。

付 則(平成3年12月25日泉佐野市条例第42号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の泉佐野市災害弔慰金の支給等に関する条例(以下「新条例」という。)第5条の規定は、平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、新条例第10条の規定は、当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、

新条例第13条第1項の規定は、平成3年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成13年12月26日泉佐野市条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

## 泉佐野市立学校（園）災害対策計画

### 第 1 章 災害対策組織

#### 1. 災害対策本部の設置

- (1) 校・園長は、災害が発生し、又はおそれのあるとき及び市教育委員会から警備防災についての指示があったときは、災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。
- (2) 本部は、校・園長、教頭（園長代理）、その他の教職員をもって組織する。
- (3) 本部長は校・園長とし、副本部長は教頭（園長代理）とする。
- (4) 本部長に事故があるときは、副本部長が、本部長の職務を代行する。
- (5) 本部員は、本部長の命を受けて、情報の把握、教職員の配備、関係機関との連絡、応急対策の実施等にあたる。

#### 2. 教職員の配備体制及び配備人員

おおむね次のとおりとし、配備区分は、本部長が指令する。

##### A号配備体制（準備体制）・・・必要最小限の本部員

小規模の災害が発生し、又は災害発生のおそれがあるが、時間、規模等推測困難な場合で、情報連絡、園児・児童・生徒の状況把握、施設設備の点検・整備等災害対策の準備と小規模災害の応急対策を実施する体制

##### B号配備体制（警戒体制）・・・約3分の1の本部員

相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に対する警戒又は災害応急対策を実施する体制

##### C号配備体制（非常体制）・・・全員

大規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、学校・園の全力をあげて災害応急対策を実施する体制

- (1) 本部長は、園児・児童・生徒在校時、夜間等事情により、配備人員を変更することがある。
- (2) 教職員は、勤務時間外において災害が発生したとき、若しくは発生するおそれがあることを察知したとき、又は配備体制の指令があったときは、特別の事情のある者を除き速やかに学校に参集する。
- (3) 教職員の非常招集の連絡、伝達方法及び災害対策組織は予め教職員に周知させる。

## 第2章 災害応急対策について

### 1. 園児・児童・生徒の安全確保

#### (1) 避難訓練

平素から避難合図、避難経路、避難場所等避難方法について園児・児童・生徒に周知させ、計画的に避難訓練を行う。

#### (2) 災害時の対策

##### ア. 園児・児童・生徒在校時の措置

(ア) 災害状況を園児・児童・生徒に周知させ、全員掌握する。

(イ) 状況に応じて授業停止、避難誘導、下校等の処置を的確に行う。

(ウ) 避難させる場合は、避難経路、避難場所、危険物等を的確に指示し、誘導する。

(エ) 避難、下校に際しては、必要に応じ、警察署、消防署等の関係機関に連絡し、協力を求める。

##### イ. 園児・児童・生徒登校前の指示

(ア) 台風襲来等が前日に予想される場合は、校・園長は、状況に応じ、園児・児童・生徒下校時に、翌日の登校について適切な指示を与える。

(イ) 必要に応じ、園児・児童・生徒の家庭への連絡組織等を通じて指示を周知させる。

ウ. 災害が予想される場合は、災害発生後危険物となるおそれがある物品、施設等の安全処理、保健室常備の医薬機材、薬品の確保等の措置を行う。

### 2. 学校・園施設・設備等の保全

#### (1) 台風襲来等災害が予め予想される場合

ア. 窓、出入口の点検、固定を行う。

イ. 排水溝の整備、断水、停電に対する処置を行う。

ウ. 火元の始末等防火管理に留意する。

エ. 重要書類、重要物品等の管理と処理を適切に行う。

オ. 罹災者の校舎使用についての対策を行う。

#### (2) 火災、地震等突発的な災害があった場合

ア. 関係機関に急報する。

イ. 初期消火につとめ、施設・設備の保安にあたる。

ウ. 重要書類、重要物品等の保全管理を行う。

### 3. 災害があった場合の措置

(1) 災害があった場合は、校・園長は、園児・児童・生徒の安全の確保、授業再開等その他応急措置に努めるとともに、災害の状況を速やかに下記要領により教育委員会に報告する。

(2) 災害後の授業再開に際しては、伝染病防疫対策、危険物の処理等について遺憾のないように措置するとともに、必要に応じ関係機関の指示、協力を求める。



## りんくう総合医療センター災害救助隊活用計画

### 1. 総括

- (1) この活用計画は、りんくう総合医療センター並びに泉佐野市域における非常災害の発生に際し、傷病者の治療と病院の保全をはかることを目的とする。
- (2) りんくう総合医療センター災害救助隊員は、非常災害が発生し若しくは発生のおそれのあることを察知したときは、直ちに非常参集しなければならない。
- (3) 非常災害が発生した場合又は発生のおそれのあるときは直ちに災害時医療対策委員会を開き、傷病者の治療及び病院の保全対策について協議する。  
災害対策委員会は、救助隊の班長以上の職にある隊員をもって構成する。
- (4) 救助活動の実施に際し、この計画の変更の必要のあるときは本部長の承認を得て変更することができる。

### 2. 診療計画

- (1) 組織及び編成  
診療部は、病院診療部局・看護局の職員をもって編成し、院内治療班、院外派遣救護班、薬剤班の3班を統轄し、その活動能力を最大限に発揮せしむることを任務する。
- (2) 事務分掌
  - ア. 院内治療班  
従来の業務に加え、緊急に収容された患者の治療を担当する。
  - イ. 院外派遣救護班  
必要に応じ、本部長の指令により、院外傷病者の救護治療を担当する。
  - ウ. 薬剤班  
従来の業務に加え、前2班に必要な薬剤の供給と確保を担当する。

### 3. 事務計画

- (1) 組織及び編成  
事務部は、病院事務局の職員をもって編成し、庶務、資材、業務の3班を置き、7係を配属し、診療部の活動を十分ならしむるため、あらゆる事務処理を敏速確実に執行することを任務する。
- (2) 事務分掌
  - ア. 庶務班
    - (ア) 庶務係  
救助隊活動の企画立案にあたりとともに、各部署と緊密な連携を保ち、隊員の人事、給与を担当する。
    - (イ) 情報連絡係  
正確な情報収集に努めるとともに、各部署と緊密な連携を保ち、収容間患者等に不必要な危惧をいだかしめないよう処置をとるものとする。

(ウ) 警備工作係

災害時における病院内外の警備に努めるとともに、風水害に対する防衛工作及び破損修理工作を担当し、施設の保全に万全を期するものとする。

イ. 資材班

(ア) 用途係

救助隊各部署において、必要とする諸物資の購入と供給を担当する。

(イ) 輸送係

救助隊の活動に必要な人員及び物資の輸送を担当する。

ウ. 業務班

(ア) 整理誘導係

診療部各班と密接な連携の下に従来の業務を遂行するとともに、災害によって生じた傷病者が適切な治療を受けらるよう整理誘導を担当する。

(イ) 給養係

収容患者並びに救助隊員の栄養補給に勤めるとともに、給食材料の確保を担当する。

りんくう総合医療センター災害救助隊組織編制表

| 区 分                      | 部 名                     | 班 名                       | 科 (係) 名   | 備 考                      |
|--------------------------|-------------------------|---------------------------|-----------|--------------------------|
| 本 部<br>本部長 1<br>副本部長 (兼) | 診 療 部<br>部長 1<br>副部長(兼) | 院 内 治 療 班<br>班 長 1        | 診 療 科     | 医師 27 看護師 27<br>医療技術員 21 |
|                          |                         |                           | 病 棟       | 看護師、助手 133               |
|                          |                         | 院外派遣救護班<br>班 長 (兼)        | 救護係 (内科)  | 医師 2 看護師 2<br>事務 1       |
|                          |                         |                           | 〃 (内科)    | 〃                        |
|                          |                         |                           | 〃 (外科)    | 〃                        |
|                          |                         |                           | 〃 (外科)    | 〃                        |
|                          | 薬 剤 班<br>班 長 1          | 調 剤 補 給                   | 薬剤師、助手 12 |                          |
|                          | 事 務 部<br>部長 1<br>副部長(兼) | 庶 務 班<br>班 長 1<br>副 班 長 1 | 庶 務 係     | 係 長 以 下 4                |
|                          |                         |                           | 情 報 連 絡 係 | 〃 6                      |
|                          |                         | 警 備 工 作 係                 | 〃 3       |                          |
|                          |                         | 資 材 班<br>班 長 1            | 用 途 係     | 〃 3                      |
|                          |                         |                           | 輸 送 係     | 〃 5                      |
|                          |                         | 業 務 班<br>班 長 1<br>(副班長 1) | 整 理 誘 導 係 | 〃 10                     |
|                          | 給 養 係                   |                           | 〃 24      |                          |

## 原子炉施設及び住民の安全確保に関する協定書

泉佐野市（以下「甲」という。）と京都大学原子炉実験所（以下「乙」という。）は、双方の協力により、長年にわたり乙の原子炉施設（以下「原子炉施設」という。）に関連して甲の住民の安全と健康の確保に努力して来たが、今後においても長くこの状態を維持するため、乙は、原子炉はもとより甲の住民の原子炉施設に係わる安全確保に責任を持ち、そのためできる限りの努力を払うことを確認し、次のとおり協定する。

（関係諸法令の遵守等）

第 1 条 乙は、原子炉施設の建設及び運転等にあたっては、関係諸法令を遵守するとともに、原子炉施設に起因する環境放射線及び放射能（以下単に「環境放射線」という。）の防護と原子力安全の確保について万全の措置を講ずるものとする。

2 甲及び乙は、前文に盛られた精神に照らし、この協定書に定められた事項を誠実に覆行するものとする。

（放射線防護と原子力安全の確保に関する計画）

第 2 条 乙は、甲と協議のうえ、環境放射線の防護と甲の住民の原子力安全の確保に関する計画を定めて、甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の計画を適切に実施し、細心の注意と最高の技術をもって放射線管理を行うものとする。

（環境放射線のモニタリング）

第 3 条 乙は、甲の住民の原子力安全を確保するため、その負担において、原子炉施設周辺の環境放射線のモニタリング（以下「モニタリング」という。）を実施するものとする。

2 前項のモニタリングの実施に関しては、乙はその項目、場所、方法及び時期について、甲と協議するものとする。

（モニタリング結果の報告）

第 4 条 乙は、前条のモニタリングを実施したときは、その結果に関する報告書を作成し、別に定める期日までに、甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の結果を公表できるものとする。

（原子炉の設置、変更に関する協議）

第 5 条 乙は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 23 条第 1 項、又は第 26 条第 1 項の規定により原子炉施設の設置又は変更の承認を受けようとするときは、事前に甲と協議するものとする。

ただし、軽微なものについては、この限りでない。

(災害発生時の措置)

第6条 乙は、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則(昭和32年総理府令第83号)第17条に規定する措置をとったとき、又は同規則第21条第2項に規定する事態が発生したときは、その状況を直ちに甲に通知するものとする。

2 乙は、前項のいずれの場合においても、事態の状況、これに対する措置及び対策を、事態発生後10日以内に、文書で甲に報告するものとする。

(その他の報告及び立入調査)

第7条 甲が乙に対して、第4条及び前条に規定するもののほか、必要に応じて放射線に関する安全確保について報告を求めた場合には、乙は、報告を行うものとする。

2 前項の報告を受けた場合において、必要と認めるときは、甲は、乙の原子炉主任技術者の立会いのもとに、甲の関係職員又は甲の委嘱した調査員により原子炉施設及びその周辺の立入調査を行わせることができるものとする。

(公害の防止)

第8条 乙は、その事業活動によって生じるおそれのある大気汚染、水質汚濁等の公害を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項に定めるもののほか、排気及び排水中の放射性物質総量の低減を心掛けるものとする。

(協議不調の場合のあつせん)

第9条 この協定により、甲乙間で協議すべき事項について協議が整わないときは、甲及び乙は、大阪府原子炉問題審議会にあつせんを依頼し、解決を図るものとする。

(その他)

第10条 この協定に定める事項を変更し、若しくはこの協定に定めのない事項について定めようとするとき、又はこの協定に関し疑義を生じたときは、甲と乙が協議するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成元年1月25日

甲 大阪府泉佐野市  
市長 向江 昇

乙 京都大学原子炉実験所  
所長 岡本 朴

## 災害時における相互支援、協力協定

泉佐野市と泉佐野湯便局は泉佐野市域において地震、風水害が発生し市民生活に多大な被害が生起した場合に、相互支援、協力し、被災住民生活の復旧のため、次の通り協定する。

(支援、協力要請)

### 第 1 条

この協定による支援、協力要請は、それぞれの代表者の指示により行う。

(支援協力態勢)

### 第 2 条

支援、協力の要請を受けたときは、特別の事情がない限り支援、協力態勢を整える。

(支援、協力活動)

### 第 3 条

支援、協力活動は原則として、支援協力要請により行う。

(支援、協力範囲)

### 第 4 条

支援、協力の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 被害の状況等についての情報収集、および情報交換。
- (2) その他支援、協力を必要とする事項。

(協議)

### 第 5 条

この協定に定めのない事項は疑義を生じた場合は、双方協議のうえ定める。

(適用)

### 第 6 条

この協定は平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し当事者記名押印のうえ各 1 通を保有する。

平成 8 年 4 月 1 日

泉 佐 野 市 代表者 泉佐野市長

泉佐野郵便局 代表者 泉佐野郵便局長

地震災害における緊急設備支援に関する協定書

泉佐野市（以下「甲」という。）と株式会社セレスポ（以下「乙」という。）は、地震災害時に、甲が泉佐野市地域防災計画に基づき応急対策業務を行う際に、乙が緊急設備支援として、避難所用テント設備の設置等緊急対策システム「クイック24」（以下「システム」という。）を提供することを目的として次のとおり協定する。

（要請）

- 第1条 甲は、地震災害発生時において、乙のシステム稼働の必要があると認めたときは、乙にその稼働を要請する。
- 2 甲と乙は、毎年度当初にシステムの稼働を要請する際における連絡責任者を確認し、その内容に変更があった場合は、速やかに相手方に報告しなければならない。

（要請事項の措置）

- 第2条 乙は、甲から前条に規定する要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置を執るとともに、その措置事項を甲に報告する。

（システムの内容等）

- 第3条 乙は、甲が要請する場所に情報連絡、緊急物資受入れ、ボランティア受入れ、医療救護等を実施するために必要なテントキャンプ資材を、甲からの要請後概ね24時間以内に搬入及び設置し、稼働終了時に撤去する。
- 2 搬入及び設置する資材の詳細は、甲乙協議して決定する。

（稼働範囲）

- 第4条 乙が甲の要請に基づきシステムを稼働し、設置する場所は、甲の避難所開設予定場所のうち、あらかじめ指定した6箇所以内とするが、災害の状況に応じ、甲乙協議の上、他の避難所開設予定場所と入れ替えることができる。

（システム稼働の料金等）

- 第5条 システムの稼働料金は、災害発生前の適正料金を基準とし甲乙協議して決定するものとし、乙は毎年度当初に参考料金を甲に報告する。
- 2 システムの資材について、汚損、破損、紛失等があった場合は、乙は甲にその責を求めない。

（協定期間）

- 第6条 この協定期間は、平成12年 4月 1日から1年間とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、期間満了2ヶ月前に甲乙協議し、双方異議の無い場合は、期間満了の日から引き続き1年間期間を延長するものとし、以後同様とする。

(協議事項)

第7条 この協定の実施について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有するものとする。

平成12年 4月 1日

甲 泉佐野市市場東一丁目295番地の3

泉佐野市長 新田谷 修司

乙 東京都豊島区北大塚一丁目21番5号

株式会社セレスポ

代表取締役社長 衣 笠 純

## 災害時におけるLPガス等の供給協力に関する協定書

泉佐野市（以下「甲」という。）と社団法人エルピーガス協会泉佐野支部（以下「乙」という。）は、泉佐野市内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に甲が泉佐野市地域防災計画に基づき泉佐野市民の生命と財産を守る責務を果たすため行う応急対策業務（以下「業務」という。）に関し、緊急用エルピーガス（燃焼機を使用するために必要な設備を含む。以下「LPガス等」という。）の供給確保に関し、次のとおり協定を締結する。

### （協力要請）

第1条 甲は、災害時の業務遂行に必要と認める場合は、乙に対してLPガス等の供給協力を要請できるものとする。

### （協力の実施）

第2条 乙は、前条の要請を受けた場合は、やむを得ない事由のない限り要請事項についてすみやかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

### （要請手続）

第3条 乙に対する甲の要請手続は、文書をもって防災担当課長が行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は、電話等で要請し、事後文書を提出するものとする。

2 要請に当たっては、甲は提供する期間その他必要な事項を乙に連絡するものとする。

3 前項の供給を要請する期間は、災害の状況等により甲が必要と認めるときは、乙と協議の上、延長することができる。

### （安全点検）

第4条 乙がLPガス等を供給するときは、燃焼器具の安全点検をして供給するものとする。

### （設置の場所）

第5条 LPガス等の設置場所は甲が指定するものとし、甲は当該設置の確認を行うものとする。

(費用の負担)

第6条 乙が甲の要請事項を実施するために要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害発生直前時における適正な価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

(費用の支払い)

第7条 乙は、LPガス等の使用料の請求を行う場合は、甲と請求に関する事項について協議のうえ、請求書により行うものとする。

2 甲は、前項の請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2部を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1部を保有するものとする。

平成19年8月1日

甲 泉佐野市市場東1丁目295番地の3  
泉佐野市  
泉佐野市長 新田谷 修司

乙 泉佐野市南中樫井628番地  
社団法人大阪府エルピーガス協会泉佐野支部  
支部長 北谷 敏樹

### 災害時における電気設備の応急復旧時等の応援に関する協定書

泉佐野市(以下「甲」という。)と大阪府電気工事工業組合岸和田支部(以下「乙」という。)は、次の通り協定を締結する。

#### (総則)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、避難所等が設けられている市有施設における電気設備(以下「電気設備」という。)の状況調査、応急修理及び仮設工事等(以下「応急復旧等」という。)を甲を行うに当たり、乙の協力を求めることに関し、基本的事項を定めるものとする。

#### (要請)

第2条 甲は、電気設備の応急復旧等を行う場合において、乙の資機材及び労力を活用する必要があると認めるときは、乙に対して必要な協力を要請することができる。

2 前項の要請は、災害時における電気設備の応急復旧等の応援要請書(様式第1号)により行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭により行うことができる。

#### (協力)

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、その趣旨に従い乙の所属会員が所有する資機材及び労力の提供について可能な限り甲に協力するものとする。

#### (報告)

第4条 乙は、甲の要請に基づく応急復旧等に係る応援(以下「応援」という。)が終了したときは、災害時における電気設備の応急復旧等の応援終了報告書(様式第2号)を甲に提出するものとする。

#### (費用負担)

第5条 応援に要した費用のうち、資機材の費用であって災害発生前における通常取引事例を基準として、甲乙協議して決定する額に相当する部分については甲の負担とし、その他の費用については乙の負担とする。

( 損害の負担 )

第 6 条 乙が、応援に係る業務の実施に伴う第三者に損害を与えたときは、その賠償の責については、甲乙協議して定める。

( 補償 )

第 7 条 応援に係る業務に従事した者が、その責に帰することができない理由により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、甲が補償するものとする。ただし、当該従事者が他に療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害補償を受けたときは、これらの額を減じた額とする。

( 連絡責任者 )

第 8 条 第 2 条の規定による要請に関する事項の伝達及び連絡責任者として、甲においては泉佐野市長を、乙においては大阪府電気工事工業組合岸和田支部長をそれぞれ指定するものとする。

( 連絡協議会の設置 )

第 9 条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、関係者による連絡会議を設置し、定期的な情報交換に努める。会議の開催時期は双方協議のうえ定めるものとする。

( 総合防災訓練等への参加 )

第 10 条 乙は、応援が円滑に行われるよう、甲が実施する総合防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

( 協定の期間 )

第 11 条 この協定の期間は、締結の日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 1 か月前までに、甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り更に 1 年間延長するものとし、以後この例による。

( その他 )

第 12 条 この協定に定めない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 23 年 5 月 12 日

甲：大阪府泉佐野市市場東 1 丁目 295-3  
泉佐野市長 千代松 大耕

乙：大阪府岸和田市藤井町 3 丁目 13 番 25 号  
大阪府電気工事工業組合岸和田支部  
支部長 西野 正則